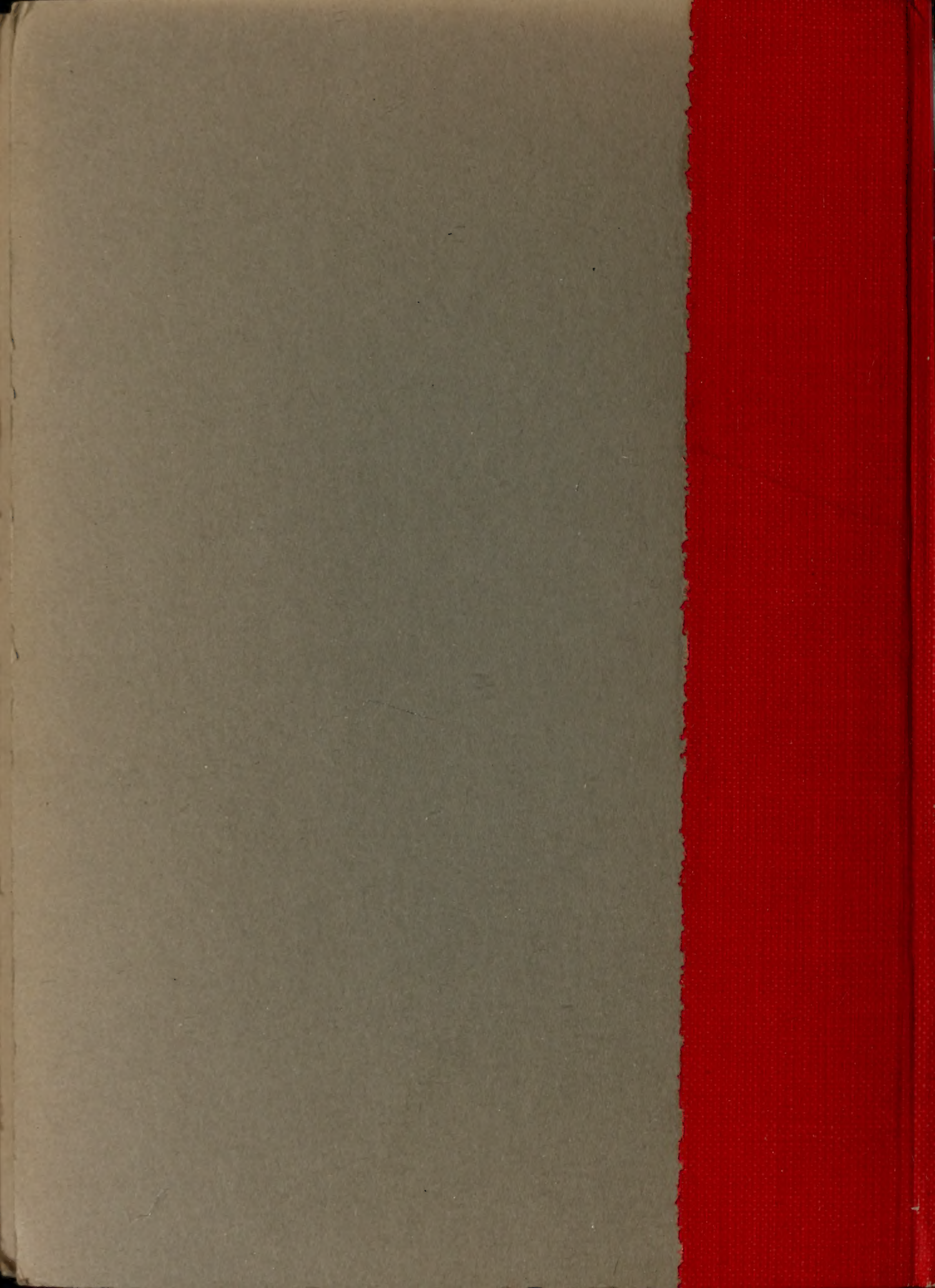
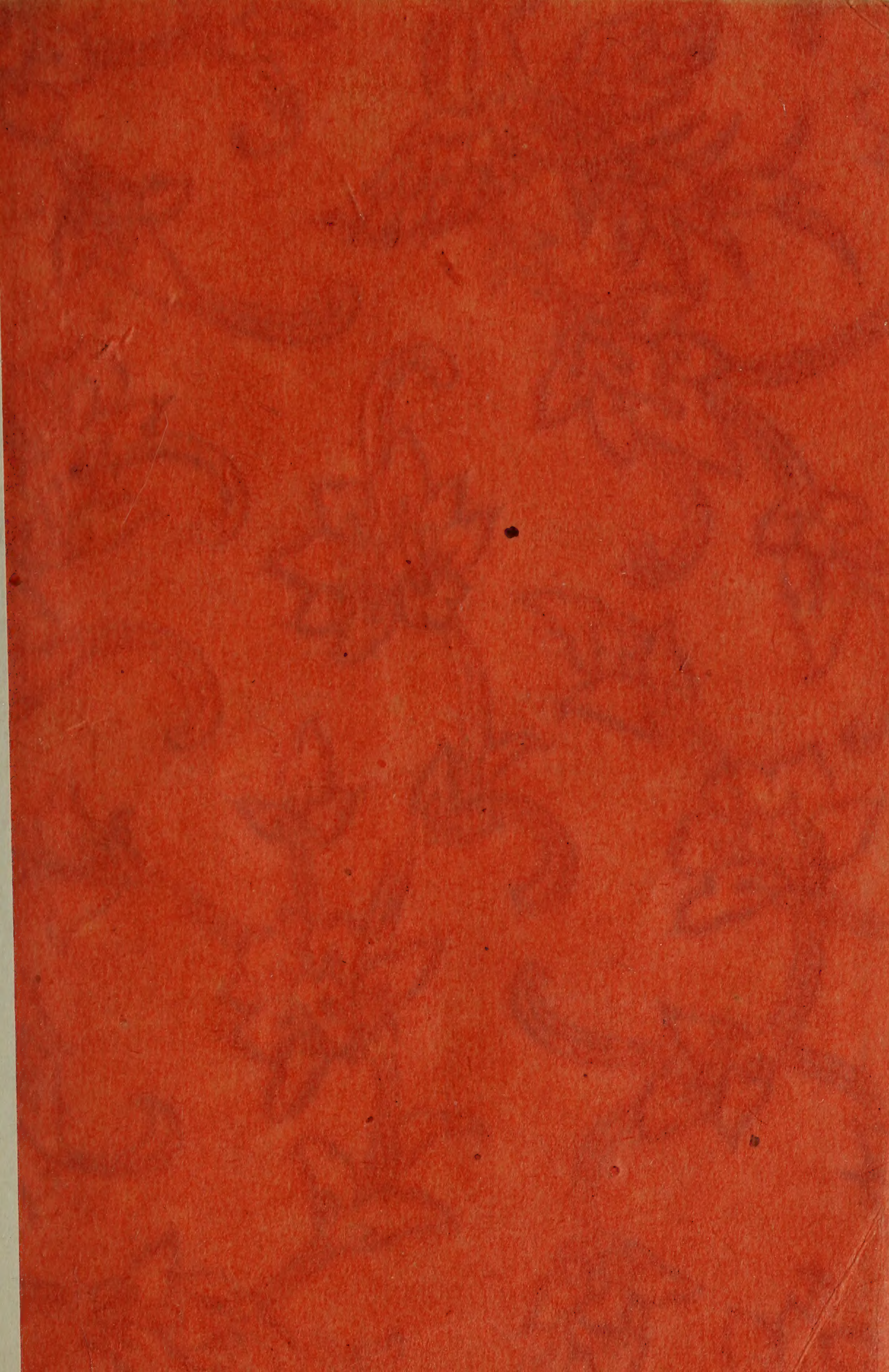


Kariya, Ekisai
Kariya Ekisai zenshu





日本古典全集刊行會板

日本古典全集

與謝野寛
正宗敦夫　編纂
與謝野晶子　校訂

狩谷棭齋全集第三

轉注說
扶桑略記校譌
每條千金


LIBRARY
MAR 28 1967
UNIVERSITY OF TORONTO

狩谷棭齋全集第三解題

一、此卷には狩谷棭齋の著作に成る「轉注說」、「扶桑略記校譌」及び「毎條千金」の三種を收めた。

一、「轉注說」は靜嘉堂文庫の厚意に由り、その珍藏に屬する棭齋自筆の稿本を寫す事を得た。是れには門弟澁江抽齋自筆の評言と同じく門弟岡本保孝自筆の奥書とが附いてゐる。其れをも我我が假に「轉注說附錄」と題して併せて印刷した。

一、「轉注說」は原本の片假名交り文を保存したが、送り假名を加へ、句讀點を施した。題簽は棭齋の自筆で無いから撮影せず、本文の最初の一葉だけを寫眞凸版に複製して挿んだ。

一、宮內省の圖書寮にも棭齋の「轉注說」の寫本が藏せられてゐる。其れに「嘉永甲寅正月活字刷印、以藏于家塾、福山森立之」と云ふ奥書が有るのを見ると、門弟の森立之（枳園）が嘉永七年（一八五四）に木活字を用ひて少部數を印刷したらしい。「圖書寮本」は其版本から寫したのである。其れには澁江岡本二家の附記は無い。

一、「轉注說」に就ては、專門家以外の一般讀者の參考の爲めに、編者の一人與謝野寬が別に「轉注說大槩」を書いて添へて置く。

一、「扶桑略記校譌」は、鎌倉初期の學僧にして、比叡山延曆寺の功德院に住した阿闍梨皇圓が、漢文を以

て神武天皇（――西暦紀元前五八五）より堀川天皇（一〇七九「承暦三年」――一一〇七「嘉承二年」）までの史實を編年體に書いた「扶桑略記」を、文政三年（一八二〇）に德川幕府の印行した謂ゆる「官板」を底本とし、尾張國名古屋の「眞福寺本」、「古抄節本」、「古寫一本」、「又古寫一本」、「又又古寫一本」の五本に由つて、底本の譌誤の文を抄出し一一校訂を加へたものである。

一、「扶桑略記」の著者皇圓は大政大臣藤原道兼（九六一「應和元年」――九九五「長德元年」）四世の裔參河權守重兼の子である。浄土宗の開祖僧源空（一一三三「長承二年」――一二一二「建暦二年」）の師である事は「法然上人集」に於て述べて置いた。その傳記は「元亨釋書」其他の高僧傳に見當らないが、台學の外に史才と文才とを兼ね、「扶桑略記」の編述には多くの古書を引用したと見えて、六國史に傳はらぬ記事なども尠く無い。

一、皇圓の「扶桑略記」は、もと三十卷あつたが、名古屋の眞福寺に傳はつた古寫本は第一卷と第七より第十九卷までとを闕き、別に聖武天皇紀下より平城天皇紀に終るまでの拔萃本一卷が添つて居た。文政三年の「官板」は「此眞福寺本」から出た寫本に據り、其れを十五册に配して印行したのであるが、棭齋は親しく「眞福寺本」の原書に就いて對照し、多くの誤寫を發見して訂正を加へた。卽ち此「扶桑略記校譌」の中に「原本」と云つてあるのは右の「眞福寺本」である。棭齋は「眞福寺本」の體裁其他に就いて、「其本紙色字樣を審かにするに、六七百年前に寫す所、副葉に題して、于レ時慶安元年六月廿四日

加二支覆一畢と云ひ、外題の下に金勝院の三字を記す」（原漢文）と「校本扶桑略記」第十五册の卷末に朱書してゐる。

一、また右の外に棭齋が校訂に用ひた「古寫抄節本」略して「節本」と云つてゐる本は、新井白石の手澤遺本であつたと云ふ。此外に「古寫一本」略して「一本」と云ひ、「又古寫一本」略して「又一本」と云ひ、「又又古寫一本」略して「又又一本」と云ふ三本は其由來を知らない。此「又又一本」を棭齋は「校本扶桑略記」に「原青書本」と注してゐる。

一、「扶桑略記校譌」の底本は無窮會所藏の寫本を原本通りに淨寫し、更に同じく無窮會の所藏にして棭齋自筆の「校本扶桑略記」と對校した。此淨寫本の對校には特に宮内省圖書寮の田邊勝哉氏が當つて下さつた事を茲に拜謝する。

一、「無窮會本」の「扶桑略記校譌」には木村正辭博士（一八二七「文政十年」——一九一三「大正二年」）の頭注が有る。今は其れを本欄の中に括弧を加へて收めた。次いでに云ふ。無窮會は井上頼圀博士（一八四〇「天保十一年」——一九一四「大正三年」）舊藏の書を保存し博士の學的業績を記念する會である。

一、「扶桑略記校譌」は原本通り片假名交りの儘を印刷し、字體を改めず、送り假名をも加へなかつたが、啻だ讀者の便宜の爲めに〔。〕此印の中に編者の注意を挿んで置いた。

一、猶棭齋には文政三年印行の官板「扶桑略記」に、此「校譌」と同じく「眞福寺本」其他三本に由り、謨

文を用ひて校訂した自筆本が無窮會に藏せられてゐる。我我が假に「校本扶桑略記」と稱し、前述の如く田邊氏が此「校譌」の淨寫本と對校せられたものが其れである。

一、「扶桑略記校譌」の卷末、百九十頁以下に有る「扶桑略記」は、「官板」に闕けて居る第一卷の一部を、棭齋か「古寫抄節本」から發見して附記して置いたものである。明治三十年（一八九七）に經濟雜誌社から發行した「國史大系」第六卷の中の「扶桑略記」には之を補つて首卷としてゐるのみならず、右「校本扶桑略記」と此「校譌」とから棭齋の考說を拔いて頭書に加へてゐる。

一、「每條千金」は、或人の隨筆に棭齋が書き入れをして答へた雜考の中から、門弟の岡本保孝（況齋）が卅五條を抄錄し、標目を作り、小序を添へ、假に「每條千金」と云ふ外題をさへ加へて置いたものである。原本は東京上野の帝國圖書館に有る保孝自筆の「況齋叢書」四十二册目に保存され、半紙十五枚に書かれてゐる。是れは原文の片假名交りを平假名に改め、漢字を增し、假名遣を正して、句讀點をも加へて置いた。猶此隨筆全部の所在を知りたいものである。

一、最後に、靜嘉堂文庫と無窮會とが貴重なる原本の筆寫及び對校を許された御厚意を感謝する。

轉注說大槩

一、狩谷棭齋の「轉注說」を「日本古典全集」に收錄する次いでに、說文學上「轉注」に關する古來の學說の大要を記述し、併せて棭齋の「轉注說」が如何なる位地を占むるものなるかを一言して置から。猶その前に支那の字原及び說文學に就て少しく述べたい。

一、抑も有史以前の支那に於て、言語の外に他物を假りて思想表現の用を爲したるものに八卦と結繩とが有り、次いで文字が有る。文字の制作に就ては、周の荀子（西暦紀元前二八〇年頃の人）が「有レ言好レ書者衆矣、而倉頡獨傳者壹也」と述べてゐるから、倉頡の前後にも文字に類した記號を制作した者が幾人か存在したと推定されるのであるが、倉頡の制作したものが獨り能く普及する長所を具へて居たのであらう。倉頡は黃帝（軒轅氏）の史臣とも伏羲氏（包犧氏）の臣とも云はれる。何れにしても四千年以前の人である。

一、倉頡等の初めて制作したるものは、點畫を用ひた「指事」の記號と、物の形象に據つた「象形」の記號とであり、之を「文」と稱した。次いで「文」のみにしては足らざるが爲めに、二文または三文四文を合せて制作したるものが「會意」、「形聲」の兩記號であり、之を「字」と稱した。さうして是等の「文字」の、口に言ふを「名」と稱し、竹帛金石に記るすを「書」と稱した。

一、斯くして支那の文字は制作の端を開いたが、爾來五帝（黃帝、顓頊、帝嚳、唐堯、虞舜）より三王（夏の禹王、商の湯王、周の文王）に至る七十二代の久しき間、時と人とを異にして幾度か改易せられたが爲めに雜多の異體を生ずるに至つた。後世此間の異體の文字を總稱して「古文」と云ふのである。次に周の宣王の時、太史の籀が「古文」の異體を整齊統一して「篆文」十五篇を作つた。之を後の「小篆」に對して「大篆」と云ひ、また「籀文」、「籀書」、「籀篇」とも云ふのであるが、字體は「古文」より出でて或ものは同じく、或ものは異つてゐる。整齊されたとは云へ多岐重疊して繁複の煩に堪へないものである。下つて春秋戰國に至れば諸侯力征の際に、諸方の言語、聲を異にし、之を記する所の文に「古文」、「籀文」、雜糅錯綜して行れ、人をしてその不便を痛切に感ぜしめた。當時孔子（前五五一「周の靈王廿一年」——前四七九「周の敬王四十一年」）が「必也正レ名乎」と云つたのは、文字の未だ統一されずして加ふるに譌文俗字の雜糅すること既に漸く多きを歎いたのであらう。次いで秦の始皇（前二五九——前二一〇）の時、丞相李斯（——前二〇八「秦二世皇帝二年」）が帝に奏して秦の文字と合せざるものを罷めしめ、趙高、胡母敬二人と議つて、「古文」、「籀文」及び諸國の異體文字を改削修齊し、且つ多少の新字を增加して天下同文の制を創めた。此文字を「籀文」の「大篆」に對して「小篆」と稱するのである。然るに此「小篆」もまた閑人遊玩の文字にして、官獄繁く興り軍書交も馳する世情の變化に適せざるが故に、遽かに廣く行れるに至らず、此に於て「隷書」の一體を生じた。「隷書」は秦の下杜の人程邈が、罪を得て獄に在る間、

篆體の煩冗にして倉卒に書し難きを思ひ、「大篆」を增減し、その繁複を除き、十年の工夫を費して之を制したのであるが、始皇は此字體を嘉して、先づ之を刑獄に行はしめた。卽ち「隸書」の稱は徒隸の書の義である。また「隸書」を「左書」とも稱するは、「左」は古の「佐」字にして、其法簡捷、能く「篆文」を佐けて便宜の用を爲すを云ふのである。然るに此「隸書」もまた秦代に於ては廣く行るるに至らず、當時は僅かに之を用ひて刑獄を治むるに止まり、一般は「大篆」と「小篆」とを幷用した。「隸書」が普及するに至つたのは漢の武帝（一五七「文帝後元七年」――前八七「後元二年」）以後の事である。また秦の末に及んで「隸書」を簡約變省したる一體を生じ、之を「草書」と稱した。當時の諸侯、兵を構へて事多く、簡檄相傳へ、烽を望んで馳驅するに當り、篆隸の文を以てしては敏速を期する能はず、纔かに「隸書」の梗概を存して其規矩を損し、之を筆力の奔逸に任せて麁書し、以て草創の用を便じた。蓋し草創の義に由つて「草書」の稱を得たのである。後にまた此書體を以て臺閣の章奏に用ひたるが故に「章草」の稱をも得た。而して今日に謂ふ所の「草書」は更にその「章草」より出でて、後世書道の名流の輩出に從ひ幾多の變化を經たるものである。卽ち前の「草書」は「隸書」の變容であるが、後の「草書」は「章草」の變容である。次いでまた魏晉の時代に同じく「隸書」を簡約變省したる「眞書」の一體を生じ、之が六朝に入つて盛んに行れ、延いて後世幾多の變化を經つつ、猶今日に及んでゐる。人の知る如く「眞書」には「正書」、「楷書」等の稱が有る。もと唐以前に於ては「隸書」を「眞書」と稱したのであるが、「隸書」

の簡約變省なるが故に「楷書」の名にも推移したのである。此「眞書」の簡約變省は久しき慣用の間に一定の法を備へ、之を識ると書くと併せて容易なるに至つた。例へば「水」の扁を悉く「氵」と作し、「手」の扁を悉く「扌」と作したるが如きである。然も簡約變省の過ぎたるものは造字の據る所の異るものをも之を混淆して、譌文俗字と擇ぶ無きに至らしめた。例へば「奉」、「泰」、「奏」、「春」の諸字、各その字源を異にするに關らず、皆約して「𡗗」に作り、「鳥」、「魚」、「馬」、「然」の諸字、また各その形體を異にするに關らず、皆約して「灬」に作るが如きである。されば後世文字の正しきを尋ねようとする者は、必ず先づ「隷書」の古に準ぜねばならぬ。「隷書」もまた流傳の間に本眞を失つてゐるから、更に「古文」及び「籀文」に溯らねばならぬ。然るに此二文もまた詭變の跡多く、殊に「古文」と「籀文」とは今に傳ふる所の字類極めて少なきが爲めに、「說文學」及び宋代に至つて興る所の「金石學」と相待つて、初めて討究の法を得るのである。最後にまた「行書」と稱する一體が有る。是れは未だ何れの時代に生じたかを知らぬが、恐らくはまた漢魏の際であらう。「宣和書譜」は「隷法地を掃うてより、眞は拘に幾く、草は放に幾し。兩者の間に介するもの行書あり」(原漢文)と云つてゐる。晉の王羲之(三二一――三七九)の「蘭亭集序」に之を書して以來廣く世に行れ、「眞書」に比ぶれば簡率、殊に「草書」の如き放縱難解の弊無きを以て、大概の文書は現に之を用ひてゐる。

一、以上は支那の文字の制作と字體の分化とに就て概叙したが、此外に猶「八分書」、略して「八分」と稱す

る字體が有り、早く漢の蔡邕に由つて用ひられてゐる。古來「八分」の稱に就いて多く異說を見るのであるが、蔡邕の子蔡琰が父の言として述べた所に由れば、蔡邕は「八分」を解して「程邈の隸書八分を割いて二分を取り、李斯の小篆二分を割いて八分を取る」と云つた相である。淸の姚鼐は之を敷衍して、「蔡邕、世俗の隸書の苟簡謬誤を嫌ひ、之を正すに六書の義を以てし、篆隸の間に取る。是れを八分と謂ふ。蓋し爭ふ所は筆畫の繁簡得失の殊なるに在つて、體勢波磔の辨に在らず。其の之を八分と謂ふは、隸の體勢、盡く篆理に合すべからざるが爲めに、略其十の七八を用ふるのみ」（原漢文）と云つてゐる。恐らく之が「八分」の眞義であらう。即ち「八分」は字形の正確を主とした「隸書」の一種であつて、「古文」、「大篆」、「小篆」、「隸書」、「草書」、「眞書」、「行書」の七體の外に別に一體の目を立つべきでは無い。

一、さて後漢の安帝（——一二六）頃に於て、許愼の「說文解字」十五篇が著された。是れは實に支那に於ける文字の全般に涉り、その字原の討究解說を企てたる最初のもので、著者の博學篤文なる、商周鐘鼎の遺文、其他あらゆる古文と籀篇とに攷へて能く九千餘字の解說を遺したが、爾來茲に一千八百餘年、世に字原の學を稱するに「說文」の名を以てし、斯學に從ふ者、皆長く許愼を始祖とするのである。

一、然るに許愼の後、魏晉、六朝を經て唐に及ぶも、文學の隆運に壓倒せられて、經學の衰兆と共に說文學もまた久しく振はず、「玉篇」を著したる梁の顧野王、晉の郭璞、衛恒、釋希麟、釋可洪、唐の賈公彥、

孫愐、裴務齊、釋慧苑、釋玄應、釋慧琳、顏師古の如き、字原または字音、字義に關して編述する所あるも言簡にし意疎く、南唐の徐鍇出でて「說文繫傳」を著し許愼を祖述するに及んで、其說は概ね牽强ながら、說文學は之が爲めに復興の機運を開き、宋初に入つて徐鍇の兄徐鉉の徒が許愼の「說文解字」を校定する有り、また宋代に於ては「通志略」を著せる鄭樵、「韻略」を著せる毛晃、「復古編」を著せる張有、「重修廣韻」を著したる陳彭年、「類篇」を著したる司馬光、「切韻指掌圖」（舊說は司馬光の著としたが、今は淸の鄒伯奇の說に從ふ）を著したる楊中修、其他郭忠恕、李壽、邢昺、陸佃、羅願、毛居正、婁機、賈昌朝、楊伯嵒、丁度、吳棫、洪适、劉球、翟耆年、夏竦、歐陽修、趙明誠、王楚、呂大臨、薛尙功、王球、王復齋、王黼、章樵等の諸家、或は說文學上に競うて新說を立て、或は韵書を編修し、或は金石古文、金石古器、鐘鼎款識等の蒐集と考證とに從ふ有り、次いで元代には、「六書故」を著せる戴侗、「六書正譌」、「說文字原」を著せる周伯琦、「六書統」を著せる楊桓、「古今韻會」を著せる熊忠、「周秦刻石釋音」を著せる吾丘衍、「字鑑」を著せる李文仲、其他劉泰等の字原音義の學者、概ね宋學の故轍を蹈襲し、明代には「說文長箋」、「六書長箋」を著したる趙宧光、「埤雅廣要」を著したる朱衷、「急就篇補注」を著したる王應麟、「六書精蘊」、「音釋」を著したる魏校、「六書音義」を著したる趙古則、「六書總要」を著したる吳元滿、「字考」を著したる夏宏、「古俗字略」を著したる陳士元、「同文備考」を著したる王應電、「篆林肆攷」を著したる鄭大郁、「六書攷」を著したる王圻、「毛詩古音攷」、

「屈宋古音義」を著したる陳第、「陳注古音略」、「奇字韻」を著したる楊愼、其他、趙撝謙、宋濂、余象斗、梅膺祚、袁鳴泰、呂維祺、李登、方以智等の諸家あり、また概ね宋學に準據するのみであつたが、清代に入つて學風一變し、宋學衰へて漢學の古に復し、經史を講ずるに程朱性理の說を閣いて許鄭訓詁の學に專ら攷據を求むるに至つて、說文字原の學もまた從つて大に隆興した。即ち清の乾隆の初めに「音論」、「詩本音」、「易音」、「唐韻正」、「古音表」、「韻補正」等を撰したる顧炎武、「說文廣義」を著したる王夫之の二家之が先驅を成し、次いで嘉慶、道光の間に亘つて、「古韻標準」、「音學辨微」、「四聲切韻表」等の著者江永、「說文字原考略」、「說文偏旁考」の著者吳照、「六書韻徵」の著者安吉、「惠氏讀說文記」、「九經古義」の著者惠棟、「說文答問」の著者錢大昕、「王氏讀說文記」、「廣雅疏證」の著者王念孫、「說文解字註」、「經韻樓集」、「汲古閣說文訂」の著者段玉裁、「方言疏書」、「六書論」等の著者戴震、「校正方言」、「經典釋文考證」の著者盧文弨、及び王鳴盛の諸家を出だしたが、就中（ナカンツク）段氏は質實の學風を以て專ら許愼の古說を祖述したる爲めに、徐諸以來好んで新說を立てた宋元明人が屢許愼の說と牴牾する所あるを免れなかつたのに比べて頗る異色を示した。許愼の學統より云へば段氏は明かに中興の祖であり、　爾來說文に指を染むる者多く段氏に據るのであるが、今日より見れば段氏の保守說必ずしも悉く是ならず、宋元明人の新說必ずしも悉く非ならずと思はれる。段氏の後に「說文解字義證」（未脫稿本）、「札朴」、「晚學集」、「繆篆分韻」の著者桂馥、「說文解字校錄」、「說文新附攷」、「段氏說文註」の著者鈕樹

王、「說文拈字」の著者王玉樹、「說文繫傳校錄」、「說文韻譜攷」、「說文句讀」、「蛾術篇」、「隨說」、「文字蒙求」、「說文新附考校正」、「正字略定本」等の著者王筠、「說文訂訂」、「說文聲類」、「說文校義」等の著者嚴可均、「說文聲系」、「古音諧」の著者姚文田、「校勘記」、「說文聲讀表」、「說文聲訂」、「毛詩韻訂」等の著者苗夔、「說文引經例辨」、「說文外篇」、「韻府鉤沈」の著者雷浚、「說文答問疏證」、「文選古字通疏證」の著者薛傳均等の諸家出で、中にも王筠の學は鐘鼎の古文を參照して、其攷證は未だ精覈を盡さずとは云へ、肯綮に中る解說が多い。其れより道光、咸豐、同治を經て淸末の光緒に至るまで八九十年の間、說文韵書の學は金石鐘鼎の學と待つて愈盛んに、學者林の如く、著撰もまた空前の大數に上つてゐる。自分は今茲に年代の前後を撿索する時を持たないから、知る限りの著者と書目とを順序無く擧ぐれば、朱駿聲の「說文通訓定聲」、「同補遺」、「古今韻準」、「六書假借經徵」、「說雅」、「小爾雅約注」、吳善述の「六書約言」、曹仁虎の「轉注古義考」、江聲の「六書說」、「尙書集注音疏」、王憲の「說文繫傳攷異」、王紹蘭の「說文段注訂補」、許巽行の「說文分韻易知錄」、鄭珍の「汗簡箋正」、「說文新附攷」、「說文逸字」、莫友芝の「說文木部箋異」、錢大昭の「說文徐氏新補新附攷」、「說文統釋序注」、許溎祥の「說文徐氏未詳說」、李楨の「說文逸字辨證」、王廷鼎の「說文佚字輯說」、「字義鏡新」、許棫の「讀說文雜識」、承培元の「說文引經例證」、「廣說文答問」、毛際盛の「說文述誼」、王煦の「說文五翼」、胡秉虔の「說文管見」、「古韻論」、許槤の「讀說文記」、張行孚の「說文揭原」、「說文發

槩」、「說文審音」、朱子端の「說文校訂本」、吳楚の「說文指染」、鄭知同の「說文本經答問」、高翔麟の「說文經傳異字釋」、吳錦章の「六書類纂」、王宗誠の「說文義例」、蔣和の「說文字原集注」、江沅の「說文釋例」、「說文音均表」、胡重の「說文字原均表」、杭世駿の「續方言」、程際盛の「續方言補正」、邵晉涵の「爾雅正義」、孫星衍の「續古文苑」、「蒼頡篇」、兪樾の「古書疑義舉例」、「兒笘錄」、陳建侯の「說文提要」、千傅の「說文職墨」、吳玉搢の「說文引經攷」、「別雅」、柳榮宗の「說文引經攷異」、陳瑑の「說文舉例」、「說文引經攷」、陳立の「說文諧聲孳生述」、李富孫の「說文辨字正俗」、畢沅の「說文解字舊音」、「釋名疏證」、「補釋名」、「續釋名」、「經典文字辨證」、「音同義異辨」、「秦漢瓦當圖」、王子昌の「學古堂日記」、孫詒讓の「周書斠補」、「札迻」、「古籀拾遺」、郭慶藩の「說文經字正誼」、楊廷瑞の「說文經斠」、張成孫の「說文諧聲譜」、鄧廷楨の「說文雙聲疊韻」、劉熙載の「四音定切」、「說文雙聲」、「說文疊韻」、鄭知同の「六書淺說」、傅雲龍の「說文古語考補正」、沈濤の「說文古本考」、洪亮吉の「六書轉注錄」、「漢魏音」、「比雅」 毛謨の「說文檢字」、陳壽祺の「說文經字考」、馬壽齡の「說文段注撰要」、黎永椿の「說文通檢」、孔廣居の「說文疑疑」、馮桂芬の「說文部首歌」、萬光泰の「說文凝錦錄」、顧廣圻の「說文辨疑」、陳詩廷の「讀說文證疑」、孫濟世の「說文說」、潘奕雋の「說文蠡箋」、任大椿の「字林考逸」、「小學鉤沈」、顧震福の「小學鉤沈續篇」、毛先舒の「聲韻叢說」、「韵問」、李因篤の「古今韻攷」、江昱の「韻岐」、孔廣森の「詩聲類」、翟灝の「爾雅補郭」、錢坫の「說文解字

郝證」、「爾雅古義」、「爾雅釋地注」、郝懿行の「爾雅義疏」、臧鏞堂の「爾雅漢注」、周夢齡の「爾雅廣義」、嚴元熙の「爾雅匡名」、龍啓瑞の「爾雅經注集證」、「字學擧隅」、姜兆錫の「爾雅注疏參議」、杭世駿の「續方言」、錢繹の「方言箋疏」、宋翔鳳の「小爾雅訓纂」、葛其仁の「小爾雅疏證」、胡承珙の「爾雅古義」、徐乃昌の「續方言又補」、吳翊寅の「釋名疏證校義」、成蓉鏡の「釋名補證」、劉燦の「續廣雅」、「支雅」、魏茂林の「埤雅訓纂」、許翰の「別雅訂」、畢莊氏の「彬雅」、史夢蘭の「疊雅」、夏味堂の「拾雅注」、葛鳴陽の「復古編校正」、沙木の「藝文備覽」、鄧顯鶴の「玉篇校刊記」、吳志伊の「續字彙補」、張自烈の「正字通」、康熙帝敕撰の「康熙字典」、王引之の「字典攷證」、「經傳釋詞」、王錫侯の「字貫」、丁午の「重文」、阮元の「經籍纂詁」、段諤廷の「羣經四書字詁」、吳昌瑩の「經詞衍釋」、錢侗の「九經補韵攷證」、方成珪の「集韵攷正」、周春の「十三經音略」、邵長衡の「古今韻略」、任兆麟の「聲音表」、朱履仲の「叶韻攷正」、方績の「屈子正音」、傅壽彤の「古音類表」、鄒漢勳の「五韻論」、陳澧の「切韻考」、「切韻外篇」、李貞の「六書系韵」、胡垣の「古今中外音韻通例不分卷」、方濬頤の「韻詁」、王宗誠の「說文義例」、張成孫の「說文諧聲譜」、玉松の「說緯」、林尙葵。李根同共撰の「廣金石韻府」、陳策の「韻府古篆彙箋」、傅世垚の「六書分類」、汪立名の「鐘鼎字源」、畢宏述の「六書通」、畢星海の「六書通續集」、曹金籀の「古文原始」、莊述祖の「說文古籀疏證」、劉心源の「奇觚室吉金文述」、「古文審」、吳雲の「兩罍軒彝器圖釋」、吳式芬の「攈古錄」、「雙虞壺齋古銅印譜不分卷」、「封泥攷略」、潘祖

蔭の「攀古樓彝器款識」、周懋琦の「荊南萃古編」、劉凝の「石鼓文定本」、張德容の「二銘草堂金石聚」、張燕昌の「石鼓文釋存」、古華山農の「石鼓文匯不分卷」、趙烈文の「石鼓文纂釋」、劉鐵雲の「鐵雲藏龜鐵雲藏陶不分卷」、汪啓淑の「漢銅印叢」、「漢銅印原」、袁日省、謝景卿共撰の「漢印分韻」、程敦の「秦漢瓦當文字」、朱楓の「秦漢瓦圖記」、陸心源の「千甓亭古甎圖釋」、「千甓亭甎錄」、黃丕烈の「隸釋刊誤」、顧藹吉の「隸辨」、項懷述の「隸法彙纂」、翟云升の「隸篇」、楊守敬の「楷法溯原」、「留眞譜」、邢澍の「金石文字辨異」、吳玉振の「金石存」、王昶の「金石萃編」、翁方綱の「兩漢金石記」、羅振鋆の「碑別字」、陳壽の「五經異義疏證」、李遇孫の「尚書隸古定釋文」、「三經三傳異文釋」、趙俗の「毛詩陸疏駁」、田吳炤の「說文二徐箋異」、張鳴珂の「說文佚字攷」、李楨の「說文逸字辨證」、錢樹堂の「說文溜論」、吳善述の「六書約言」、鄭知同の「說文本經答問」、沈道寬の「六書糠秕」、楊錫覺の「六書辨通」、智松齡の「六書原始」、馮鼎調の「六書準」、王闓運の「王氏六書存疑」、章炳麟の「文始」、林義光の「文源」、吳大徵の「金文拓本」、「孟鼎銘拓本幅」、「恒軒吉金錄不分卷」、「周誥遺文」、「字說」、「說文古籀補」、吳榮光の「筠清館金文」、羅振玉の「殷虛書契菁華」、「流沙墜簡」、「殷虛書契考釋」、「殷商卜貞攷」、顧震福の「小學鉤沈續篇」、黃奭爾の「爾雅古義」、而して特に說文の「轉注」に關して說を立てたる著者と書目とを便宜上茲に并記すれば、前述の曹仁虎の「轉注古義考」、洪亮吉の「六書轉注錄」の外に、萬光泰の「六書轉注辨」、夏炘の「六書轉注說」、唐仲冕の「六書轉注」、許槤の「轉注說」、劉

昌齡の「轉注假借說」、陳禮の「六書轉注說」、許宗彥の「轉注說」、程先甲の「轉注續考」、魏源の「轉注釋例」、胡琨の「六書假借轉注說」、邵志純の「諧聲轉注假借供舉例」、王金城の「轉注本義經」等を數へ得るのである。以上淸代に於ける說文、韵書及び金石の學者と著作の大略を擧げたが、現在の中華民國となつては、寡聞なる自分は羅福成、唐蘭吳敬興、錢玄同、朱宗萊、外三四の字原金石學者の名を知るに過ぎない。中に吳敬興は民國の二年（一九一三）に政府の教育部が各省の代表學者を北京に集めて國語國字の統一を議決し、「注音字母」と稱する音標文字三十九種を新制したる破天荒の改革說に據つて、「國音字典」を著し、錢玄同は「文字學音篇」、朱宗萊は「文字學形義篇」を著してゐる。而して錢朱二氏は固陋なる保守家にあらざるも、四千年來の傳統と古典とを尊重し、必ずしも遽かに輕浮なる便宜主義の國字改革運動に奔る所無きが如くである。

一、次に我國に於て、經史詩文曆數醫藥の學は早く支那より舶載されたが、說文學は平安朝初期に博識多能なる僧空海（弘法大師、七七四「寶龜五年」——八三五「承和二年」）が獨り此一端に指を染めて「篆隸萬象名義」を撰したる外、江戶中期の新井白石（一六五七「明曆三年」——一七二五「享保十年」）に至るまで聞く所無く、白石と同時の學者と雖も之に造詣ある者は稀であり、眞に說文學研究の氣運を開いたのは德川末期の市野迷庵（一七六五「明和二年」——一八二六「文政九年」）山梨稻川（一七七一「明和八年」——一八二六「文政九年」）、松崎慊堂（一七七一「明和八年」——一八四四「弘化元年」）、岡本保

孝（況齋、一七八七「天明七年」——一八七八「明治十一年」）、狩谷棭齋（一七七六「安永四年」——一八三五「天保六年」）、小島成齋（一七九六「寛政八年」——一八六二「文久二年」）、澁江抽齋（一八〇五「文化二年」——一八五八「安政五年」）、森枳園（一八〇七「文化四年」——一八八五「明治十八年」）諸家の輩出したるに由るのである。而して此に擧げた迷庵、稻川、慊堂、棭齋四家は同じく學友であり、抽齋以下の四家は共に棭齋の弟子であつた。中に「說文緯」三十卷、「諧聲圖」、「古聲譜」、「古音律音三類」、「古今韻賤」等を著したる稻川は斯學の巨擘であるが、棭齋は兼ぬるに金石學を以てし、その學殖と見識とを移して國書の校讎に資したのである。

一、說文學に於て古來支那の學者に最も異說の多きは六書中の「轉注」に關する解釋である。即ち許愼の「說文解字」の叙に「周禮、八歳入二小學一、保氏教二國子一、先自二六書一。一曰指事。指事者視而可レ識、察而見レ意、上下是也。二曰象形。象形者畫二成其物一、隨レ體詰詘、日月是也。三曰形聲。形聲者以レ事取レ名、取レ譬相成、江河是也。四曰會意。會意者比レ類合レ誼、目見二指撝一、武信是也。五曰轉注。轉注者建レ類一首、同意相受、考老是也。六曰假借。假借者本無二其字一、依レ聲託レ事、令長是也」と有る中の「轉注」の解釋に就て、唐の裴務齊より現代に及ぶも百家の諸說紛紛として決せず、之を概括するに凡そ四派の說が有る。一には形體の展轉を主とするもの、是れは裴務齊の「切韻」の序に有る「考字左回、老字右轉」の說に始まり、宋の陳彭年の「廣韻」、元の戴侗の「六善故」、周伯琦の「六書正譌」、淸の吳善述の「六書約

言」等は之に由つて說を立ててゐる。卽ち戴侗は「何謂二轉注一、因レ文而轉注レ之、側レ山爲レ𠂤、反レ人爲レ匕、反レ欠爲レ旡、反レ子爲レ𠫓之類是也」と云ひ、周伯琦は「轉注者聲有レ不レ可レ窮、則因二形體一而轉注焉、帀、乏、是也」と云ふのである。此說は「轉注」に「象形」、「指事」を混じ、また今隸に據つて說を立て古文及び籀篇と合はざるが故に信じ難い。二には聲韵の展轉を主とするもの、是れは宋の張有の「復古篇」に始まり、宋の毛晃の「韵略」、明の趙古則の「六書本義」、楊愼の「轉注古音略」、淸の顧炎武の「音論」、其他の諸家之に由つて說を立つる者が多い。卽ち張有は「轉注者展二轉其聲一、注二釋他字之用一也、如二其無少長之類一」、「假借者因二其聲一借二其義一、轉注者轉二其聲一注二其義一」と云ひ、毛晃は「轉注謂二一字數義、展轉注釋而可レ通」と云ひ、趙古則は「轉注者展二轉其聲一注釋、爲二他字之用一者也」と云ひ、楊愼は「六書當レ分二六體一。班固云、象形、象事、象意、象聲、假借、轉注、是也。六書以二十分一計レ之、象形居二其一一、象形居二其二一、象音居二其三一、象聲居二其四一。假借借二此四者一也、轉注注二此四者一也。四象以爲レ經、假借、轉注以爲レ緯。四象之書有レ限、假借、轉注無レ窮也」、「貢有二七音一、義各不レ同、觸レ類而長レ之、義有二四音一、齊有二五音一、從有二七音一、差有二八音一、敦有二七音一、辟有二十一音一、皆轉注之極也」と云ひ、顧炎武は「凡上去入之字、各有二二聲一、或三聲四聲一、可三遞轉而上、同以至二於平一、古人謂二之轉注一」と云ひ、また以上の諸說を繼ぎて、吳元滿は「轉注者假借不レ足、故轉レ聲以演レ義、因二形事意聲四體一、展二轉聲音一、注釋爲二他義之用一、故曰二轉注一」と云ひ、甘雨は「假借非二本字一、轉注非二本音一也。古韵某字轉二音某一、自二

本音一翻得レ之、即轉注之義、或本韵一字有二二三出者一、轉レ音同取レ義亦別、故不レ厭二重複一と云ひ、王應電は「轉注者、聲出二於天一或有レ餘焉、或不レ足焉。聲之有レ餘也一義而合爲二一聲一」と云ひ、陸深は「轉注者轉二其音一以注二別字一、令長之類是也。假借者不レ轉レ音借爲二別用一、能朋之類是也」と云ひ、朱謀㙔は「諧以二廣音一、南北殊レ聲、平仄異レ讀、讀轉二慕莫之類一」と云ひ、程端禮は「假借借レ聲、轉注轉レ聲」と云ふのである。是等諸家の說に多少の差異は有るが、或は轉注を假借と混じ、或は後世謂ふ所の注釋と混じ、また古音及び許氏の考老の說と合はない。淸の許瀚が之に對して「張有、趙古則之說、就二一字一而轉二音義一、朱氏之說則轉二其音義一而各自爲レ字、然亦非二轉注一也」と云つたのは許し得て當つてゐる。三には訓義の展轉を主とするもの、是れは早く南唐の徐諧の「說文繫傳」に始まり、宋の鄭樵の「通志略」、元の楊桓の「六書統」、明の趙宧光の「說文長箋」、淸の朱駿聲の「說文通訓定聲」、曹仁虎の「轉注古義考」、江聲の「六書說」、許宗彥の「轉注說」、夏炘の「六書轉注說」、戴震の「六書論」、段玉裁の「說文解字注」、王筠の「說文釋例」其他許瀚、孫星衍、鈕樹玉、張位の諸家各大同小異の說を立ててゐる。即ち徐諧は「轉注者屬レ類成レ字、而復於二偏旁一加レ訓、博レ諭近レ譬、故爲二轉注一。人毛匕爲レ老、考耆耋亦老、故以二老字一注レ之、受二意於老一、轉相傳注、故謂二之轉注一。義近二形聲一而有レ異焉。形聲江河不レ同、灘濕各異。轉注考老實同、妙好無レ隔、此其分也」、「形聲者、形體不二相遠一、不レ可二以別一、故以レ聲配レ之爲二分異一、若二江河同從レ水、松柏皆從レ木。有此形也、

然後諧二其聲一以別レ之。江河可三以同謂二之水一、水不レ可三同謂二之江河一、松柏可三以同謂二之木一、木不レ可三同謂二之松柏一、故散言レ之曰二形聲一。總言レ之曰二轉注一、謂二耆耋耊考一皆老也。凡五字、試依二爾雅之類一言レ之、耆耋耊考耇老也、又耇考耊耋可三同謂二之老一、老亦可三同謂二之耆一。往來皆通、故曰二轉注一」、「假借則一字數用、轉注則一字數文」と云ひ、元の劉泰は「轉注者、指事之外、意有二不レ能レ盡者一、則取二文字一、轉相附注、以足二其意一」と云ひ、楊桓は「轉注者、象形會意之文、不レ足三以備二其文章言語變通之用一、故必須三二文、三文、四文一、轉相注釋以成レ字、使二人釋一レ之、而自曉下其所レ爲二所用一之義上、故謂二之轉注一」と云ひ、鄭樵は「轉注別二聲與一レ義、故有二建レ類主一レ義、亦有二互レ體別一レ聲、亦有二互レ體別一レ義」、「諧聲、轉注一也。役レ他爲二諧聲一、役レ己爲二轉注一。轉注也者、正二其大一而轉二其小一、正二其正一而轉二其偏一者也」と云ひ、趙宧光は「轉注者聲意共用也。取二其字一就二其聲一、注以二他字一、而義始顯。如下丂字象中气難二上出一之形上、而老人鯁噎似レ之、于レ是取二老字一省二其下體一、以注二丂上一、而義始足也」、「同聲者爲二轉注一、如二考同レ趙之類一。轉聲者爲二諧聲一、如二耇諧レ句、耉諧レ古之類一。非レ聲者爲二會意一、如下孝从二老子一、耆从二老旨一之類上」、「轉注之體、大類二形聲一。轉注同レ聲、形聲異レ聲、此二書之分、而其搬レ法之初、絕然不レ混也。但須レ毋レ離二所レ引考老二字本旨一、則不レ倍二古人一矣」、「撝謙諸家、多以二假借之轉レ聲者一爲二轉注一、余以二諧聲之不レ轉レ聲者一爲二轉注一。二說相持、孰爲二得失一、是不レ難、許氏有二成案在一也。論二假借一則曰令長是矣、論二轉注一則考老是矣」と云ひ、朱駿聲は「指事統二于形一、轉注統二于意一、假借統二于聲一」と云ひ、曹仁虎は「說文考老之說最爲二古

義一、仍當下以二說文建類一首、同意相受一語上求上レ之。既曰二建類一首一、則必二其字部之相同一、而字部異者非二轉注一也。既曰二同意相受一、則必二其字義之相合一、而字義殊者非二轉注一也。說文於二轉注一、特擧二考老一以起レ例、而考字從レ丂得レ聲、則必二其字音之相近一、而字音別者非二轉注一也。故轉注近二乎會意一、而與二會意一不レ同。轉注者以レ此合レ彼、而不レ離二其原義一、如下以レ老合レ丂爲レ考、而考字仍與二老字一同レ義、以レ老合レ句爲レ耇、而耇字仍與二老字一同上レ義。推レ之以レ老合レ毛爲レ耄、而耄字亦卽老字之義。以レ老合レ旨爲レ耆、而耆字亦卽老字之義。（中略）會意者以レ此合レ彼、而各自爲レ義、如下止戈爲レ武、而武字已非二止字之義一、人言爲レ信、而信字已非中人字之義上。此轉注與二會意一之分也。轉注又近二乎諧聲一、而與二諧聲一不レ同。轉注者彼與レ此本屬二同意一、如下丂字本有二氣礙之象一、老人之硬噎似レ之、故以レ老合レ丂爲レ考、从レ丂得レ聲、仍與レ老同上レ義、（中略）諧聲者彼與レ此、一主レ義、而一主レ聲、如下以レ水合レ工爲レ江、工字本無二水義一、而但取二其聲一、以レ水合レ可爲レ河、可字本無二水義一、而但取中其聲上、此轉注與二諧聲一之分也。至下於以二轉注一爲中轉音上、尤易レ惑レ人。蓋轉注又近二假借一、而與二假借一不レ同。轉注者一義而有二數文一、故耇考皆有二老義一、而老亦可レ稱二耇考一。耄耆皆有二老義一、而老亦可レ稱二耄耆一。假借者一文而有二數義一、故令爲二號令之令一、亦爲二令善之令一、又爲二使令之令一。長爲二長短之長一、亦爲二久長之長一、又爲二長幼之長一。此轉注與二假借一之分也。辨二其所レ易レ混者一、而轉注之本位自出、既與二說文建類、同意相受之語一正合、於二衛恆徐諧之說一俱不レ至二相背一矣」と云ひ、江聲は「曰三轉注統二于意一何謂也。轉注之說曰二同意相受一、則轉注者轉二其意一也。蓋合二兩字一以成二一誼一者爲二

會意、取一意以槩數字者爲轉注、「轉注則由是而轉焉、如挹彼注之、即如考老之字、老屬會意也、人老則鬚髮變白、故老从人毛匕、此亦合三字爲誼者也。立考字以爲部首、所謂建類一首。考與老同意、故受考而从老聲、考字之外如耆耋耇之類、凡與老同意者、皆从老省而屬老者、是取一字之意、以槩數字、所謂同意相受。（中略）由此推之、則說文解字一書、凡分五百三十部、其始一終亥、五百三十部之首、即所謂一首也。下云凡某之屬皆从某、即同意相受也」と云ひ、許宗彥は「轉注者、如示爲部首、從示之偏旁注爲神祇等字、從神祇注爲祠祀祭祝等、從祠祀祭祝等字復注爲祓禧福祐等字、許君舉考老以見例是也。蓋說文注訓灌也、注本言水相灌輸通流、字之從一首相注、亦猶水之從一原相注、所謂同意相受、蓋如水之受水也」と云ひ、夏炘また江許二氏の說を贊じ、段玉裁、王筠、孫星衍、鈕樹玉の諸家は特に互相訓釋の說を立てて、段は「底下也、下底也」と云ひ、王は「㝱寢也、寢㝱也」と云ひ、孫は「祥祉福也、福祐也」と云ひ、鈕は「考老也、老考也」と云ひ、許翰また段以下の諸氏と說を同じくしてゐる。此中に形義相近きものを轉注とする說は「轉注」を以て「形聲」の附庸たらしめる失が有り、互相訓釋の說の中の異部互訓は說文の「同意相受」の義には合するが、「建類一首」の義に反し、同部互訓の說は大小の篆文に通じ難い失が有り、すべて許愼の古說に一致しないものである。四には以上三種の說を綜合し、形體と聲韵と訓義と併せて展轉すると爲すもの、是れは現代の支那に於て朱宗萊が中華民國七年（一九一八）出版の「文字學形義篇」に書いてゐる新說である。

卽ち朱は「凡文字必具二形音義三者一、則轉注一書亦宜下兼就二三者一而言上、義始具足。余意、建類之類爲二物類一、謂レ形也。一首卽語基、謂レ音也。同意相受卽數字一義、謂レ義也。類爲二物類一、類通者、字形雖レ異而得二相通一、故轉注不レ限二於同部一。首爲二語基一、數字之音雖二小變一、而必出二於一本一、故轉注不レ限二於同聲一。唯旣數字共二一義一、孳乳卽有二先後一、聲音卽有二轉變一。而造字之時、各有二條貫一、故許君以二建類一首一釋レ之。謂二之轉注一者、謂二其形通、音近、義同一。初止二一字一、厥後語殊而音轉、則遂流衍爲二數字一、譬若下水之灌輸通流、彼此挹注、爲レ江爲レ漢、各自得レ名、而其始實原中一水上也。誠明二乎此則一。凡主レ形主レ聲主レ義之局、就二一端一言者、皆非二轉注本義一、灼然可レ見已一、「轉注以二形通、音近、義同一爲レ準。而溯二厥孳乳之故一、大抵本二於語言一。語言之音有二轉變一、字形亦隨以轉變、則轉注之例生焉。音變有二疊韻一、有二雙聲一、故孳乳之字有下由二疊韻一轉注者上、有下由二雙聲一轉注者上、又有二聲韻皆同而形體小異之轉注一、則轉注之變也。（中略）若夫數字之義雖レ同、而形與レ音或不レ近、展轉訓釋、有レ似二轉注一、此蓋後儒故訓之法、而非二古人造字之則一」と云ふのである。想ふに「建類」を「形」を謂ふと爲し、「一首」を「音」を謂ふと爲すは奇矯獨斷の說にして、容易に學界の認諾を得べくも無い。以上概叙する所に於て明かなる如く、說文六書の「轉注」の解釋は、古來百家の說愈（イヨイヨ）繁くして愈（イヨイヨ）迷路に入り、今日に至るも猶未だ定說を得ないのである。

一、さて翻つて我が被齋の「轉注說」を讀むに、被齋の烱眼卓識は徐諸以來紛紛たる百家の議論の由つて錯迷に陷れる根原を一掃し、「轉注」に就て後の學者の新しく前進すべき自由討究の大道を拓開し指示して

ゐる。即ち許愼が「說文解字」の叙の六書の諸項に羼入の文ある事を、後魏書に載せたる江式の「論書表」を引いて考證し、之を删り去つて許愼の舊に復するに非れば其正義を得ること能はずと斷じたるは、彼土の學者の何人も未だ曾て想ひ及ばざる一大發見である。古來「轉注」の解說の牴牾混亂して學者を惑はしめたる所以は、實に許愼の說文叙の「五曰轉注」の下に有る「轉注者、建類一首、同意相受、考老是也」と云ふ十五字に躓いたるが爲めであつた。棭齋に據つて之を羼入と決するを得るならば、支那に於て一千年の久しい間に堆積したる轉注說は悉く象を撫する群盲の徒爾を繰返したものと云ふべきであらう。而して江式の「論書表」に着眼して得たる棭齋の論斷は容易に之を破るべくも無い。宋以來の多くの學者、毛晃、趙光則の如きが屢許愼の古說を疑ひながら、一人として羼入の文に心附く者の無かつたのは意外である。我我日本人は近世の學界に棭齋先生のあつた事を以て光榮としたい。而かも支那現代の學者が今日猶棭齋の說文學あるを知らず、上述四派の轉注說の中に摸索を續けつつあるは遺憾である。想ふに此「日本古典全集」に由り棭齋の「轉注說」が世に出でて、如何に多く彼國今後の學界の刺激と成る事であらう。

一、但し「轉注」に關する棭齋の解說は、上述の「轉注說」の第二第三兩派の間を往來し、轉聲と轉義の別未だ十分に明かならず、宋代の張有、毛晃、淸代の王筠、曹仁虎諸家と多く逕庭無きものであるが、「說文叙」の羼入說に至つては雲霧を排して天日を示すもの、是れあるに由つて此一小篇の正に能く說文學の

一新紀元を開くに足るのである。猶說文に關する棭齋の著述には、淸の錢坫の「說文解字斠銓」の「考注」十四册の自筆本が宮內省圖書寮に有り、「撿字篇」の自筆本が靜嘉堂文庫に有る。

一、最後に云ふ。遠く有史以前より支那大陸と交涉する所ある我我日本人は、思想に於て、言語、文字、文章に於て、其他百般の文化に於て、彼國の言語、文字、典籍と最も深き關係を持つてゐる。殊に自分の如きは國語の原委を支那各州の古音に求めつつ有る學徒として一層此事を痛切に感ずるのであるが、そは姑く置き、東方の史學、哲學、文學等を硏究し、自國の傳統文化を其淵源に溯つて知らんとする靑年國民の爲めに、併せて支那の字原硏究の必要なる事は、恰も歐洲の學問、藝術、宗教、其他百般の文物を深く硏究する者の、必ず拉典希臘の言語を追尋せずして已む能はざるに等しい。然るに明治以來膚淺なる便宜主義に傾きたる國狀に於て、漢字の制限と略字の使用を唱へ、語原學を無視したる假名遣を強ふる如き現象の有るのは甚だ遺憾である。自分は茲に棭齋の遺したる業績を見るに付けても、是等先哲の學的努力を繼承する摯實なる後學の輩出を望まざるを得ない。（與謝野寬）

狩谷棭齋全集第三目次

轉注說

轉注說

六書ノ說指事象形會意形聲假借ノ五ハ古人ノ說ク所略異說無シ轉注ノ一ツ人〻同シカラスシテ聚リ訟ルカ如シ說文序ニ考老是也トアレ𪜈老ハ从人毛匕三體會意ノ字考ハ从老省丂聲ナレハ形聲字ナルヿ名字ノ下ニ釋シタレハ序ニ云フ所ト合ハサルニヨリテ說〻ノ生セシナリ今攷ルニ其說皆據ルヘカラス愚謂ラク轉注ノ義ヲ說ンニハ先ツ說文ノ序ニ後人ノ羼入アルヲ沙汰シ刪リ去テ許愼ノ舊ニ復スルニ非レハ其正義ヲ得ルヿ能ハス其羼入セシ

文ハ「一曰指事」ノ下ナル「指レ事者、視而可レ識、察而可レ見、上下是也」ト云フ十五字、マタ「二曰象形」ノ下「三曰形聲」ノ下、「四曰會意」ノ下、「五曰轉注」ノ下、「六曰假借」ノ下ナル十五字、皆皆後人ノ羼入ナリ。是レヲ羼入ト知ル故ハ、後魏書ノ江式ガ傳ニ、其著セル「論書表」ヲ載セテ、歷代ノ書ノ沿革ヲ論ゼシニ、庖犧氏ノ八卦ヲ畫シ神農氏ノ繩ヲ結ビ、倉頡ガ初メテ書契ヲ作リショリ、漢ノ代ニ至ルマデノコトハ、皆說文ノ序ト全ク同ジクシテ、一モ遺滅スルコト無ク、次序モ改ムルコト無ケレバ、說文ノ序ニ依リシコト知ルベシ。然ルニ「論書表」ニハ「周禮八歲入二小學一、保氏敎二國子一、先以二六書一、一曰指事、二曰象形、三曰諧聲、四曰會意、五曰轉注、六曰假借云云」トアリテ、所謂十五字ハ皆有ルコト無シ。是レ江式ガ見タリシ說文ノ序ニハ、イマダ後人ノ羼入無カリシヲ證スベシ。又序ノ後ノ文ニ「漢興有二艸書尉律一」トアル艸書ノ二字、又王莽ガ時ノ六體ノ書ヲ云ヒシ「三曰篆書、即小篆」ノ下ナル「秦始皇帝使下杜人程邈所レ作也」ト云フ十三字モ、「論書表」ニハ無シ。艸書ノコト、序中前後ニ云ハザルヲ、ココニ突然ト云フベキニ非ズ。小篆ハ序ノ前文ニ、李斯ガ作リタルコトヲ云ヒタレバ、此ニ至リテ「程邈所レ作也」ト云フベキニ非ズ。然レバ、是等モ江式ガ見タリシ本ニハ無クテ正シカリシヲ、後人ノ羼入シタルナリ。(段玉裁ハ、「秦始皇帝云云」ノ十三字ヲ、後ノ「四曰佐書、即秦隸書」ト云フ下ニアリシガ錯亂シタルナリト云ヘリ。然レドモ、「一曰古文」ノ下ニハ「孔子壁中書也」ト云ヒ、「二曰奇字」ノ下ニハ「即古文而異者也」ト云ヒ、「三曰篆書」ノ下ニハ「即小篆」ト云ヒ、「四曰佐書」ノ下ニハ「即秦隸書」ト云ヒ、「五曰繆篆」ノ下

ニハ「所以摹印也」ト云ヒ、「六曰鳥蟲書」ノ下ニハ「所以書幡信也」ト云ヒテ、文勢モ能ク調ヒ、理モ明カニ聞エタルニ、獨リ篆書ノ下、又ハ佐書ノ下ニ此十三字アルベキニ非ズ。篆書ノ下ニアルベカラザルハ上ニ云ヘリ。佐書ノ下ニアラバ、其說誤ラザルニ似タレドモ、若シ程邈ガ隷書ヲ作リシコトヲ云ハントナラバ、前ノ秦書八體ノ「八曰隷書」トアル所ニ云フベキニ、ソコニハ云ハズシテ、爰ニ至リテ始メテ云ハンコトモ理無シ。）是ヲ何ニヨリテ竄入シタラント思ヒシニ、「上下是也、日月是也、江河是也、武信是也、考老是也、令長是也」ト云フコト、「漢興有艸書」ト云フコト、「下杜人程邈爲二衙吏一得レ罪、始皇幽二繫雲陽一十年、從二獄中一作二大篆一、少者增益、多者損減、方者使員、員者使方、奏二之始皇一、始皇善レ之、出爲二御史一、使レ定レ書」ト云フコト、皆晉書衛恒ガ傳ニ載セシ「四體書勢」ニ出デタリ。然ラバ此竄入ハ、後人「四體書勢」ニ由リテ詳キ刻ヘシモノナリ。又「指レ事者、視而可レ識、察而可レ見云云」ノ語ハ、顏師古モ此ノ如ク云ヒテ「漢書藝文」ヲ注セリ。（漢書注ニハ「察而見意」トアリ。識ト意ト韻ヲ押シタルニテ、「可見」ト云ヒテハ韻合ハザレバ、說文ノ序ハ決シテ誤リシモノナリ。）若シ說文序ニ此文アラバ、顏師古必ズ之レヲ引クベキニ、出典ヲ云ハザレバ、顏氏ガ見タリシ說文ニハ此等ノ文無カリシト思ハルレバ、是レモ後人ノ竄入ナルコト知ルベシ。（但シ此六書ヲ說キタル語、何ニ出デタルカ。顏師古モ此說ヲ用ヒ廣韻ノ卷末ニモ載セタレバ、唐宋ノ間專行ハレシ說ト見エタリ。）然ラバ轉注ヲ「考老是也」ト云ヒシハ衛恒ガ謬說ニテ、「視而可レ識、察而可レ見等」ノ語モ許愼ガ言ニアラズ。如此ク改正シテ、考老ノ說、建類一首、同意相受ノ語ヲ删

ラバ、六書ノ義始メテ說クコトヲ得ベシ。ソレ六書トハ、古書ヲ讀ミ解カンニモ、今文ヲ書キ綴ランニモ、此六法ニ通ゼザレバ手ヲ措ク能ハズ。故ニ保氏ヲシテ之レヲ敎ヘシムルナリ。其六ハ事ヲ指シ示シタル上下ノ類ハ指事ナリ。物ノ形ヲ象(カタド)リタル日月ノ類ハ象形(シヤウケイ)ナリ。此二ツヲ文ト云フ。又其物ノ文ニ从(ナラ)ヒテ、名ニ呼ブ聲ノ文ヲ添ヘタル江河ノ類ハ形聲(ケイセイ)ナリ。二文ヲ合セテ義ヲナシタル武信ノ類ハ會意ナリ。此二ツヲ字ト云フ。(對文ナレバ其別カクノ如シ。散文ニハ文ヲモ通ジテ字トモ云フ。)說文ハ、此四ツノ本義ヲ釋シタル書ナルニヨリ「說文解字」ト云ヘリ。文ト字トヲ說解セシト云フ名ナリ。(今說文ト云フハ省キテ便ニ從ヒシナリ。)此文ト字トヲ使ヒ用フルニ、其本義ヲ用フルモノアリ、義ヲ轉ジテ用フルモノアリ、聲ヲ借リ用フルモノアリ。本義ハ說文ニ釋セシ義、是レナリ。義ノ轉ズルモノハ、譬ヘバ「令ハ發號也、从亼卪(會意ノ字ナリ)」トアルガ本義ニテ、法令ノ字ナルヲ、法令ヲ出ダシテ民ヲ法令ノ如クナラシムルヨリ轉ジテ、使令スルヲ總テ「令」(平聲)ト云ヒ、法令ハ吏長ノ民ニ命ズル故ニ、轉ジテ其命ズル吏ヲ令ト云フ。(縣令ナド是レナリ。)又「長」ハ「久遠也、从兀从匕、兀者高遠意也、久則變、匕亡聲、𠄠者倒亡也」(會意ニシテ、又諧聲ノ字ナリ)トアルガ本義ニテ、遠長ノ字ナルヲ、轉ジテ物ノ長短ノ字トシ、又轉ジテ長(上聲)幼ノ字トシ、又凡人ニ勝レタル人ヲ長者ト云ヒ、(佛典ニ財ニ富メル人ヲ長者ト云フモ、其意全ク同ジ)又轉ジテ主領タル者ヲ長ト云フ。此ノ如キ類ヲ轉注ト云フ。(轉ハ車輪ノ運ルガ本義ニテ、凡ソ物ノ移ルヲモ轉ト云フ。譬ヘバ、左ニアルモノヲ右ニ移シ、上ナルモノヲ下ニオロセバ、物ハ卽チ其物ナガラ、用

ヲ異ニスルヲ云フ。注ハ「灌也」ト釋シ、滴字ヲ「水注也」トモ解シテ、水ノ甲ヨリ乙ニ流シ注グガ本義ナリ。山ノ水ノ注シテ谷水トナリ、谷水ノ注シテ川水トナリ、川水ノ注シテ海水トナルガ如ク、物ハ其物ナガラ、名ヲ異ニスルヲ云フ。轉注ハ轉運灌注ノ義ニテ、文字ノ本義ヲメグラシ使フヲ云フナリ。又灌注ノ義、轉ジテ書ノ解シガタキヲ釋スルヲ注ト云フ。難義ヲ解キテ流注セシムル故ノ名ナリ。戴震ハ此義ニヨリテ、轉注ヲ互訓トセリ。段玉裁此説ニ從ヒタレドモ、許宗彥ガ鑑止水齋文集ノ轉注説ニ是ヲ破リテ、東漢以前古書ヲ釋スルヲバ解ト云ヒ、説ト云ヒ、傳ト云ヒ、故ト云ヒ、章句ト云ヒ、解故ト云ヒ、説義ト云ヒテ、注ト云ベルコト無シ。鄭玄始メテ箋注ノ名アリテ後、多ク注ト云ヘリ。カク東漢ニ始マリシ注ノ義ヲ以テ、古ヨリ有ル轉注ノ注ニ當テントスルハ篤論ニアラズト云ヘリ。是論覈實、從フ可シ。）シカラバ、備恒ガ假借ノ例ニ出ダシタル、「令」、「長」ノ二字ハ、倶ニ假借ニハアラデ、轉注ナリ。（轉注ノ例ニ出ダシシ考ハ形聲字、老ハ會意字ナルコト、上ニ云ヘリ。）又聲ヲ借リ用フルモノハ、其字無キニヨリテ、其物ノ名ト同音ナル文字ヲ、何ノ文字ニモアレ、借リ用フルヲ云フ。譬ヘバ、之ハ「出也」ト訓ジ、（艸ノ地ヨリ出ヅルナリ）「焉」ハ鳥名、「也」ハ女陰ナルヲ、音ノ同ジケレバ皆借リテ語辭トスルノ類ヲ假借ト云フ。（皇國ニテ、西土ノ文字ノ音ヲ借リテ皇國語ヲ書クヲ「カナ」ト云フ。全ク是レト同ジ。「カ」ハ「假」ナリ。「ナ」ハ「名」ニテ、即チ字ト云フ事ナリ。古(イニシヘ)「カリナ」ト云ヒケンヲ音便ニ「カンナ」ト云ヒ、後ニ省キテ「カナ」ト云フナレバ「カナ」トハ、即チ假借文字ト云フコトナリ。）コノ轉注、假借ノ二ツハ、文字ヲ使ヒ用

ル法ナリ。文ト字トノ本義ノミニテハ用ヲ成スコト能ハザルニヨリ、轉注シテ本義ヲ活用シ、文字無キヲバ同音ノ文字ノ假借シテ之レニ充テ、用ヲ成スコトヲ得。故ニ文字アリト雖モ、此ニ法無ケレバ語言ヲ成スコト能ハズ。此ニ法ヲ以テ文字ヲ使用スレバ、事トシテ辨ズベカラザルハ無シ。故ニ文二ツ、字二ツニ此二ツヲ併セテ六書トハ云フナリ。コノ六法備ハラザレバ、文字ヲ使用シ意ヲ達スルコト能ハザレバ、此理ハ誰モ誰モ知ルベキ事ナレドモ、カク云ヒテハ「轉注者、建類一首、同意相受、考老是也」ト云フ義ニ乖クヲ以テ、ココニ思ヒ寄ラザリシナリ。故ニ六書ノ義ヲ定メンニハ、必ズ先ヅ說文ノ序ニ竄入セシ謬說ヲ斷リテ、許氏ノ舊ニ復スルニ非レバ其正義ヲ得ルコト能ハズトハ云ヘルナリ。

明以上ノ諸家、六書ヲ說キシ轉注ノ說皆非ナルコトハ、今論ズルニ及バズ。（趙宦光ガ六書長箋、戴震ガ東原文集、曹仁虎ガ轉注古義考等ニ詳ニ論ジタリ。）清ニ至リテ學問精密ヲ極メタレドモ、此轉注ニ至リテハ未ダ善說ヲ得ズ。（戴震ハ「老考也、考老也」ト訓ズルニヨリテ、互訓ノ說ヲ立テ、唐仁虎、許宗彥ハ「建類一首、同意相受」ノ語ニヨリテ說ヲナセリ。皆後人竄入ノ文ニヨリテ興シタル說ナレバ云フニ足ラズ。上ニ云ヒシ如ク、指事、象形、形聲、會意ノ四ツハ、造字ノ本、轉注假借ノ二ツハ、使用ノ法ナレバ、一ツモ闕クベカラザレバ六書ト定メシナリ。コノ人人ノ考ヘシ轉注ハ、造字ノ本ニモアラズ、使用ノ法ニモアラズ、其說ニ從ハズシテ五書トセンモ、文字ヲ使用スルニ足ラザルコト無ケレバ、必ズ然ラザルコト明ラケシ。）タダ江永ガ「本義外、展轉引伸、爲二他義一或變レ音、或不レ變レ音、皆爲二轉注一、其無レ義

而但借ニ其音一、或相近之音、別爲ニ假借ニ一ト云ヒタル、（戴震答江永論小學書ノ中ニ引ケリ）晤ニ愚說ト合ヘリ。然レドモ說文序羼入ノ事ヲ云ハズ。イマダ江永ガ書ノ全文ヲ見ザレバ、極メ言ヒ難ケレドモ、若シ羼入ヲ删ル說アラバ、戴氏ガ答書之レガ可否ヲ辨ゼザル可ラザルニ、其事無キヲ見レバ、江氏ノ說此ニ及バザリシナラン。說文ノ序ノ「建類一首、同意相受、考老是也」トアルヲ許愼ガ言トスレバ、江氏ガ說之レニ合ハズ。戴氏ガ其說ニ從ハザリシハ、コノ故ナルベシ。然ラバ江氏ガ說モ偶中ニテ、愚說ニハアラズ。

許宗彥ハ、指事、象形、形聲、會意、皆指ニ造字之始ニ言レ之、則假借、轉注、亦出レ於ニ造字之始ニ可レ知也、或分レ事形聲意爲レ體、假借轉注爲レ用者、非也」ト云ヒタレドモ、六書ト云フ名ハ文字モ備ハリ、ソレヲ使ヒ用ヒテ文章ヲナスコトヲ教フルニ至リテ設ケシモノナリ、倉頡ガ時出來シニハアラズ。周禮ニ保氏ガ國子ニ教フル目ニ出デタリ。（書勢ニ、黃帝始作ニ書契ニ、字有ニ六義一、玉編表ニ庖犧氏作ニ八卦ニ、倉頡肇創ニ六文一トアレバ、倉頡ノ時コノ目アリシ如クナレドモ、後ヨリメグラシ云ヘルモノニシテ、其實ハ周禮ニ始メテ見エタルナリ。）周ノ代、文字行ハルル時ニ至リテ學バンニハ、先ヅ文字ノ本義ヲ知ルベク、文字ノ本義ヲ知ランニハ、其字ノ指事ナルヤ、象形ナルヤ、形聲ナルヤ、會意ナルヤヲ辨ヘ、サテ夫レヲ使用スル法ヲ學バザレバ、文章ヲナスコト能ハザルニヨリ、轉注、假借ノ二ツヲモ學ビシナリ。其實ハ指事、象形、形聲、會意等ヲ分カツコトハ知ラズトモ、文字ノ本義ヲ知リ、ソレヲ轉ジテ使ヒ、又無キ字ハ假借

スルコトヲ知ラバ、用ニ於テ足ラザルコト無カラン。保氏コレヲ教ヘズシテ、タダ造字ノ本ヲノミ教ヘンニ、如何デソレヲ使用シ得ベキ。

往年與二友人市野迷庵一論二六書一、迷庵以二互訓一爲二轉注一、（戴震說暗合）愚以二展轉引伸一爲二轉注一、以二序建類一首、同意相受、考老是也等語一、爲三後人所レ加、非二許愼之舊一、其事去レ今廿余年、後獲二北魏書、習書一證、知二前說之不一レ誤、迷庵化爲二他物一、愚亦鬢髮變レ白、因顯レ之。總與二一場夢一無レ異、頃有下學二轉注一事一問者上、於レ是請三昔日所レ攷、與二其後所一レ見、以答若レ是、天保二未年二月三日、狩谷望之草。

轉注說附錄

（澁江抽齋、岡本況齋）

「下杜人程邈云云」ト云フコト、皆晉書衛恒ガ傳ニ載セシ「四體書勢」ニ出デタリ。

按ズルニ、「四體書勢」ニコノ文ヲ載セテ、上ニ「或曰」ノ二字ヲ冒ラス。モシ許愼ガ語ナランニハ、「或曰」トハ云フベカラズ。滋許氏ノ原文ニアラザルコトヲ知ル。

（分注）廣韻ノ卷末ニモ載セタレバ云云。

按ズルニ、廣韻ノ卷末ニハ「只左轉爲レ考、右轉爲レ老」トバカリ有リテ「建類一首等」ノ語ハ無シ。蓋シ先生ノ偶談ニ係ル。刪ルベシ。

其物ノ文ニ從ヒテ名ニ呼ブ聲ノ文ヲ添ヘタル「江河」ノ類ハ、形聲ナリ。

按ズルニ、形聲ノ某聲ト云フモノモ聲ヲトリタルバカリニテハ無ク、原ハ必ズ義有リシモノナルベシ。今ニ至リテハソノ義ノ知リ難キモノ多シ。ソノ推シテ知ルベキモ往往アリ。タトヘバ、枼聲ノ字ハ皆薄片ノ意、堯聲ノ字ハ皆高明ノ意ナルガ如シ。カク云ヘバ、會意ト混ズルガ如クナレドモ、會意ハ聲ニアヅカラズ、形聲ハ必ズ聲ニヨルヲ異トス。又形聲ト云ヘル名義ハ、江河ノ字ナレバ、水旁ハ形ニテ、工可ハ聲ナリ。形ト聲ト二ツノモノヲ合セテ字トナル故ニ、形聲ト云フ。或說ニ、形聲ト云フハ象聲ト云フト同義ニテ、聲音ヲ形容スル義ナリト云フハ非ナリ。

保孝按。「渫」除去也、从水枼聲、「媟」嬻也、从女枼聲、「諜」軍中反間也、从言枼聲、「澆」沃也、从水堯聲、「撓」擾也、从手堯聲、「嬈」苛也、一曰擾戲弄也、一曰嬥也、从女堯聲、コレラノ字薄片ノ義モ高明ノ義モ無シ。サレバ某聲ニ義ヲ含ムト云フコト、概シテハ云フベカラズ。若シ某聲ニ必ズ義アリトセバ、「臧」ハ善也、从臣戕聲トアルナドハ、更ニ解クベカラズ。戕ハ槍也、他國臣來弑レ君曰レ戕トアレバ、ソノ戕ノ聲ノ臧ナレバ善也トハ訓ジ難カルベケレバナリ。ソモソモ文字製造、取レ義多端ナルウヘニ、許君スデニ某聲トノミ云ヘバ、タダ聲トノミ、オホラカニ心得ベシ。シカラザレバ、ナカナカニ解キヒガムコト出デ來ヌベシ。

此ノ如キ類ヲ轉注ト云フ。

按ズルニ、段玉裁ハ、コノ轉注ヲ假借ノ中ニ包有シテ、引申假借ト云フ名目ヲ立テタリ。

（分注）戴震ハ此義ニヨリテ、轉注ヲ互訓トセリ。

按ズルニ、戴段ノ說ノ如ク、轉互注釋ノ義トスル時ハ、轉注ハ文字ヲ注釋スルノ法ニシテ、用字ノ法　云フベカラズ。矛盾甚シ。

（分注）許宗彥ガ鑑止水齋文集ニ云云。

按ズルニ、文字衍、原書ニ無シ。且ツ此文、原書ノママ漢文ニテ記スベシ。原文左ニ錄ス。

東漢以前、釋二古人之書一者、曰レ解、曰レ說、曰レ傳、曰レ故、曰二章句一、曰二解故一、曰二說義一、無下曰レ注者上、

自二鄭氏一始有二轉注之名一、以後乃多作レ注、而欲三以レ此當二六書之轉注一、恐非二篤論一。

音ノ同ジケレバ、皆借リテ語辭トスルノ類ヲ假借ト云フ。

按ズルニ音ノ同ジト云フコトハ皇國ノ「カナ」ト同意ニテ、聲ヲ借リタルノミニテ、義ハ無キナリ。語辭ニ原「シ」ト云ヒ、「エン」ト云ヒ、「ヤ」ト云ヘル詞ニ、「之」ノ字、「焉」ノ字、「也」ノ字ヲ當テタルナリ。所謂本ソノ字無キニヨリ、但ソノ音ヲ借リタルモノナリ。再ビ案ズルニ、本ソノ字無キ故借リタルハ、モトヨリ然リ。サレドモ、本ソノ字アルモ、同音ノ他字ヲ借リ用ヒタルモノ往往アリ。「許」ハ許聽ノ義ナルヲ借リテ鄦國ノ字ニ用ヒ、「辰」ハ十二支ノ字ナルヲ假リテ「日月之會、謂二之曟一」ノ字ニ用ヒタルガ如シ。(又コノ中ニ就テ、更ニ二別アリ。一ハ原ヨリソノ字アリテ、外ニ同音ノ字ヲ借リ用フルモノアリ。鄦許、コノ例ナルベシ。一ハ原ソノ字無クテ、同音ノ字ヲ借リ用ヒ、後ニソノ字出來タレドモ、ヤハリ本ノママニ借字ヲノミ用フルモノアリ。辰巳ノ字古クアリテ、曟宿ノ義ニモ借リ用ヒタランヲ、後ニ曟ノ字出來タレドモ、ソノ字ハ用ヒズシテ、辰字ヲ用ヒ來レルガ如シ。ソノ差別ノ審ナルニ至リテハ、今ニアリテ悉ク知リ得ガタキモノ多シ。

乙未初夏廿八日、道純抽齋

品字箋（書聲第三十七書）

轉注者、謂二一字數義、展轉注釋、可一通用一也。如二長久長字一、長則物莫レ先焉、故又爲二長幼之長一、長則有レ餘、故又爲二長物之長一。如二行止行字一、行則有二蹤跡一、故又爲二德行之行一、行則有二次序一、故又爲二周行之行一。如二數字一、有レ數則可レ數、故又爲二數往之數一、可レ數則密矣、故又爲二疎數之數一。又音促、數罟亦密矣。又有二本其意一、特轉レ聲用レ之者、如下以二女妻人一爲レ妻之類上。舊說考老轉形之說、非也。

假借者、謂三本無二其字一。因二字聲義一、而借二用之一也。如レ能豪獸也。今借爲二賢能英豪之類一、此聲借也。如下內外之內作二收內之內一、伯仲之伯、作二王伯之伯一、有レ惡而可レ惡、有レ好而可レ好之類上、此義借也。又如下占卜之爲二占奪一、女子之爲二爾女一、房舍之爲二赦舍一、肉骨之爲二肉好一之類上、但借レ聲、不レ借レ義也。

孝云、占奪猶レ言二侵占一也。正字通云、占擅據也、今俗謂二之侵占一。〔頭注ヲ此ニ收ム〕

嘉永六年三月廿一日、偶然品字箋ヲ見ルニ、轉注假借ノ說アリ。轉注ノ釋ヲ讀ムニ、大ニ小學ノ旨ヲ得タルヤウニオモハレテ、大方ハコレニテ轉注ノコトハヨキヲ、何故ニ棭齋先生ノ引用サレヌコトカト疑ヒナガラ、假借ノ解ヲ讀ムニ甚ダワロシ。サテハ六書ノ旨ヲヨクハ知ラズシテ、タマタマ轉注ノ釋ニ云ヘル所ハ、其誤ノ見エヌニテ、假借ト云ヘル中ニ轉注ナルガ交リテアレバ、轉注ノ意味ハ知ラヌナリ。先生ノ齒牙ニカカラヌハ、宜ナル事ト知ラレタリ。假借ニ義借ト云フコトハ無キコトニテ、コノ義借トテ云ヘル所ハ、ミナ轉注ナリ。初學ノ輩、惑フコトナカレ。聲借ノ中ナル肉好モ轉注ゾ。

小島氏存疑（小島氏、名知足、俗稱五一、備前福山侯藩士）　一册

岡孝代㆓棭齋先生㆒質㆓小島氏之疑㆒　一册

澁江氏補正　一册

岡孝讀補正　一册

小島氏再答　一册

右五種合册、藏㆓於岡孝之家㆒、未㆔廣流㆓布於天下㆒。

況齋岡本保孝識

扶桑略記校譌

扶桑略記校譌

狩谷棭齋著

卷一　全缺ク、鈔節本ニハ神武天皇ヨリ載タリ、コノ鈔節一帝多キモ十數行ニ過キス、應神天皇ニ至テ僅ニ四葉許トイヘ圧、其中今世通スル所ノ書ヲモ引タレハ、古ノ片羽トモ云ヘシ、且官刻本聖武天皇ノ下ヨリ平城天皇マテハ、コノ鈔節本ヲ以テ原本ノ缺ヲ補タレハ、コノ四葉モ必刻シテ傳フヘキモノナリ、所謂鈔節本ハ古時扶桑略記ヲ節略セシモノニテ、今缺本一册傳レリ、(神武ヨリ平城マテ)六七百年前ノ寫本ナリ、
今別ニ錄シ出ス、

卷二　是卷及ヒ第三第五第六ノ四卷ハ、從來缺ケテ人間ニ傳ハラサリシニ、尾張眞福寺ノ庫中ニ缺本アリシヲ寫傳ヘテ世人知ルヿトハナリタリ、今官本モ彼ニ依ラレシナリ、故ニコノ四卷ハ別ニ異本ナシト知ヘシ、余眞福寺本ヲ影寫セル本ヲ以テ官本ニ比讐スルニ、挍訂誤アルヿヲ免レサルニ似タリ、今一〻條錄ス、挍語ニ原ト云モノ即影眞福寺本ナリ、

神功皇后　鈔節本神功天皇トアリテ、其下ニ十五代治六十九年、王子一人、即位女帝始之ト分注シ、且本文ニ開化天皇曾孫仲哀天皇后氣長足姫也、母葛木高額媛也トアリ、神功天皇トアルハ傳寫ノ誤カトモ思ハルレ圧、皇圓シカ書シモ知ヘカラス、分注十八字、本文廿三字ハ、原書必アリシナルヘケレ

ハ彼ニ据テ補フヘシ、【正辭云、下文ニモ天皇春秋百歳崩トアリ、傳寫ノ誤ニハアルヘカラズ、】

一葉背七行　十二月　原本上ニ冬字アリ、此脫セリ、濫觴抄ニモアリ、按ニ濫觴抄作者ヲ題セス、年代詳ナラス、（羣書類從第四百六十五卷ニ收ム）其書扶桑略記ヲ讀ムニ從テ鈔錄シ、其他ノヿ少シク增續シテ卷ヲナセリ、存スルニ足ラサル書ナリ、然レ圧上ニモ云如ク、是書第六卷ニ至マテハ異本ノ按スヘキ無ク、其後トイヘ圧見ル所ノ本古ケレハ、是書ヲ按正スルニ於テ旁證スルニ頗益アリ、

二葉背六行　是□國凶賊皆伏故也　原本是下缺文無シ、是國ト接キタリ、按ニ濫觴抄ニ、異國凶賊トアリ、是ニ据レハ原本ニ是國トアルハ異國ノ訛ナリ、彼ニ從テ改ムヘシ、一方囗ヲ增タルハ妄作ナリ、

二葉背七行　二年十一月　原本二年ノ字ナシ、日本紀ニ据レハ脫シタルナラン、今補ヒタル宜シカルヘシ、然レ圧モシ補フヘクハ下文ニ皆干支アレハ、コヽモ二年ノ下猶壬午ノ二字ヲ補ヘシ、

三葉背三行　神功皇后女帝　鈔節本ニハ神功皇后也トアリ、

五葉面三行　莬道　原本兎道トアリ、鈔節本同シ、兎莬同字ナレ圧原本ニ從ヘシ、私ニ改ヘカラズ、（莬ハ兎ノ俗字ニシテ菟絲ノ字ヲ借タルニアラズ、余別ニ考アリ）

五葉面八行　當大始六年　原本太始ニ作ル、按ニコノ年号泰始トモアレハ太ニ作ル是ナリ、說文ニ太ハ泰ノ古文ナリトイヘリ、

如來滅後　原本上ニ同元年ノ三字アリ、一此刪去タルハ是ニアラス、上文元年トアレハ此處ニテ同元年ト云ヘカラサルニ似タレ圧、原本次下皆シカリ、文辭冗長ナリトテ刪去ルハ、古書ヲ按スル爲サニアラス、

七葉面九行　而未合　原未合トアリ、此偶誤シナリ、日本紀ニモ未合トアリ、

七葉背十行　和珥臣　原和介臣トアリ、按ニ介ハ尒字ノ訛ナリ、此日本紀ニヨリテ珥ニ改シハ未タ是ニアラス、

八葉面七行　因視耳中　原因字ナシ、無キモ聞ユレハ增サデモアルヘシ、

九葉背七行　木菟宿祢　原兔ニ作ル、此モ上ノ菟道モ日本紀ニ据テ改タルハ是ニアラス、紀ニモ應神紀ニハ菟トアレ圧、履仲紀ニハ兔トアリ、

十葉背六行　同年　原同六年トアリ、是モ是書ノ書法ナリ、刪去ル者非ナリ、

十葉背九行　如來滅後　原上ニ同元年ノ三字アリ、

十一葉背二行　如來滅後　原上ニ同元年ノ三字アリ、

十一葉背四行　甲戌歲生　鈔節本コノ四字無シテ治卅二年ノ四字アリ、按両ナカラ有ヘシ、

十一葉背五行　雄朝津間稚子皇子　原上ニ仁德天皇之子ノ六字アリ、此脫ス、日本紀ニモ是羣臣議之曰方今大鷦鷯天皇之子雄朝津間云〻トアリ、

十二葉面六行　执水　原水ノ上ニ洗字アリ、此脫ス、日本紀ニモ執洗手水トアリ、

十二葉背六七行　良醫—名醫—醫師　原ミナ毉ニ作ル、同字ナレ𪜈原本ニ從フヘシ、

十三葉面七行　更造宮室於河內　原宮室ノ下ニ一字ノ二字アリ、此脫、

十三葉背七行　强乱殊盛　原强ヲ強ニ作ル、コレ淫字ノ訛ナリ、按ニ日本紀（安康紀）是時太子暴虐淫于婦女國人謗之トアリ、此ハ彼文ヲ取タルナレハ淫乱トアルヘシ、强ニ改タルハ非ナリ、

十五葉面十行　吉師日香蚊　原上ニ難波ノ二字アリ、此脫ス、紀ニモコノ二字アリ、

十六葉面五行　斬天皇頸　原頭トアリ、按ニ頸字勝ルニ似タリト雖、且ク原本ニ從テアルヘシ、妄意ニ改ヘカラス、編年記ニモ頭ニ作リ、本書卷三用明天皇ノ條ニ斬大連頭トモアリ、

十七葉背七行　有レ若ニ逢（キフ）仙ノ一　訓點誤レリ、逢ハ蓬ノ假借ニテ、逢仙トハ蓬萊ノ仙人ト云フヿナリ、

十八葉面三行 汝擒過人 擒ハ擒字ノ訛ニテ下ニ力字ヲ脱シタルナリ、紀ニスナハチ汝擒力過人トアルニ据テ改正スヘシ、編年記ニ強力過人トアルモ誤ナリ、

十八葉面八行 汝國所破□ 破下ノ缺字原不ノ字アリ、紀ニハ謂之曰汝國爲吾國所破非久矣トアレハ、不字ノ下久字ヲ脱セシナルヘシ、此不字ヲ讀カネテ方圍ニハナセシナリ、

傷患退而不行 紀ニ陽患其頭退而在後トアルニ据レハ、此陽ヲ傷ニ誤リ、其頭ノ二字ヲ脱セシニ似タリ、然レ圧皇圓カ見シ本誤脱ノ本ナリヤ、今知カタシ、

十八葉面九行 二國怨 原國下ニ之字アリ、此脱紀ニモアリ、

十八葉面十行 大石少麻呂 紀ニハ文石トアリ、下同、

十八葉背一行 又斷商買 紀ニ斷商客艤舶トアリ、買ハ賈字ノ誤ナルヘシ、

十九葉面一行 驃□ 原驃騎ニ作ル、騎字諸字書ニ見エサルニヨリテ、讀カネテ缺文ニハナセシナリ、按ニ驃騎ハ[illegible][illegible]ノ異文ナルヘシ、

十九葉面四行 嶋子對曰 原上ニ浦字アリ、此脱タリ、

十九葉面五行 娶蓬萊金臺女也 原蓬山トアリ 今改タルハ非ナリ、

十九葉面九行　許下諸（ス）將（サシテ）ニ於蓬萊（ニ）ニ長生上（センコトヲ）　原將ヲ指トアリ、指トハ其處ヘサシテ行フナリ、本書中ニモ多クアル言ナリ、今改タルハ非ナリ、訓點モ誤レリ、

十九葉背二行　吾是龜娘之流仇乎　原本同シ、按ニ吾字ハアヤマリナルヘシ、流字モイカヽ、

十九葉背八行　戲毛羽之靈客　原客ヲ容ニ作ル、此偶誤タルナリ、

廿葉面一行　況離土人乎　原土ノ下ニ之字アリ、此偶脫タリ、編年記ニモアリ、

廿葉面三行　續嶋子傳　原嶋ノ上、浦字アリ、此脫、

廿葉背三行　褭時之志　原裊ニ作ル、續浦嶋子傳モ同シ、此偶誤、

廿葉背六行　百花香　原花ヲ和トアリ、傳モ同シ、此偶誤、

廿一葉面二行　蘭燈照銀床而錦莚加彩　原コノ十字ヲ脫シタリ、今傳ニ据テ補タレ圧、古事談ニ引タルニモ此十字ヲ省タレハ、皇圓モ省シモ知カタシ、又コノ十字脫タル續浦嶋子傳アリテ、ソレニ据シニヤ、

廿一葉面五行　逐日骨立　原同シ、サレ𪜈傳ニ逐日トアルニ據テ改ムヘシ、

廿一葉背六行　治五年　原号白髮天皇ノ下ニアリ、葥本モ同シ、此次序ヲ改タルハ非ナリ、

廿二葉面三行　言皇子　言字句、皇子ハ下句ニ屬スヘシ、訓點誤レリ、

廿二葉面十行　己未歲　原年トアリ、本書カヽル處年トモ歲トモアレハ、何レニテモアルヘケレ𪜈、今改タルハイカヽ、此モ偶誤シナルヘシ、

廿三葉面二行　如來滅後　原上ニ同元年ノ三字アリ、

廿三葉面四行　履中女　原コノ三字ナシ、此三字葥本ニハアリ、然レ𪜈本書ニモ市邊押磐皇子女トアリ、日本紀ニモ異義アルヿナケレハ、履中女トアルハ誤ナリ、原ニ從テ削ルヘシ

廿三葉面九行　埴田丘陵　書紀ニハ埴日トアリ、舊事紀ト諸陵式ニハ埴口トアリ、今ノ花内村ソノ地ナリト云ヘハ、口ニ作ル者是ナルヘシ、サレ𪜈此ハ皇圓カ誤ナルモ知ルヘカラス、

廿三葉背六行　四十六　原卌六トアリ、古鈔本ノ諸書多二十ハ廿、三十ハ卅、四十ハ卌トアレハ、コヽモ四十ニ改タルハ是ニアラス、

廿四行面二行　於二赤石郡一營三弁於新嘗會供物一　營弁二字連讀スヘシ、　適會下屯一倉一首カ縱二賞新室一以レ夜ヲ

繼ニ上レ豈ニ會字繼豈マテ管到ス、又繼當連讀スヘシ、旧訓ミナ誤レリ、

廿四行面六行　困ニ事於人ニ一飼ニ牧ハ牛馬チ一　困事連讀スヘシ、旧訓誤レリ、

廿四葉面十行　命居テ二竈傍ノ左右ニ一秉レ燭　居字左右マテ管到ス、旧訓アヤマリナリ、

廿四葉背八行　飯豐王女　原皇女トアリ、此誤、

廿四葉背九行　十一月　原上ニ同年ノ二字アリ、

十二月　コノ上ニモ原同年ノ二字アリ、

廿五葉背一行　骨棄ニ郊埜ニ　原郊野トアリ、紀モ同シ、今改タルハ是ニアラス、

廿五葉背二行　諫曰　原上ニ乃字アリ、紀モ同シ、今偶脫、

廿五葉背四五行　誰ヲ人一主トツカン奉ニ於天靈ノチ一　人主連讀スヘシ、舊訓誤、

廿六葉面一行 **如來滅後** 原上ニ同元年ノ三字アリ、

廿六葉面七行 **元年** 原二年トアリ、今紀ニ據テ元年ト改タレ𪜈、本書中年紀月日ノ違ヒ數フルニ暇ナシ、皆コレ皇圓カ誤ニテ傳寫ノ訛字ニハアラス、本書ニ任セテ改ムヘカラス、

廿六葉面八行 **二年** 原同年トアリ、前條ノ二年ヲ元年トアラタメタルヨリ爰モ改タレ𪜈、前條モ旧ノ如ク二年トシテ有ルヘクハ、コヽモ同年ニテ有ルヘシ、

廿六葉面九行 **穗允君** 原兌トアリ、兌ハ兊字ノ訛ナリ、今印本ノ書紀ニ誤テ允トアルニ據テ改シハ非ナリ、書紀モト部兼永本、應永寫本ナトニハ兊トアリ、類聚國史ニ引タルニモ兊トアリ、シカノミナラス書紀ノ訓注ニ允此云惜トアルニテ、兌ノ誤ナルヿ明白ナルヲヤ、

廿六葉背四行 **如來滅後** 原コノ上ニ同元年ノ三字アリ、

廿六葉背六行 **治八年** コノ三字原号小泊瀨天皇ノ下ニアリ、前本モ同シ、今次序ヲ改タルハ非ナリ、

廿七葉面五行 **薯蕷** 原暑預トアリ、紀モ同シ、古ハ皆カク書リ、今俗ニ從テ艸冠ヲ加ヘタルハ非ナリ、

廿七葉背二行 **同年** 原八年丙戌トアリ、

廿七葉背五行　如來滅後　原上ニ同元年ノ三字アリ、

卷二

一丁面四行　日ニ振姫ニ　日ニ作ルヘシ、古書日字ミナ日ノ如ク、日月ノ字ハカヘツテ曰ニ作レリ、

二丁面二行　妾遠離　原妾ノ上ニ賤字アリ、此脫、

六行　同年　原同元年トアリ、

二丁背四行　定西土壇場　原本同、然レ圧場ハ場ノ誤ナルヘシ、

七行　如來滅後　原上ニ同元年三字アリ、

三丁面七行　高三丈　原二丈トアリ、何ニヨリテ改シニヤ、オモフニ偶誤シナルベシ、

八行　第二主　原同、按スルニ二ノ上十ノ字脫タリ、繼體帝ノ元年七主ニアタレハ、此元年二主ニ當ルヘキイハレナシ、

九行 如來滅後 原上ニ同元年ノ三字アリ、

五丁背二行 懃修出家之業 原勤修ニ作ル、濫觴鈔ニ此ヲ引タルモ同シ、今紀ニ據テ改タルハ是ニアラス、紀モ是書ニヨリテ勤ニコソ改ムヘケレ、

六行 尾輿薨 濫觴抄ニコヽヲ引テ此下ニ在官十二年稲目臣之孫芝山連之子也ノ十六字アリ、彼ニヨリテ補フヘシ、但稲ノ字ハ衍文ナリ、削ルヘシ、芝山ヲ公卿補任ニハ莵山トアリ、十二年ヲ十三年ニ作ル、

七行 百濟明王 太子傳曆裏書ニ引テ明ノ上ニ聖字アリ、

七行 表云 太子傳曆ウラ書ニ引テ上ニ其字アリ、

七丁面二行 縁記云 原本莭本同シ、濫觴抄ニハ緣起トアリ、コノ丁ノ背四行緣起モ原本ニハ記トアリ、濫觴抄後人ノ意改ニハアラサルニヤ、可考、

四行 攝津國 莭本ニハ國ヲ洲ニ作ル、濫觴抄ニハ州トアリ、國トアルハ原本偶誤シナルヘシ、

六行 小墾田 莭本ト濫觴抄トニ墾トアルニ從フヘシ、原本ニハ貇トアリ、即墾字ノ古字ナレ𪜈、古書ニ用タルヲ見シヿ無レハ、ソレモ土ヲ脱セシナラン、

七行　忽下綸言　原編旨ニ作ル、莭本モ濫觴抄モ同シ、此偶誤シナリ、

六丁背八行　大唐神ナリ之出タリ縁起ニ隠者見ルニ此文ヲ　原同、按スルニ之ハ也ノ字ノ誤ニハアラヌニヤ、出縁起トハ已上ノ文、坂田寺ノ縁起ニ出タリトイヘルナルヘシ、隠者トハ薬恒カ自稱ナルヘシ、莭本垂仁天皇ノ條ニ日吉山隠者薬恒云々トアリ、

七丁面九行　以右手判敍　原刑敍トアリ、紀ニハ判トアレ𪜈、刑ニテモ聞ユレハ改メス𪜈アルヘシ、

七丁背四行　弓十張　原同、紀ニハ五十張トアリ、箭五十具トアレハ五ノ字脱シタルナリ、

五行　今上件色八　原令トアリ、紀モ同シ、此誤、

九丁面九行　有救世之願　莭本上ニ吾字アリ、太子傳暦ニモアレハ原本脱セシナリ、莭本ニ據テ補フヘシ、

九丁背四行　厩峯　原岑トアリ、莭本ニハ峯トアリ、

九行　一云八幡也井　莭本八幡大井トアリ、也トアルハ原本ノ誤ナリ、改ムヘシ、

十行　馬城峯　原本ニハ峯トアリ、

十丁面一行　同年　原卅二年辛卯トアリ、

三行　一云相當梁王文帝六年　十字原分注ニアラス、本文ナリ、

四行　同元年如來　原同、元相當如來云々トアリ、年ノ字ヲ補タルハヨシ、相當ノ字ヲ削タルハ是ニアラス、

六行　遇於妹女　原同、靈異記ニヨリテ妹女ニ改ムヘシ、

懐妊　原孃任トアリ、同字ナレ圧原ニ從テ改ムマシキナリ、

十丁背一行　退吠　原退吹トアリ、誤字ナルヘシ、靈異記ニハ追犬ニ作ル、今吠ニ改タルハ据アリヤオホツカナシ、若据ナクハ且ク舊ノマヽニテアルヘキナリ、

三行　令ㇾ生子名ニ伎都祢一　舊訓誤、

十一丁面四行　如ニ人擧動一　鈔本如ヲ知ニ作ル、太子傳曆モ同シ、如ニ作ルハ原本ノ誤ナリ、

九行　**飯炊糟**　原同、按ニ糟ハ櫓字ノ誤ナリ、櫓ハ甑ノ異文ニテ、法隆寺資財帳、大神宮儀式帳ナトニモ用タリ、

十一丁背十行　**年十八**　三字原小字ナリ、前本同シ、今改テ大字トセシハ是ニアラス、

十二丁面一行　**陳大建九年**　太子傳暦ウラ書ニ引タルニハ、此五字二行メ日字ノ下ニアリ、

二行　**由**　ノ上ニ已上ノ二字アリ、下ニ山王院大師記文也、件記文者ノ字アリ、

十二丁面五行　**本傳云**　原云ヲ言ニ作レリ、按ニ本書曰マタ云トイフヘキヲ言トアル所多シ、今改タルハ非ナリ、

十行　**暦數十年**　原年ヲ身ニ作ル、太子傳暦モ同シ、此誤レリ、暦モ歴ノ誤ナリ、太子傳暦ニ据テ改ムヘシ、

十二丁背二行　**何曰在ンレ漢**　曰ハ日ニ作ルヘシ、

十二丁背八行　**爲是六齊**　原是字ヲ脱セリ、前本ニハ是爲六齊トアリ、太子傳暦、編年記モ同シ、今是字ヲ補ヒタルハヨケレ尼倒シタルハ誤ナリ、

九行　**階下**　原陛下トアリ、階ハ誤ナリ、

十四丁背一行 瘡發□骨充盈 原缺文ナシ、按ニ紀ニ又發瘡死者充盈於國トアレハ、コヽモ死者トアリシナルヘシ、編年記ニハ屍骨充盈トアリ、本書屍骨ニ誤リシヲ、編年記ハ其誤ヲウケタルニヤ、

三行 頤尙憑三寶 原憑ヲ仰ニ作ル、仰ニテモ聞ユルヲ、何ニ据テ改メシニヤ、編年記ニモ仰トアリ、

七行 阿育知郡 原知字ナシ、前本同、按ニ此事モト靈異記ニ出タリ、靈異記ニハ阿育知郡トアレ𪜈、此文ノ末ニ已上本傳トアレハ、文粹ヨリ取シナレハ、知字ヲ補タルハ是ニアラス、文粹ニハ阿育郡トアリ、原本ニ合ス、

八行 文耒而立 原耒ヲ爾トアリ、次行ノ擧耒モ同シ、前本ニモ爾ナカラ同シ、按ニ爾ハ臿ノ誤ナリ、臿ハ史記、漢書ノ注ニ鍬也、マタ淮南子注ニ鏵也トモアリ、此爾字ヲ讀カネテ皆耒ニ改シハ妄校ト云ヘシ、

雷墜其前 前本ニ堕トアルニ從フヘシ、原ニ隨トアルモ堕ノ誤ナリ、文粹ニ据テ墜ニ改シハ非ナリ、

十五丁面三行 又妻有身 原父妻トアリ、文粹モ同シ、此前本ニ從テ又ニ改シハ誤ナリ、

九行　與童子便爭レ力　原便字ナシ、文粹同、今萠本ニ据テ補タルハ非ナリ、コレハ上文ニ童子便捽鬼頭トアル文ニ渉テ誤衍セシナリ、

十五丁背五行　妨テ不レ入レ水ヲ田燒ー亡ルー時　水字句舊讀誤レリ、

十六丁背三行　擊香祈請　濫觴抄此ヲ引テ擊香呂トアリ、原本脫セシナリ、補フヘシ、太子傳曆ニモ擊香爐トアリ、

四行　宜置也　太子傳曆ニ宜量也トアリ、置ハ字形近〆誤シナルヘシ、

六行　詎生異計　濫觴抄太子傳曆トモニ詎ヲ誰ニ作ル、詎ニ作リシハ原本ノ誤ナラン、

八行　興隆三寶　濫觴抄コノ下ニ時也ノ二字アリ、

九行　大怒　濫觴抄大忿トアリ、

十七丁面七行　隋開皇　原隨トアリ、文帝隨ヲ改テ隋トセシト云說アレ圧、唐人隋ヲ隨トモ隨ヲ隋トモ書タレハ今改ヘカラス、分注モ同シ、

如來滅後一千五百五年　原上ニ元年ノ二字アリ、マタ五年ノ上ニ卅字アリ、此偶脫シタルナリ、△サテ此十三字原十八葉面七行ノ歐德矣トアル下ニアリシ

ナリ、例ニ据ルニ其所ニアルヘシ、今改テ此所ニアルハ是ニアラス、又上ノ元年丙午相當隋開皇六年及ヒ分注モソコニアルヘキモノナリ、【正齋云、太子傳曆裏書ニ引タルニモ三十五年トアリ、】

十七丁背二行 穴太部宅部皇子 原穴太皇子、宅部皇子トアリ、濫觴抄ニ穴太宅部皇子ト有、是ニ脱セルナルヘシ、太子傳曆ニ穴太部皇子、宅部皇子トアルゾ正シカルヘキ、紀モ傳曆ト同シ、

十八丁背二行 階下 原陛下トアリ、太子傳モ同、此誤レリ、第四行ノモ原本傳曆トモニ陛下トアリ、

十行 艸創元興寺 原草トアリ、萠本同、

廿丁面九行 元年正月 原元年ノ二字ナシ、萠本同、

廿丁背八行 故曰ニ四天王寺ト敬田院 寺ノ字句舊讀誤レリ、

廿一丁面四行 極樂國土 原國字ナシ、本願緣起モ同シ、今增シタルハ非ナリ、

八行 斫造也 原斫ヲ攸ニ作ル、本願緣起同斫ニ改タルハ非ナリ、

十行　**四天王**　本願緣起下ニ像字アリ、原本脫セシナラン、

廿一丁背三行　**各堂**　本願緣起冬ニ作ル、各ハ誤ナリ、前ニ夏堂アリ、

五行　**毗頭慮**　本願緣起盧ニ作ル、

廿二丁面四行　**折而採之**　太子傳曆ニハ斫トアリ、折ハ誤ナルヘシ、

六行　**階下**　原陛下トアリ、傳曆ニモ同シ、

廿二丁背十行　**降自天上**　原上天トアリ、傳曆同、此倒シタルハ非ナリ、

廿三丁面三行　**塔殿廢亡矣**　太子傳曆癈亡トアリ、廢ハ誤ナルヘシ、

八行　**大慈觀音**　太子傳曆ウラ書ニ引ニ此下ニ救世大慈觀音井ノ二句アリ、

九行　**傳燈演說大慈**　太子傳曆裏書ニ引テ下ニ大悲二字アリ、傳曆ニモアリ、

廿三丁背一行　是我昔身　原是吾トアリ、此何ニ據テ改メシヤ、吾ニテモ我ニテモ聞エカタシ、太子傳暦ニ此是トアリ、ソレニテハヨク聞ユ、

二行　十一月　葥本下ニ廿四日ノ三字アリ、

廿四丁面三行　飛如雷震　原震ヲ霞トアリ、誤字ナルヘシ、太子傳暦ニハ雷電トアリ、震ト改メタルハ何ニ據シニヤ、

廿四丁背一行　班鳩宮　原班ニ作ル、此誤レリ、

八行　己亥朔　原亥ノ下ニ日字アリ、葥本同シ、

九行　諸丈夫　葥本大夫トアリ、紀同シ、原本丈ニ作シハ誤ナリ、

巻四

是巻余眞福寺本ノ影鈔ナシ、後日タツネテ挍スヘシ、今ハ一本ニヨリテ校ス、

一丁面四行　手書奏　一本下ニ之字アリ、

五行　天下大悦　一本コノ下ニ一日以和トアリテ、其分注ニ已下與日本紀同略之トアリ、此脱セリ、

六行　十四年　前本コノ上ニ十三年乙丑夏四月辛酉朔、天皇詔皇太子并大臣諸臣共同發願、始造金銅丈六尺迦仏像挾侍并像、作佛之工用銅二万三千二百斤、黄金七百五十九兩、高麗大興王謹聞隨喜、貢黄金三百卅兩助成、大福同心結緣、十月太子遷斑鳩宮ノ九十三字アリ、彼ニ從テ補フヘシ、聖德太子傳曆ノ裏書ニモ結緣マテノ八十五字ヲ引タリ、

一丁背三四行　講ニ說（シ）見經（ヲ）一　一本見ヲ是ニ作レリ、見トアルハ非ナリ、

二丁面九行　使人至來　一本至ヲ到ニ作、

二丁背四行　何云彙製義疏乎　一本コノ下已上私詞ノ四字アリ、

七行　思禪師　一本念禪ノ二字ニ作ル、八行ノモ同シ、第三丁背七行ノハ念禪師トアリ、

四丁面五行　惠慈　一本慧ニ作ル、通ス、

六行　天皇不預　一本豫ニ作ル、コレモ通ス、

七行　達諸伽藍　一本達ヲ建ニ作ル、達ハ誤ナリ、

十行　則奏天皇曰　一本則ヲ卽ニ作ル、葥本モ同シケレハ則ハ非ナルヘシ、

五丁面六行　新染衣袴　一本同シ、七行ノ新染衣裳モ同シ、太子傳曆ニ兩ナカラ新潔トアリ、染ハ誤字ナルヘシ、サレト傳曆裏書ニ引タルニモ染トアリ、

七行　臥副床　一本副床ノ上ニ太子ノ二字アリ、葥本モ同ケレハ此脫セシナルヘシ、傳曆裏書ニ引タルニモアリ、

十行　日月失光輝　葥本日月光輝トアリ、按ニ太子傳曆日本紀トモニ日月失輝トアリ、葥本ノ光ハ失ノ誤ナルヘシ、此モモト日月光輝トヤ有ケン、ソレヲ改ントテ失字ヲ傍ニ書シカ遂ニ攙入セシナルヘシ、下ニ天下既沒トアレハコヽモ四字句ナルコト明ラケシ、

五丁背五行　囘墓　一本廻ニ作ル、葥本同、

七行　卄八年　葥本上ニ第字アリ、

六丁面五行　建八个寺流　一本个ヲ箇ニ流ヲ院ニ作ル、流ハ誤ナリ、

六丁背三行　同月　一本同四月トアリ、葥本同、――又コノ上ノ仍爲レ撿ニ挍僧尼一同四月十八日壬戌始置ニ僧正一トツヽク文ナリ、同ノ上ニ空格アルハ非ナリ、

五行　即日　一本同日トアリ、

九行　七十二年也　一本コノ下ニ巳上日本紀廿二抄記ト分注九字アリ、萠本モ濫觴抄ニモアレハ此脫タルナリ、

七丁背七行　依ニ避逅開方廣經一　一本避逅開ノ三字ナシ、靈異記モ同シ、此衍文ナリ、削ルヘシ、

十行　聞者莫不驚怍　一本上ニ遐迩ノ二字アリ、靈異記同シ、此脫、

八丁面一行　皇子男四人　一本王子トアリ、

三行　己巳歲　一本年トアリ、萠本同、

九行　宜即天位　一本大位トアリ、萠本同、

十行　一云万理勢等　萠本勢下臣字アリ

八丁背一行　興兵敎　一本コノ下ニ境瀨臣幷其二子一云ノ九字アリ、萠本ニモ有レバ此脫タルナリ、

二行　己丑歲　一本年トアリ、蕳本同、

四行　有蟬聚集　紀ニ蠅トアリ、蟬ハ誤ナルヘシ、

六行　往天竺　一本下ニ歲字アリ、蕳本同、

九丁面六行　有蝕　一本蝕ニ作ル、

九丁背二行　建百濟大寺　蕳本コノ下分注今大安寺是也ノ六字アリ、濫觴抄ニモアレハ此脫タルナリ、

十月　一本コノ上ニ同正月長星見西北、天下大飢、七月百濟川側以西民造宮、以東民造寺ノ廿八字アリ、此脫、

十一丁面二行　難波百濟舘等火灾　一本上ニ同三月ノ三字アリ、

十一丁背二行　發惡逆計殺　一本發ニ殺鬼逆計ノトアリ、蕳本ニハ發惡計トアリ、

七行　時人仰者　蕳本看ニ作ル、傳曆同シ、者トアルハ誤ナリ、

十二丁面二行　池河　前本川ニ作ル、傳暦同、

成臯爛　前本、或自死爛トアリ、傳暦ニ咸死爛トアルニ据レハ咸自死爛ニ作ルヘシ、

三行　同月　一本月上ニ三字アリ、

九行　謠歌□□□　一本歌ノ下ニ以字アリ、

十行　同月　一本同十一月トアリ、

十二丁背八行　爲泉　一本泉ヲ白水トアリ、紀モ同シ、泉ニ作リシハ誤ナリ、

十三丁面八行　晝夜持劔　一本帶劔トアリ、

十四丁面一行　燒天皇記□□　一本コノ二缺字ヲ并國紀珍寶等船史上扶走取燒殘國紀等獻天皇ノ廿字ニ作レリ、紀ニ据ルニ上扶ハ惠尺ノ誤ナルヘシ、

年□十六　一本ニ年六十トアリ、

二行　同月　一本同六月トアリ、

三行　然中大兄皇子固辭　一本皇子ヲ王トアリ、

十四丁背二行　鷲摘騰空　一本摘ニ作ル、第九行摘少兒モ同シ、靈異記ニモ摘トアリ、摘ハ誤字ナリ、

三行　庚戌歲　一本ニ年トアリ、

七行　何无礼　一本何ノ下ニ故字アリ、靈異記モ同シ、此脫タルナリ、

九行　嬰慓啼　一本嬰下ニ兒字アリ、

十五丁面三行　治十年　一本号軽天皇トアル下ニアリ、ソノ下ニナホ大化五白雉五ノ六字アリ、大化五ノ三字ハ前本ニモアリ、

四五行　□□　本ニ缺字ヲ同日トアリ、前本同シ、コノ上ニ前本ニ乙巳年六月十四日庚戌天皇即位ノ十四字アリ、前本ニヨリテ補フヘシ、此條無レハ同日ノ字受ル所ナシ、サルニ據テ此本缺字ニナセシナリ、

六行　安倍朝臣　一本陪トアリ、葥本同シ、

蘇我宿祢　一本コノ上ニ同日トアリ、葥本同シ、

八行　年卅一　一本コノ三字分注ニス、葥本モ濫觴抄モ同シ、

九行　高麗百濟　一本上ニ同月ノ二字アリ、

十五丁背一行　豐碕宮　一本崎トアリ、葥本埼トアリ、

三行　名曰道堂　葥本道登トアリ、濫觴抄モ同シ、編年記ニ此銘ノ全文ヲ載テ亦道登トアリ、此堂トアルハ誤ナリ、水鏡ニモ道登トアリ、

六行　又爲人畜所履　一本又ヲ久ニ作ル、

十六丁面六行　陳上事　一本上ニ具字アリ、靈異記ニモアリ、此脱タルナリ、

嘘我愛子　靈異記ニハ吁乎トアリ、嘘ハ嗚字ノ誤ナルヘシ、

七行　道照和尚　一本昭トアリ、薊本同シ、

十行　置京坊長　濫觴抄ニ京ヲ里ニ作ル、

十六丁背二行　大化三年　一本大化ノ二字ナシ、

大少織　一本小トアリ、小少古書通ハシ用フレ𪜈下文皆大小トアリ、コヽノミ獨大少トアルヘカラサレハ一本ニヨリテ改ムヘシ、

五行　大化四年　一本大化ノ二字ナシ、

九行　安倍朝臣　一本陪トアリ、

十七丁面三行　白雉元年　一本六年ノ二字ニ作ル、

六行　此夕　一本是夕ニ作ル、

十行　道昭和尚　薊本照トアリ、誤ナルヘシ、

十七丁背一行　命住同房　節本命ヲ令ニ作ル、續日本紀同シ、

五行　博習禪門　一本禪文トアリ、節本同シ、續紀ニ据レハ禪定ノ誤ナルヘシ、

六行　忽有五百羣虎　一本コノ下ニ來致延屈之礼、道昭解虎情、竟受請赴新羅國中、屆一山中講法華經、羣虎ノ廿九字アリ、靈異記モコノ趣ナリ、此脫タルナリ、彼ニ据テ補フヘシ、

十八丁面一行　奉疑之人　一本奉ヲ擧ニ作ル、靈異記ニコヽノヿヲ有人以倭語擧問也トアリ、奉字ハ誤ナリ、

五行　尋件者　一本件ノ下年ノ字アリ、

七行　遇道和上　一本道下昭字アリ、

定是誤也　一本誤ヲ謬ニ作ル、

扵神羅山　一本神ヲ新ニ作ル、

值道和上 一本道昭和尙ニ作ル、

十八丁背八行 和上 一本尙トアリ、莭本同、以呂波字類抄ニ引タルニモ尙トアリ、

十九丁面一行 巳上國史 莭本國ノ上ニ出字アリ、

八行 何重還耶 一本重ヲ可トアリ、

廿丁面六行 前名皇極天皇 莭本コノ下ニ治七年ノ三字アリ、一本ニコノ三字即位ノ下ニアルハ是ニアラス、此脫タリ、

十行 従住吉松之上 一本松ヲ山ニ作ル、紀ニハ嶺トアレハ松ハ誤ナルヘシ、編年記ニハ松トアリ、

廿丁背一行 豐原 一本ニ原ヲ浦ニ作ル、原ハ誤ナリ、

板葺宮 一本葢ニ作ル、

九行 拾山階陶原 一本原下ニ家字アリ、莭本同シ、以呂波字類抄ニ引タルニモアリ、編年記ニモアリ、

廿一丁面一行　正二位　一本二ヲ一ニ作ル、

八行　周覆歷十有二年矣　濫觴抄ニハ周履トアリ、覆ハ誤ナルヘシ、

廿一丁背九行　百濟國破時　一本國下ニ人也其國ノ四字アリ、靈異記モ同シ、此脫タルナリ、

廿二丁面十行　到壇主宅　一本檀ニ作ル、是葉ノ背四行モ同シ、靈異記モ同シ、壇トアルハ誤ナリ、

廿二丁背三行　償先賃　靈異記ニ債トアリ、賃ハ誤ナリ、

七行　覽者　一本後覽トアリ、

卷五

一丁背六行　年六十三也　前本コノ五字分注、

四丁面四行　霹靂　原ニ礰ニ作ル、紀モ同シ、

八行　帝便咽　原哽咽トアリ、荕本モ家傳モ同シ、此偶誤シナリ、

四丁背一行　仍授大織冠　原大字ナシ、荕本同シ、羣書類從ニ收シ家傳ニハ大字アレ圧、余カ見タル一本ニハ無レハ、大字ハ後人ノ妄增ナルヘシ、

二行　私云任太政大臣者　已下卅四字荕本分注トシタル宜シ、從フヘシ、

三行　不知轉大相國　濫觴抄補トアリ、轉ハアヤマリナルヘシ、

五丁面二行　曰中臣　原曰大中臣トアリ、荕本同シ、コレモ羣書類從ニ入タル家傳ニハ大字無レ圧、余カ見シ一本ニハ有リ、コレラ皆紀ト合ハヌヲ以テ、妄人意ヲ以テ改シナリ、本書家傳ニ任太政大臣トアルヲ引テ疑ヲ注シタリ、余カ見シ家傳ニモ太政大臣トアリ、然ルヲ羣書類從ニ收シ本ニハ任內大臣トアリ、是モ紀ト合ハヌヲ以テ、妄ニ意ヲ以テ改シナラン、錢大昕カ書ノ抜スルニ敗ルヽモ亦多シトイヘル實ニ過論ニアラス、

五丁面三行　美氣祜卿　原同シ、當ニ祜ニ作ルヘシ、家傳ニハ古トアリ、

四、五行　孃妊　原本ニモ荕本ニモ懷任トアリ、

五丁背二行　班鳩寺　原斑ニ作ル、此誤、

三行　高麗破滅　麗下ニ原國字アリ、此脱タリ、

六丁面三行　年廿五歳　葥本モ濫觴抄モ分注ナリ、

六丁背三行　令ニ大友太政大臣奉レ宣諸レ政（フサネヲ）　原攝政トアリ、葥本同シ、皇圓ハ攝政ト書シナルヘシ、紀ニヨリテ諸政ト改シハ是ニ似タレ圧、皇圓カ舊ニアラシ、

五行　同月　原月上ニ十字アリ、葥本同シ、

六行　同月五日　原同十二月五日トアリ、

七丁面九行　竊以ニ謀事（ハカリコト）ー　謀事連讀スヘシ、舊訓アヤマレリ、

七丁背二行　同月十日　原月上六字アリ、

八丁面五、六、七、八行　同月七日　原七月六日トアリ、　九日　原八日トアリ、　十三日　原廿二日トアリ、　廿二日　原廿一日トアリ、コレラ皆皇圓カ數ヘ誤リニテ傳

寫ノ誤ニアラス、紀ニヨリテ改シハ是ニ似テ却テ舊時ノ面目ヲ失ヘリ、凡古書ヲ按スルハツトメテ撰者ノ舊ニ復スルニアルノミ、撰者誤タリトテソレヲ改正スヘキヿカハ、

八丁背十行 大宰府獻 以下萠本小字ニテ分注セリ、

九丁面五行 白鳳合至十四年 七字萠本分注、

六行 同月 原同三月トアリ、萠本同、

智藏任僧正 原上ニ同月二字アリ、萠本同、

九丁背四行 相摸國女一座産三男 原同、按ニ座ハ衍文ナルヘシ、編年記ニ一度生三男トアレハ度字ノ誤ニヤ、

十丁面四行 得麟角 原鱗トアリ、コレニ改ムヘカラス、

六行 因皇后病 原因字ヲ脫シタリ、萠本ニハ依トアリ、濫觴抄モ同シケレハ因字ハ妄增ナルヘシ、

七行 養鳥藤原之宮 原養馬トアリ、萠本、濫觴抄ミナ同シ、養馬トハヤマトノ假名ナルヘシ、鳥ハ誤ナリ、飛鳥ニ對シタル句ナレハ鳥トハアルマシキナリ、

八行　勢於三帝　原同、疑ラクハ試字ノ譌ナルヘシ、

九行　長命　節本長レ今ニトアリ、不古ノ對ナレハ命字ハ譌ナルヘシ、

十丁背一行　鐘響遠聴　原聴遠トアリ、節本ニハ遠聴トアリ、此節本ニ据シナルヘケレド、金容亜慈ノ對ナレハ聴遠ノ方勝レルニ似タリ、改ムヘカラス、

三行　高十一丈五尺　原一字ナシ、此何ニ据テ補シヤ覺束ナシ、極テ据アルニ似タリ、

十一丁面一行　廣三丈二尺　原三丈二尺ノ字ヲ脱ス、此補タル定テ据アルヘシ、尋ヌヘシ、

二行　中門一口五間　原五間ノ二字ヲ脱、

五行　在裳層高一丈三尺六寸　原コノ十字分注、

九、十行　幷觀音得大勢至　原コノ七字脱、

十一丁背六行　艸衣　原草ニ作ル、

十二丁面二行 艸璧皇子 原草ニ作ル、萠本、緣起皆同、

十二丁背一行 進赤雉 原鵜トアリ、萠本同シ、

五行 是歲 原十五年丙戌歲トアリ、

十行 号菟野皇后 原兎トアリ、萠本同シ、

无即位人 原人字ナシ、萠本モ同シ、

十三丁面七行 大津皇子 原コノ上ニ是年ノ二字アリ、

十三丁背二行 近代天皇崩是 濫觴抄ニ是ヲ日也ノ二字ニ作ル、是字ハ譌ナリ、改ムヘシ、

三行 乙卯自。大學寮始獻卯杖 萠本自ヲ日ニ作ル、上ノ乙卯ニ屬シテ句スヘシ、濫觴抄ニハ自字モ日字モナシ、紀モ同シ、是自字ハ譌ナルヿ知ヘシ、日字ハ省クヘク、自字ナラハ省クマシケレハナリ、

六行　戊寅　原下ニ朔字アリ、節本ニモアリ、紀モ同シ、此偶脱シタルナリ、

神靈劔鏡　節本神璽トアリ、紀同シ、靈ハ誤ナリ、

八行　同月　原同七月トアリ、節本同、

五十七　節本卅七トアリ、編年記同シ、五十八誤ナリ、十年薨四十三トアルヲ證トスヘシ、

十四丁背二行　同月　原同九月トアリ、

三、四行　仁王㝡勝經　節本勝ノ下ニ王字アリ、濫觴抄ニモアレハ、此ハ脱シタルナリ、編年記ニモアリ、

十五丁面一行　太政大臣高市皇子　原太政大臣ヲ太政官トアリ、按ニ穗積親王ノ知太政官事ヲモ、上野國多胡郡ノ碑ニハ太政官穗積親王トアリ、サレハコヽモ改ムヘキニアラス、

七行　治十一年　原号後輕天皇ノ下ニアリ、

十六丁面九行　鉗松葉　原同、鉗ハ餌ノ譌ナリ、靈異記ニ即チ餌松トアリ、

十六丁背一行　竝亘石橋　原竝ヲ立ニ作ル、節本モ同シ、以呂波字類抄ニ引タルニモ立トアリ、

十七丁面六行　雖云晝工　原云ヲ北トアリ、濫觴抄ニハ非ニ作ル、オモフニ誂字ノ譌ナルヘシ、緣起ニヨリテ云ニ改タル、イマタ是ナラス、

十八丁面七行　戊子日　原上ニ正月ノ二字アリ、

十行　役君小角　原上ニ同月ノ二字アリ、

十九丁面二行　又且作始　原始作トアリ、節本モ同シケレハ作始ト改タルハ是ニアラス、

四行　早速可作度時　原時ノ上迺字アリ、節本モ同シ、此偶脫シタルナリ、

十九丁背九行　勞(イタハリ)尊ー敬(スルコト)如ニ神(ノ)言(ノ)一　訓点アヤマレリ、

廿丁背一行　礼拜喜悅矣爰彼此　原矣字ナシ、節本ニハ矣字アリテ爰字ナシ、矣ト爰ト並有ル本ハナシ、字體似タレハ一ツハ譌ナルヘシ、

十三行　冨慈峰　原峰ヲ嶋トアリ、節本モ嶋トアリ、サレト嶋ハイカヽ、ナルヘシ、

四行　奇談　原寄談トアリ、蓢本ニハ寄讀トアリ、蓢本勝レルヤウニオモハル、

廿一丁面三行　二月　原上ニ五年ノ二字アリ、蓢本同シ、

八行　年七十八　原四字分注ナリ、

八行十行　壬寅日云云甲辰日云云　原甲辰日ノヿ前ニアリテ、壬寅日ノヿハ後ニアリシナリ、日ノ次序ニヨリテ改タレハ、是ハサテモアルヘシ、

廿一丁背六、七行　弁昭僧昭　蓢本ナラヒニ照トアリ、續紀同シケレハ昭ハ誤ナルニヤ、

十行　同月　原同二月トアリ、蓢本ニハ二月トノミアリ、サレハ爰ハ三月ノ末ノ所ナレハ、三月トアリシカ誤リシニヤ、

廿二丁面一行　姓額田氏　蓢本姓ノ上ニ俗字アリ、

八行　廿二日甲寅　原十日トアリ、長暦ニテ推セハ甲寅ハ廿二日ナレ𪜈、蓢本ニモ十日トアレハ、皇圓ハ誤テ十日トカソヘシナルヘシ、改ムヘカラス、

廿二丁背三行　其父依無子息　蓢本父ノ下ニ母字アリ、

六、七行俗云　已下十二字、前本ニハ分注ニシタリ、

八行　閏四月　原同四月トアリ、

九行　同月　原閏四月トアリ、コノ二條、續紀ニヨリテ改タレト、カヽル月日ノ紀ト同シカラサル事數ヘモ盡スヘカラサレハ、改タルハ是ニ似テ是ニアラス、

廿三丁面九行　兎毛布　原コヽハ莵トアリ、

廿三丁背六行　語云　原語云曰トアリ、靈異記ニ據テ語之曰ニ作ルヘシ、語云ノ二字ニナシタルハ非ナリ、

七行　廣椅　今昔物語ニ據レハ廣ハ度ノ誤ナルヘシ、

自其椅行　原自其將椅行トアリ、自其椅將行トアリシカ誤シナラン、

九行　見昔死タリシ妻　見一字句ナリ、訓點アヤマレリ、靈異記ニ卽一女見之昔死妻云々トアリ、

鐵針　原同シ、靈異記ニヨリテ釘ニ改ムヘシ、下（二十四丁面二行）同シ、

十行　縛　原縛トアリ正シ、縛ハ誤字ナリ、

廿四丁面一行　愼黄泉事勿二云云一　訓點アヤマレリ、

勿委宣傳　コレヲ靈異記ニハ勿忘宣傳トアリ、妄字ノ譌ナルヘシ、

廿四丁背三行　乙丑　原ニ乙卯トアリ、按ニ續紀ニ令天下婦女皆髻髮ト乙丑ノ紀ニ見エタリ、卽コヽノ令天下女上髮トアル同シヿナレハ、乙丑ニ改ショキヤウナレ𪜈、令脫裳着白袴トアルハ、續紀三年十二月己卯有勅令天下脫脛裳一著白袴トアルカ混シタルナレハ、コヽハ本ヨリ己卯トアリシナルヘシ、改ムヘカラス、

五、六行　相樂郡初產二男次二女後二女　原誤脫シテ相初次二女後產二女トアリ、今續紀ニ山背國相樂郡女鴨首形名三產六兒、初產二男、次產二女、後產二男、其初產二男有詔爲大舍人トアルニ据テ、補正シタレ𪜈、コヽハ帝王編年記ニ山背國相樂郡女一度男女六人產之、（初二男、次二女、後二女、）給物如例、初二男有詔爲大舍人トアル文畧同シケレハ、編年記ハ此書ヨリ取タルナルヘケレハ、コヽハ彼ニ据テ補フヘシ、

八行　慶雲三年　原慶雲ノ二字ナシ、

九行　四日乙卯　續紀ニ己卯トアリ、乙ハ傳寫ノ誤ナルヘシ、

卄五丁面七行　慶雲四年　原慶雲ノ二字ナシ、

廿五丁面七行　藤氏賜　原コノ下ニ封字アリ、此偶脫タリ、

贈階低　低ハ級ノ字ノ誤ナルヘシ、

卷六

一丁面二行　王子二人即位　蓢本コノ下ニ男一人女一人ノ六字分注アリ、

八行　慶雲五年　原慶雲ノ二字ヲ同ノ一字ニ作ル、

一丁背一行　同月　原三月トアリ、

八行　和銅二年　原和銅ノ二字ナシ、

二丁面六行　避座而對　原座ヲ坐ニ作ル、

九行　平城京　原京ヲ宮ニ作ル、續紀同、

二丁背一行　植槻之淨刹　原淨塲トアリ、萠本同、元亨釋書モ同シ、

四行　和銅三年　原和銅ノ二字ナシ、

三丁面四行　和銅五年　原コヽモ和銅ノ二字ナシ、

五行　七月壬子日　原壬午トアリ、萠本同シ、續紀モ同シ、此誤、

六行　播磨　原磿ニ作ル、萠本同シ、

三丁背一行　和銅六年　原コヽモ和銅ノ二字ナシ、

四丁面三行　一女産三男　原女字ナシ、續紀ノ此處ニモ一産三男トアリ、女字ハ妄增ナリ、

四丁背五行 分〔能〕散餬口於村里 家傳能字ナシ、按ニ上文ニ僧尼宗載名於寺籍トアルニ据レハ分散モ一字ナホ衍文ナルニヤ、

五丁面六行 在於茲矣 原上ニ其ノ字アリ、家傳ニモアリ、此ハ偶脱シタルナリ、

九行 爲用占術也 葥本爲ヲ僞トアリ、續紀モ同シ、爲ハ誤字ナリ、

五丁背九行 陸奥出羽蝦夷等 原蝦字ナシ、葥本モ濫觴抄モ同シ、此妄増、

六丁背五行 陳其本末 原具陳本末トアリ、此改タルハ非ナリ、

七丁面一行 發二願セリ奉レント寫二法花大乘ヲ一 發願ノ字大乘マテ管到セリ、訓點アヤマレリ、

十行 女帝 葥本コノ下ニ号氷高天皇ノ五字アリテ、コノ葉背一行ニアルコノ五字ナシ、

治九年 葥本コノ三字无王子ノ上ニアリ、

七丁背二行 庚申生 原辰トアリ、續紀同シ、此ハ偶誤タルナリ

四行　同月　原九月トアリ、

八行　千七百九十八　節本九十ノ下ニ九ノ字アリ、濫觴抄同、續紀モ同シ、此偶脫シタルナリ、

九行　始置高麗郡　節本置ヲ立トアリ、濫觴抄モ同シケレハ立字ヨロシキニ似タリ、サレト續紀ニ置トアリ、此ト合スレハ强テ改カタシ、

十行　堂塔雜成　原成ヲ了ニ作ル、續紀ニハ成トアレ圧、了ニテモ聞ユレハ改ヘカラス、

八丁背一行　靈龜三年　原靈龜二字ナシ、

四行　年七十八　原コノ四字分注ナリ、

久世女王　原久勢トアリ、續紀同、此改タルハ非ナリ、

八行　七日癸丑　長曆ニ依テ推セハ癸丑ハ十七日ナリ、此七上モシ十ノ字ヲ脫セシニハアラヌニヤ、

九丁面二行　內侍宣傅　傅字ノ誤ナリ、節本ニ傳トアリ、

徒遷壑舟 原谿舟トアリ、葥本モ同、

四行 從西國 葥本コノ下ニ來至震旦國ノ五字アリ、此原本脫シタルナリ、

五行 度那薗陁寺 葥本闌ニ作ル、薗ハ誤ナリ、

六行 彼ニ佛國大那薗陁寺ニ 葥本彼ヲ從ニ作リ、薗ヲ闌トアリ、傳教ノ傳同シ、彼モ薗モ誤ナリ、

七行 上二云 葥本二ノ下ニ文ノ字アリ、

并名相違 葥本名上ニ國字アリ、

九丁背六行 橋壞无舡 原船トアリ、葥本同シ、同字ナレ氏原本ニ從テアルヘキナリ、

八行 老翁忽失 原老公トアリ、靈異記ニモ公トアレハ改ムヘカラス、但葥本ニハ翁トアリ、

十丁面四行 養老三年 原養老ノ二字ナシ、

十丁背一行　祕記　原遠託トアリ、祕記ハ續紀ニ据テ改タルナリ、然レ𪜈絶境ト對シタレハ遠託ニテモ聞ユルニヤ、

龍象　原象龍トアリ、續紀ニ同シ、改タルハ未タ是ナラス、

二行　若寫滄溟濱　𦾔本若寫滄溟濱トアリ、續紀モ同シ、是溟字ヲ衍文トスヘシ、濱字ヲ衍字トセシハ誤ナリ、

四行　養老四年　原養老ノ二字ナシ、

六行　藤朝臣　原藤原朝臣トアリ、𦾔本モ同シ、此偶脱シタルナリ、

十一丁背五行　年三十八　原コノ四字分注、

七行　平復　原複トアリ、𦾔本モ同シケレハ複トモ書シナルヘシ、

十二丁面九行　爲右大臣藤原朝臣淡海公　原本ニハ爲字淡海公ノ上ニアリ、按ニコノ字イカニモ右大臣ノ上ニアルヘケレ𪜈、𦾔本ニモ淡海公ノ上ニアレハ今改ヘカラス、

十行　埝弥勒像　原捻トアリ、𦾔本同シ、改タルハ非ナリ、

十行　狹侍　原挾侍トアリ、改ムヘカラス、葥本ニハ狹侍トアリ、

十二丁背六行　推山陵　原椎トアリ、續紀ノト部氏ノ本、マタ類聚國史ニモ椎トアリ、今印本續紀ニヨリテ改タルハ非ナリ、

十三丁面十行　養老七年　養老ノ二字原ニナシ、

十三丁背二行　九月七日癸卯　長曆ニ据テ推セハ癸卯ハ十一日ナリ、字躰似タレハ七日ハ十一日ノ誤ナルヘシ、

六行　水田百町　葥本百町ノ上ニ一ノ字アリ、濫觴抄ニモアレハ此ハ脫タルナリ、

八行　養老八年　原養老ノ二字ナシ、

十四丁面七行　同右大臣　原同ノ下ニ日ノ字アリ、此偶脫シタリ、

九行　諏方　原コノ二字ナシ、濫觴抄ニモ同シ、按ニ續紀ニアレハ今補タル是ニ似タレ凡、オモフニ皇圓カ時、此國ナケレハイカヽトオモヒテ除シナルヘシ、今增タルハ却テ舊時ノ面目ニアラス、

十四丁背十行　配于和泉監　原監字ナシ、コレモ皇圓カ時ニハ和泉國ナレハ監字ヲ除シナリ、今續紀ニ据テ增タルハ非ナリ、

十五丁面二行　神龜三年　原神龜ノ二字ナシ、

三行　或記云　原コノ下ニ七月ノ二字アリ、葥本モ同シ、此偶脫シタルナリ、

四行　陸下　原陸下トアリ、陸ハ偶誤シナリ、葥本ニハ階トアリ、

五行　狹侍菩薩　葥本コノ下ニ像ノ字アリ、

九行　神龜四年　原神龜ノ二字ナシ、

十行　三月卅日　葥本卄日トアリ、濫觴抄モ同シ、古事談ニハ卄一日トアリ、長曆ニテ推セハ卄一日ヲ是トス、卅ハ誤ナリ、

十五丁背二行　義邏法師　葥本還トアリ、濫觴抄ニハ暹トアリ、是ニ似タリ、

六、七行　葛木郡　原木ヲ下ニ作ル、葥本モ同シ、改タルハ非ナリ、

七行 控引此木 原引字ヲ脫シタリ、茚本曳ニ作ル、古事談ニ載タルニモ曳トアリ、サレハ此モソレニ据テ曳字ヲ補フヘシ、引ノ字ヲ塡シハ妄ナルヘシ、

十六丁面六行 心發願 茚本心ノ下ニ中字アリ、是ニ似タリ、サレ𪜈古事談ニハ中字ナシ、

七行 昕儲少粮 茚本昕ヲ聊トアリ、昕ハ譌字ナリ、

八行 付綱曳來 茚本ニハ付纜曳木トアリ、是ニ似タリ、

十六丁背一行 疾病盛發 茚本疫病トアリ、是ニ似タリ、

曳寄於長谷川之上 茚本曳弃トアリ、古事談モ同シ、原奇トアリ、ソレモ誤ナルヘシ、

八行 丁卯日 原辛卯ニ作ル、續紀モ同シ、此仍誤シナリ、

十七丁面四行 神龜五年 原神龜ノ二字ナシ、

十八丁面一行 二月六日 原三日トアリ、茚本モ同シ、六日ニ改タルハ据ヲシラス、靈異記ニハ八日トアリ、

五行　備大法會　原同シ、靈異記ニハ備ヲ修トアリ、此モ彼ニヨリテ改ムヘシ、

五行　忽不觀　原不觀トアリ、節本同シ、靈異記ニモ同シケレハ改テ觀トシタルハ非ナリ

七行　染部造君足　原梁部トアリ、續紀モ同シ、染ハ偶誤タルナリ、

十八丁背五、六行　就長屋王　原同、按ニコノ下脱文アルニ似タリ、續紀ニハ就長屋王宅窮問其罪癸酉令王自盡トアリ、

九行　右衞門兵衞等府　原同、右ノ上左字脱タルナルヘシ、右府ニ限ルヘキニアラサレハナリ、續紀ニハ左右衞士兵衞等府トアリ、

十九丁背四行　八月五日癸夘　節本ニ癸亥トアルニ據テ改ムヘシ、續紀ニモ癸亥トアリ、卯ハ誤ナリ、

八行　爲尊先帝遺詔也　節本尊ヲ遵トアリ、緣起同シ、尊ハ譌ナリ、

九行　沙門道茲　原慈ニ作ル、節本同シ、下ノ道茲閒道マタ廿丁面一行勅道茲節本ナラヒニ慈ニ作ル、緣起ニモ慈トアレハ、茲ニ作ルハ譌ナリ、

廿一丁面五行　神叡唐學生也　原コノ下ニ因レ息制レ亭便入ニ芳野ニ依ニ現光寺ニ結レ廬立レ志披ニ閲三藏ニ秉レ燭披翫夙夜忘レ疲逾ニ二十年ニ妙通ニ奧旨ニ智海淵冲義雲山積蓋法門之龍象也、俗時傳云

芳野僧都得ニ自然智ニトアリテ、其下ニ已上延曆僧錄之文ト分注セリ、節本モ同シ、今何ニヨリテ空缺ニハナセシニヤ、原本及ヒ節本ニヨリテ補フヘシ、原傳字ヲ脫セリ、今節本ニ据テ補シナリ、

廿二丁面六行 釋迦大士像 節本大士ヲ丈六トアリ、是ニ似タリ、編年記ニモ丈六像トイヘリ、

七行 敬ノヘ延ニ供養ヲ嘱ニ請衆僧ニ 養字句訓點アヤマレリ、

八行 衲袈裟 原衲トアリ、節本同シ、古ハ納字ヲ用タリ、後ニ衲ノ字出來タリ、今ニ据テ改メシハ是ニアラス、【正辭云齊明天皇六年五月紀ニモ納袈裟トアリ】

廿二丁背二行 庚申日 原辰トアリ、續紀同シ、中ハ偶誤シナリ、

五行 不審學業 原學處トアリ、續紀ニヨリテ業ニ改タル是ニ似タレ㐂、節本ニモ處トアレハ且ク原ニ從ヒテアルヘキニヤ、

六行 身于レ闇ヨ誦 節本ニ于ヲ季トアリ、從フヘシ、

廿三丁面一行 天平七年 原天平ノ二字ナシ、節本同シ、節本ニハ七年ノ下ニ乙亥トアリ、後ニ從テ補フヘシ、

廿三丁背四行 天下令チ時恠カラ動テ 節本令時ヲ闇トアリ、濫觴抄ニハ令闇トアリ、コヽモソレニ据テ令闇ニ作ルヘシ、

廿四丁面二行　令白於本朝　葥本白ヲ向ニ作ル、從フヘシ、

六行　贈太政大臣親王　原同親王ノ二字衍文ナルヘシ、

七行　患豌豆瘡　原患□時炮瘡トアリ、續紀ニヨリテ改タルハ是ニアラス、

廿四丁背一行　扶翼童子六人　原道慈法師ト云マテアリテ、扶翼以下スヘテ缺タリ、今續紀ニ据テ六字ヲ補タル是ナリ、

七月八日　已下ハ葥本ニ据テ増タルナリ、然レ圧葥本、或ハ月日ノミヲ鈔出シテ年ヲ脫セルモ多ケレハ、コノ條モ八年ナリヤ、九年ナリヤ、定カタシ、

廿四丁背二行　波羅門僧芇　葥本同、按當ニ𦬆ニ作ルヘシ、𦬆ハ菩提ノ二合省字ニテ龍龕手鑑艸部ニ𦬆ニ作リテ音菩提二字トイヘリ、(猶菩薩作𦬇也)續紀ニハ即菩提トアリ、

卷七　以下卷廿一マテ缺タリ、鈔葥本ニ聖武ノ下ヨリ平城マテアリ、拔萃トテ第十五册ニアル者コレナリ、サレ圧聖武ヨリ平城マテノヿナレハ此處ニオキテ第六册トナスベシ、平城ノ後、嵯峨、淳和、仁明、文德、淸和、陽成ノ六代ハ全缺タリ、サテ卷廿二光孝宇多ヲ第七册トナスヘシ、

拔萃 上文校語鈔節本、マタ節本ト云モノ是ナリ、是本缺本一冊ツタハレリ、神武天皇ヨリ平城天皇マテアリ、神功皇后ヨリ聖武天皇ノ上マテハ尾張本存シタレハ、聖武天皇ノ下ヨリ是本ヲ以テ補タルナリ、今校語原ト云モノ即是本ノ原本ナリ、コノ鈔節本モ他ニ異本ナシト知ヘシ、

一丁面三行 **天平九年八月丁卯日** 原天平九年八月ノ六字脫タリ、コヽハ續紀ニ据テ補タルナリ、サテ六巻ノ末七月八日云々トアルモ、原コノ前ニスクニ接キタレハ是年ノヿナリヤ、又前年ノヿナリヤ、紀ニナキ文ナレハ今定カタシ、

一丁背一行 **十三年三月十四日** 十三年ノ三字モ原脫タリ、續紀ニコノ日ヲ乙巳トアリ、是月壬午朔ナレハ乙巳ハ廿四日ナリ、十ハ若ハ廿ノ誤ニハアラヌニヤ、

九行 **十五年** 原上ニ天平ノ二字アリ、删リタルハ是ニアラス、

二丁面二行 **太政官知識文** 原下ニ云字アリ、此偶脫シタリ、

七行 **无能感請預知識者** 原頎无能感諸知識者トアリ、朝野羣載ニ載ル東大寺大佛記ニ□無□感諸知識者トアリ、原本ト畧同シ、羣書類從ニ收シ本ニハ無能感聖或生誹謗反墮罪辜是故預諸知識者トアリ、サレド文德實錄ニモ諸知識トアリテ預字ナケレハ、コヽノ接改是ニアラス、但頎字ハ譌ナリ、願字ナトノ誤ニヤ、

九行　勿障　原同按ニ東大寺大佛記ニコノ上ニ勿禁ノ二字アリ、コヽハ脱セシナルヘシ、

同進ノ百姓　上下三句ミナ四字句ナリ、訓點誤、

雙令加造　朝野羣載ニハ雙ヲ携トアリ、羣書類從ニハ儶トアリ、携字躊ニ似タリ、

十行　牽ニ牽知識ニ矣近江國　大佛記ニ矣ヲ於トアリ、

二丁背一行　其愿　己　上　大仏記ニ其□已止トアリ、イツレ正シキニヤ、

六行　今□日本國王タリ　原缺文ナシ、何ニ据テ缺文ト爲シニヤ、

七行　十二月　原同月トアリ、

九行　十六年　原コノ三字脱タリ、

三丁面二行　十七年己酉　原上ニ天平ノ二字アリ、己酉ヲ乙酉トアリ、己ハ偶誤シナリ、

七行　出胞能□　原能言トアリ、往生傳、法華驗記モ同シ、缺文ト爲シハ非ナリ、

十行　牙止之房多植菓樹　原房ヲ方ニ作ル、行基カ住ルカタニ植シトイヘルニヤ、又旁ノ字ノ誤ニハアラヌニヤ、

四丁面八行　閗(エタル)知者何故不知　閗去聲ニ讀ムヘシ、訓點誤レリ、靈異記ニ答曰於葦原國名閗智者トアルニテ明ケシ、

四丁背七行　八月廿三日　大仏記ニ廿二日トアリ、此誤ナルヘシ、

大和國　大佛記ニ大倭國トアリ是ナリ、然レ圧皇圓誤リテ和ト書シモ知ヘカラス、

五丁面五行　納於興福寺□□无訛羅失誤　原缺一字ナリ、蠹食ノ餘リヲ見ルニ曾字ニ似タリ、羅ハ原ニ羅トアリ、謬ノ字ノ譌ナリ、缺字ヲ增シ、又纙ニ作ル、ナラビニ非ナリ、

九行　波羅門僧并　原芥トアリ、芥ハ誤ナリ、下同、

五丁背三行　止事待來。之(シカル)間　原之ヲ而トアリ、而間二字下句ニ屬スヘシ、改タルハ非ナリ、

四行　丼　原同、按ニ非ニ作ルヘシ、コノ下六行又六丁面四行七行同背七行皆同シ、

七行　天竺上□已來　原缺字ナシ、帝王編年記ニヨレハ上人トアリシカ脱シナルヘシ、

六丁面四行　昔契甲斐有　編年記昔ヲ共トアリ、拾遺和歌集ヲ始メ往生傳、法華驗記ナトニモ皆トモニトアリ、サラハ昔ハ共ノ誤ナルヘシ、古事談ニモ共トアリ、

十行　佛誓　當ニ哲ニ作ルヘシ、（十一丁面九行同）、和名抄ニ哲師ト云婆羅門僧正碑文ニ佛徹トアリ證トスヘシ、

六丁背五行　合掌□受　原缺文ヲ欲トアリ、元亨釋書モ同シ、原本ニ据テ補フヘシ、

六行　相下□波羅門僧菩從南天竺渡海上　原缺文ヲ會トアリ、コレモ原本ニ從テ補フヘシ、

七行　于讀本懷　原同、按ニ讀ハ談ノ誤ニハアラサルヤ、草書字體頗似タリ、

七丁面五行　戊子□□□□□　原本此處紙ニ濾切レアリシ故文採セサルナリ、其實ハ戊子東陽郡トツヽクナリ、コノ本影寫本ヨリウツセシナレハ缺文トオモヒシナリ、

□□郡　原東陽郡トアリ、原ニ從テ補フヘシ、

十行　可出此土　原下ニ者字アリ、此偶脱、以呂波字類抄引タルニモアリ、但編年記ニハナシ、

七丁背三行　一老翁　以呂波字類抄ニ此ヲ引タルニハ老ノ上ニ釣字アリ、編年記ニ河邊漁翁在石上トアレハ釣ノ字アル者是ナルヘシ、

五行　良弁法師祈誓件峯　原良弁爲師祈誓件事トアリ、峯ハ誤ナルヘシ、石山寺ハ峯トイフヘキ所ニアラス、改ヘカラス、以呂波字類抄ニ引タルモ原本ト同シ、

不歴幾日　原上ニ其後ノ二字アリ、此偶脱、以呂波字類抄ニ引タルニモアリ、

六行　同月　原同正月トアリ、

八行　名徳太　濫觴抄ニ德満トアリ、元亨釋書モ同シ、太字ハアヤマリナルヘシ、

八丁面一行　身心安穩　原隱トアリ、穩字古ヘハナシ、故ニ鄭玄カ尚書ノ注ニモ隱字ヲ用ヒ、佛經ミナ安隱トアリ、故ニ釋家ノ人ハ見慣テ安隱トハ書シナリ、法隆寺ノ釋迦佛造象記ニモ安隱トアリ、
今ヲ以テ古ヲ改タルハ是ニアラス、以呂波字類抄ニ引タルニハ穩トアレ圧、ソレモ誤改タルナラン、

八丁背二行　欲修仏　靈異記ニヨレハ下ニ法字ヲ脱セシナルヘシ、

三行　田事無乏　靈異記ニ據テ四事ニ改ムヘシ、四事トハ衣服、飲食、臥具、醫藥ヲ云ナリ、

五行　金勢大井　原大字ナシ、靈異記同シ、此大字ヲ增タルハ妄ナリ、

八行　閏五月廿一日　原上ニ天平感寶元年ノ六字アリ、

十行　批花里　靈異記ニ據テ桃ニ改ムヘシ、

九丁面六行　不得忽過　靈異記ニ忽過トアリ、忽ハ誤ナルヘシ、

八行　年卅一　原コノ三字分注ナリ、

九行　國大麿　原古麿トアリ、濫觴抄ニハ公麿トアリ、大仏記ニハ土麿トアリ、コヽハ何ニ據テ改シニヤ、按ニ續日本紀ニ公麻呂マタ君麻呂トモアレハ、濫觴抄公麻呂トアルヲ是トス、據改ムヘシ、

高市真國　續日本紀五タヒ見エテ皆大國トアリ、眞ハ誤ナリ、續紀ニ據テ改ムヘシ、

高市六麿　原眞麿トアリ、濫觴抄モ大仏記モ同シ、六トアルハ誤ナリ、續紀ニモ眞麻呂トアリ、

九丁背二行　行寺築立障子□□□　原彼寺築立障子記ニ云ツトアリ、缺文三字ニナシタルハ非ナリ、

結跏坐　原跏ノ下ニ趺字アリ、但大仏記ニハナシ、以呂波字類抄ニハアリ、

三行　長一丈七尺　大仏記ニハ一丈六尺トアリ、以呂波字類抄同シ、

高二尺　原三尺トアリ、大仏記同シ、二尺トアルハ誤ナリ、

五行　肩二丈　大仏記ニ肩ノ下ニ径字アリ、此脱セシナルヘシ、以呂波字類抄ニモアリ、

九行　一丈二尺　大仏記三尺トアリ、以呂波字類抄ニハ二尺、

六十箇　大仏記六十六箇トアリ、以呂波字類抄同シ、

九、十行　径各六寸　大仏記ニ三尺六寸トアリ、此脱セシナラン、以呂波字類抄ニモ三尺ノ二字ナシ、誤本ニ拠シナルヘシ、

高一尺　大仏記一丈トアリ、一尺ハ誤ナルヘシ、以呂波字類抄ニモ一丈トアリ、

十丁面一行　三十丈　大仏記三十ノ下ニ四字アリ、以呂波字類抄ニモアリ、

三行　白銀　大仏記白鑞トアリ、帝王編年記同シ、銀ハ誤字ナリ、以呂波字類抄ニモ白鑞トアリ、

六行　佛殿　大仏記上ニ大字アリ、以呂波字類抄同シ、

十五丈　大仏記□二丈トアリ、十二丈ナルヘシ、以呂波字類抄ニハ三十二丈トアリ、イカヽ、

七行　廿九丈　大仏記上ニ長字アリ、此脱セシナラン、以呂波字類抄ニハ長四十九丈トアリ、

東西長　大仏記西ノ下ニ硐字アリ、下ニ南北硐トモ有レハ脱シタルナラン、以呂波字類抄ニモアリ、

九行　卅三丈　大仏記廿トアリ、次行モ同シ、以呂波字類抄ニハ卅トアリ、

十丁背一行　十兩二分　大仏記分字缺タリ、二分モイカヽ、ナルニヤ、以呂波字類抄ニモ二分トアリ、

二行　白銀　大仏記白鑞トアリ、銀ハ誤ナリ、以呂波字類抄モ鑞トアリ、

從五位下々猪名部　大仏記々字ナシ、衍文ナリ、削ルヘシ、

十一丁面八行　波羅門僧卉　𦬇ニ作ルヘシ、濫觴抄ニ菩提トアリ、

九行　良弁卉仏誓　コヽモ𦬇ニ作ルヘシ、

十一丁背四行　以卉法師　コヽモ𦬇ニ作ルヘシ、續紀ニ菩提トアリ、

十二丁面一行　屈請一万僧侶　原蝸請トアリ、崛ノ誤ナルヘシ、

三行　十二月　原上ニ同年トアリ、

四行　僧正卉卒去　𦬇ニ作ルヘシ、

六行　楊洲龍興寺　原揚トアリ、下皆同シ、鑑眞和尚傳記ニモ揚州トアリ、楊ニ改シハ非ナリ、

十二丁背一行　講律鈔礼十返　鑑眞和尚傳記ニハ礼ヲ七トアリ、礼ハ誤ナルヘシ、

四行　衲袈裟　原納トアリ、此ニ改タルハ是ニアラス、納ハ古字衲ハ今字ナリ、

八行　□鑒眞和尚言　原缺字ヲ白ニ作ル、續紀ト合ス、原本ニ從テ補フヘシ、

九、十行　□□□至□請不息　原辭旨懇至諸請不息トアリ、續紀ト合ス、原本ニ從テ補フヘシ、

十三丁面四、五行　爲傳戒律發願眼光暗昧　原眼字ヲ脱ス、コヽ傳ニヨリテ補タレ圧、傳ヲ撿スレハ、發願ノ下過海遂不至日本國、本願不遂、於是分手感念無喩、時大和尚頻經炎熱眼光暗昧トアリ、サレハ獨脱字多シ、眼字ノミ脱セルニアラス、

五行　言我能治目　原我ヲ然トアリ、傳ニハ是字ナシ、何ニ據テ改シニヤ、

七行　日本國使　使字去聲ニ讀ヘシ、訓點誤レリ、

八行　曰和上言　傳ニ白和上トアリ、曰ハ誤ナルヘシ、

九行　和上五遍　原和尙トアリ、和上モ和尙モ同シヿナレ圧原本ニ従テアルヘシ、

十三丁背五行　密知和上欲出　原密ヲ察トアリ、察ノ誤ニヤ、然レ圧傳ニハ密トアリ、

八行　令向海東　傳ニハ今トアリ、令ハ誤ナルヘシ、

九行　黄泗浦　傳ニ洫トアリ、

十四丁面一行　雲耀寺　傳ニハ靈トアリ、

二行　賓洲　傳賓州トアリ、

五行　十六日壬子　原丁未トアリ、傳ニハ十三日丁未トアリ、是月丁酉朔ナレハ丁未ハ、十一日ニ當ル、十六日ハ壬子ナレハ改タルナラメト、傳ニモ丁未トアレハ十六日ヲ十一日ニ改ムヘシ、丁未ハ改ヘカラス、ソレモ例ノ皇圓カカソヘ誤トセハ改メスシテアルヘシ、

八行　四月入京　傳ニ四日トアルニ據テ改ムヘシ、二月一日ニ難波ニ至リツレハ、其程今ノ十里ハカリノ所ヲ四月マテ滯ルヘキイハレナシ、月字ハ誤ナリ、

九行　引入東大寺　原引ノ下ニ率字アリ、傳ニハナシ、

十行　□予三斗　原缺文非トアリ、傳ニモ菩提子三斗トアリ、原ニ從テ補フヘシ、

十四丁背五行　不能目載　原具載トアリ、目ハ誤ナリ、

九、十行　神吾不願矯施　續紀ニ神吾不レ願ル、矯ニ託ツ神ノ命ニトアリ、施ハ託字ノ誤ニハアラヌニヤ、

十五丁面四行　天子座金輪幢　原座字ナシ、

七行　其國水難レ留、鸞輿旻駕　原閔水トアリ、續紀モ同シ、按ニ閔水トハ陸士衡カ歎逝賦ニ川閲水以成川、水滔々而日度、世閲人而爲世、人冉々而行暮トアル字ナリ、國水ト改シハ甚シキ誤ナリ、又留字句スヘシ、訓點モ誤レリ、

十五丁背一行　慈諷　原同、按ニ續紀ニ据テ慈訓ニ作ルヘシ、下ノ三行ノモ同シ、

慶伏　原伇トアリ、下文（五行ノ八）伇トアリ、續紀ニ据ニ慶俊トアル是ナリ、コヽモ原本ノ下文ニ從テ改ムヘキナリ、

三行　不預　原豫トアリ、續紀同シ、按ニ豫預ツネニ通用スレ圧原本ニ従テアルヘシ、

五、六行勢曇先懺　原无懺ニ作ル、先ハ誤ナリ、曇无懺ハ三藏ノ名ナリ、勢ハ就ノ誤ナルヘシ、

六行　三藏日　曰ニ作ルヘシ、古書ノ曰字小クシテ日ノ如シ、

十六丁面四行　丙戌日五七　原丙戌五七日トアリ、

五行　癸卯日　原コノ三字脫タリ、

十七丁面二行　天平寶字二年八月庚子朔勅　原天平ヨリ朔字マテ脫シタリ、勅字上ニ同日トアリ、此續紀ニヨリテ年月日ヲ補タルハ是ニ似タレ圧、同日ノ字ヲ削タルハ非ナリ、廿丁三行ノ處ニイヘルカ如シ、

四行　躁煩　續紀コノ上ニ政事ノ二字アリ、此脫シタルニハアラサルヤ、

五行　八月　原上ニ同字アリ、

十七丁背六行　丈六像一軀　原一楨トアリ、

八、九行　唐法力法師奉造　原コノ七字分注ナリ、

九、十行　繪阿弥陁云々像等　原コノ十二字分注、

十行　藤原云々施入也　原コノ十一字本文、

十八丁面三行　賢影大法師　濫觴抄賢璟ニ作ル、元亨釋書同シ、按ニ賢影ト云僧他書ニモ見エス誤ナルヘシ、但賢璟カ大僧都ニナリシハ延曆三年ナレハ、此ニ大僧都トアルハ其義カナハヌヤウナレ𪜈、是ハ後ヨリ廻ラシ云ヘルナラン、

四行　僧正芥卒　原芥ニ作ル、芥ハ誤ナリ、

五、六行　年六十云々母后也　原コノ卄三字分注、

八行　五年　原上ニ天平寶字ノ四字アリ、

九行　蒲落山　元享釋書ニヨリテ陀字ヲ補フヘシ、

十八丁背六行　授正一位經論往々誤字　續紀ニハ校二正一切經論ヲトアリ、此ハ全ク誤字ナリ、サレ圧皇圓カ見シ本カク誤タリシヤ、今知カタシトイヘ圧恐クハ後人傳寫ノ誤ナルヘシ、

十行　絅務煩雜　絅ハ誤字ナリ、續紀ニヨリテ綱ニ改ムヘシ、

十九丁面五行　□弓削大師　原缺文ヲ畠ニ作ル、恐クハ号字ノ譌ナルヘシ、

十九丁背二行　通家流　原家利トアリ、此續紀ニ据テ改シ、是ナリ、

三行　名波下弖流賜布　原波ヲハ、弖ヲテ、布ヲフトアリ、續紀ニ据テ改タル、是ノヤウナレ圧古來ノ面目ヲ損ス、改ムヘカラス、下同シ、

四行　集天　原テトアリ、

五行　諸王天等志　原天ヲ弖トアリ、續紀同シ、此ハ假誤タルナリ、

六行　流賜布等　原布ヲフ。トアリ、

廿丁面六行　二年七月　原上ニ神護ノ二字アリ、

廿丁背一行　八月十六日　原十七日トアリ、長暦ニ据テ推セハ癸巳ハ十六日ナレ圧、是モ皇圓カ誤ナルヘケレハ改タルハ是ニアラス、

三行　三年正月　原同正月トアリ、續紀ニ据テ三年ノ字ヲ補タルハ是ナレ圧、同字ヲ削リタルハ非ナリ、扶桑略記全本ニハ三年トアリテ、其下ニ正月ノ事ヲ記シ、其次ニ同正月トアリシナルヘシ、ソレヲ鈔出スル人始ヲハ録サスメ、同正月トアリシ所ノミヲ録シタルナレハ、舊同ノ字ハアリシナリ、下ノ同六月モ同シ、コレモ前ニ六月云々トアリテ、其次ニ同六月トハアリシナリ、本書文例ミナカクノ如シ、三年ヲサシテ同トイヘルニハアラス、

廿一丁面一行　權幡　類聚國史ニヨリテ權譎ニ作ルヘシ、

娘如　類聚國史ニヨリテ狼奴ニ作ルヘシ、

二行　彼衆寡邪々強正弱　類聚國史ニヨリテ彼衆我寡邪強正弱ニ改作ルヘシ、

三行　數日威之難當　原自威トアリ、類聚國史同シ、目ハ偶誤シナリ、

濟國家　類聚國史ニヨリテ濟ノ上扶字ヲ補フヘシ、

七行　奉果神顯　類聚國史ニヨリテ神顯ニ作ルヘシ、

廿一丁背五行　大一丈餘　原大ノ下ニ方字アリ、續紀同シ、此ハ偶脱セシナリ、

十行　其寺内　原上ニ今字アリ、續紀同シ、コヽモ偶脱セシナリ、

廿二丁面十行　詳經□論　原缺文闕トアリ、原本ニ從テ補フヘシ、

廿二丁背一行　法師門人詳不採賢日　原同、按ニ誤字アルニヤ、讀カタシ、

蒙俊　原同、續紀ニヨリテ慶俊ニ改ムヘシ、下ノ俊ノ上ノ缺文モ元亨釋書ニ據テ慶字ヲ補フヘシ、

四行　无レ却ニ來實一　原同、按ニ賔字ノ譌ナルヘシ、

五行　十月十一日　原十月ノ二字ナシ、按ニ續紀ニ十月朔改元トアリ、サラハ原十ノ下ニ月ノ字ヲ脫セシナルヘシ、十上ニ十月ノ二字增タルハ是ニアラシ、

七行　癈皇太子　原廢トアリ、古人或ハ疒ニ从テモ書ツレトモ、猶原ニ广ニ从シカ正シケレハ改ムヘカラス、

八行　定賜部流　原部ヲア°トアリ、按ニ部ヲア°ト書シハ上野國群馬郡ノ金井澤ニアル神龜三年ノ碑ニ見エタリ、今俗ノミノ字ニアラス、善珠僧正ノ俗姓ハ安刀氏ナルヲ元亨釋書ニ安部氏トセシモ、刀ヲ部ノ省字ナリト思ヒシヨリノ誤ナリ、

廿三丁面一行　私座止奈毛　原止奈毛ノ三字ナシ、

二行　儲賜部流　原ヘ°ル°ニ作ル、

之子乎　原ヲ°ニ作ル、

三行　治賜部例婆　原ア°ニ作ル、

如多自氣奈志　原加ヲ賀ニ作ル、續紀同シ、此偶誤リシナリ、

四行　後世乃　原ノトアリ、

十行　四年閏十一月　原四年閏ノ三字ヲ脫セリ、四年字ヲ補タルハヨシ、閏字ハ舊ヨリ無リシナルヘシ、長曆ニ据テ推セハ辛酉ハ閏四月廿一日ナレ𪜈、續紀閏十一月ノ字ナク、皆十一月ノ末ニ列シタリ、皇圓カ見シ續紀既ニ閏十一月ノ字ヲ脫シタル本ナルヘシ、故ニコヽニ閏トイハヌナルヘシ、濫觴抄ニモ十一月トノミアレハ、閏字皇圓カ舊ニアラサルヿ明ケシ、閏字ヲ補タルハ是ニ似タル非ナリ、

廿三丁背一行　同月　原同十一月トアリ、

二行　智惠兼備　續紀智德トアリ、惠ハ誤ナルヘシ、

先代之而推仰　續紀ニ而ヲ所ニ作ル、而ニテハ讀カタシ、誤ナリ、

三行　後世以爲耳目　原後生トアリ、續紀モ同シ、此ハ偶誤シナリ、

四行　有ニ施入曰ー　原同續紀ニ曰ヲ田トアリ、曰ハ誤ナリ、

六行　菩薩　原同、續紀ニヨリテ菩提ニ改ムヘシ、モト𦬆トアリシカ𦬇ニ譌リ、遂ニ菩薩トハナリシナラン、菩提寺ハ葛上郡伏見村ニアリト大和志ニ見エタリ、

七行　石欸　原石疑トアリ、續紀ニヨリテ凝ニ改ムヘシ、河内志ニ廃石凝寺ハ錦部郡錦郡村ニアリトイヘリ、

諸高　原初ハ誤倒シテ諸高トアリテ乙正メアリ、墨色ヲ見ルニ同手ニ出ルニ似タリ、コヽハ續紀ニ據テ高渚ト改ムヘシ、石橋直之カ泉州志ニ高渚今遊女町也、在二堺北極一、高渚濱ヲ曰二七堂一、相傳古有二七堂伽藍一、是高渚寺舊蹤也トアリ、

九行　金輪寶位　原同シ、續紀ニ據テ寶位ニ改ムヘシ、

廿四丁面一行　法相宗興福寺　原コノ六字賢憬ノ下ニアリ、按ニコヽニアリテハ鏡忍賢憬ノ二人ニカヽリ、賢憬ノ下ニアリテハ賢憬一人ノヿノヤウニオモハル、

五行　年十二才　原戈トアリ、按ニ戈ハ歳字ノ省文ナリ、余カ見ル所ノ古鈔ノ諸書皆戈ニ作ル、點アルヲ以テ才字ニアラサルヲ解ルヘシ、戈ハ即才字ナリト思ヒテ改タルハ非ナリ、下文モ

六丁面五行六行卅一丁面一行モ原ハ皆戈トアリ改ムヘシ、

近江國大國師　原コノ下ニ大安寺ノ三字アリ、此偶脫セシナリ、傳ニハ此三字ナシ、

六行　且知意氣　原且ヲ夂トアリ、是名字ナルヘシ、傳ニ亦トアリ、

八行　遂不見ニ叡地ヲ一　原同シ、不見ハ竟ノ誤ナルヘシ、

廿四丁背八行　天下ノ物　原上ニ物ノ字アリ、此脫シタルハ非ナリ、

九行　前後可施　原同シ、按ニ可ハ所ノ譌ナルヘシ、

廿五丁面二行　通論□経　原缺文ナシ、サレ𪜈コヽハ一字脫セシヿ疑ナシ、下文四行通經違論トモアリ、

五行　靜坐終焉　原坐ヲ衣トアリ、誤ナルヘシ、此例ニ據テ改シニヤ、

九行　為我讀法花経　原我ヲ語トアリ、同シヿナカラ原本ノマヽニテアルヘシ、

十行　天竺國大王　原大王ヲ大也トアリ、按ニ王字ヲ補ヒタルハ是ナレ𪜈、也字ヲ削タルハ非ナリ、靈異記ニヨリテ大王也トアルヘシ、

廿五丁背四行　□赴彼處　原缺文德字アリ、按ニ往字ナトノ誤ニヤ、

十行　十二月三日齋宮　原十二月斉宮トアリ、斉ハ齋字ノ行躰ナリ、サルヲ三日讀誤リ別ニ齋字ヲ補タルハ非ナリ、三日ノ二字削ルヘシ、

廿六丁面一行　桓武天皇　原コノ下ニ上字アリ、桓武帝紀ヲ上下ト分チシナリ、鈔節ノ本ナル故何年ヨリヲ下巻トスルヿ知リカタケレ圧、サレハトテコヽノ上ノ字ヲ削ルヘキニアラス、

八、九行　曆僧恒修仏道　原同シ、曆僧ノ上下脱文アルヘシ、恐ラクハ延曆僧録ム(云カ)ナトアリシナラン、

十行　天平□年　原缺文ナシ、

廿六丁背六行　僧尼穢座　原懺座トアリ、懺法ノ座ト云ヿナルヘシ、穢ニ作シハ非ナリ、

妄發哀音　原發ヲ愛トアリ、發ニ改タルハ非ナリ、

廿七丁面二行　卜居作草庵　原コノ上ニ直登眷〔○睿〕岳ノ四字アリ、傳モ同シ、此偶脱シタルナリ、

九行　鑑眞和尚　原和上トアリ、

廿七丁背三行　七年　原同年トアリ、前ニモ云コトク扶桑略記全本ニハ七年ノヿ有リテ、其次ニ此文アリシ故ニ同年トハアルナラン、此七年ノ字ヲ補タルハ是ナレ圧同字ヲ削ルヘカラス、

三行　行年廿二　原コノ四字分注ナリ、

四行　不債巧手之人　〔○債ハ〕倩ノ字ノ誤也、

五行　顧六趣而視息　原視息トアリ、堕涙ノ對ナレハ息字是ナリ、改タルハ非ナルヘシ、

七行　十年　原上ニ同字アリ、コレモ前ニ十年ノヿアリテサテ此文アリシナラン、延暦ヲサシテ同トイヘルニハアラシ、

廿八丁面四行　十二年　原同年トアリ、前ノ三年正月、マタ七年ヲ原ニ同トアルニ同シ、

廿八丁背四行　生年廿二　原コノ四字分注、

六行　十五年　原同年トアリ、

七行　彼寺縁起云　原ニ云ヲ書ニ作ル、

十行　洞水閑流　以呂波字類抄ニ本朝文集ヲ引テ澗水トアリ、洞ハ誤ナルヘシ、

廿九丁面四行　歡淚數行　原歡下ニ喜ノ字アリ、此偶脱タリ、以呂波字類抄ニモ歡喜之淚暗落トアリ、

六行　其色鈍色　原鈍色トアリ、鈍ハ譌ナリ、以呂波字類抄ニハ銀色トアリ、

九行　禪□童子　原缺文ヲ伱子ノ二字ニ作ル、以呂波字類抄同シ、——今昔物語ニハ禪貸師トアリ、濫觴抄ニ禪祢子トアルハ譌ナルヘシ、原ニ從テ補フヘシ、

廿九丁背三行　來ニ宿堂莂一爲レ破ン二夜ノ暗ヲ一敲火薪夜及テ二參牢ニ一　訓點ヲナササルハ堂莂ヲ讀カネタルニヤ、莂ノ字ノキト訓ヘシ、翼ト云ト同シ、屋翼ノ下ニ宿リシナリ、敲火薪トアル薪字ノ上一字脱シタルナラン、

五、六行　鬼卽近來　原追來トアリ、改テ近トシタルハ非ナリ、

卅丁面一行　運レ歩□來　原缺文方トアリ、原ニ從テ補フヘシ、

歷リ二五日一朝飢羸疲　訓點アヤマレリ、朝飢ハ毛詩汝墳章ノ字ナリ、

二行　□米洗水　原缺文粿トアリ、糯字ナトノ譌ニテモアラン歟、

三行　慥語來由　原快談トアリ、改タルハ非ナリ、

四行　可修護摩　原可ヲ方トアリ、改タルハ非ナリ、

七行　大蛇□而蟠　缺文原溢トアリ、何字ノ譌ナルニヤ、

九行　靜原里地　原里ヲ奧ニ作ル、改タルハ非ナリ、

卅丁背二行　令修日業　原白業トアリ、元亨釋書同シ、日業ハ譌ナリ、

三行　沙門善殊　原ニ珠トアリ、此偶誤リシナリ、

八行　出レ都ヲ言曰　原出都之日トアリ、此誤レリ、

勿致悖乱之告　原惱乱之苦トアリ、此誤レリ、

九行　此言未行　原行ヲ了トアリ、行ハ誤ナリ、

卅一丁面三行　入寂矣　原寂ヲ滅トアリ、此誤ナリ、

四行　卒七十五　原七ノ上ニ年字アリ、此偶脱セリ、

七行　遲純難入〔〇純ハ〕原鈍トアリ、此偶誤リシナリ、

八行　大咒曉成　原同シ、按ニ大器晩成ノ誤ナリ、大器晩成ハ老子第四十一章ノ詞ナリ、〔〇棭齋校本頭書ニ云、太子傳裏書引年代記亦作大器晩成トアリ〕

卅二丁面一行　以備ニ後房ヲ　訓點脱タリ、後房ヲ備フトハ婦人ヲ儲ルコヲ云ナリ、

二行　含田照之色　原同、元亨釋書ニヨリテ四照ニ改ムヘシ、

蘭葉半前　原同、コレモ元亨釋書ニ半落トアルニ据テ改ムヘシ、前落形似タリ、

六行　凢庶以之輕慢　類聚國史ニ衆庶トアリ、凢ハ衆字ノ草書ノ壞レタルナルヘシ、

七行　黷乱眞諦　原眞諦トアリ、類聚國史モ同シ、諦ハ誤ナリ、

八行　勿開法莚　原同シ、類聚國史ニ据テ開ヲ閲ニ改ムヘシ、

廿三丁面三行　指東去亡乃　原去已了トアリ、已ニテモ聞ユレ圧猶亡字ナルヘシ、了ヲ乃ト改シハ非ナリ、【正辭云、已蓋巳字巳亡同】

十行　二十年　原同年トアリ、コノヿ上文七、八、九行載ルト同ヿナレハ、上文ノ十一月ノ上ニ於テ二十年ト補フヘキニ似タリ、サレ圧濫觴抄ニ十七年トアレハ異說ヲ以テ二所ニ出シタルナラム、サラハ二十年ノ三字ハ同年トアル上ニアルヘシ、

寂澄和尚　原和上トアリ、

卅三丁背四行　若許通告　原遍告トアリ、傳ニハ通トアリ、コ、ハソレニ据テ改タリ、

五行　有寶沙界　原同、傳ニ据テ賓ニ改ムヘシ、

七行　四群像前　原四辟トアリ、辟ハ譬字ノ俗体ナリ、群ハ誤ナリ、

卅四丁面九、十行　求法常歸　原啼ニ作ル、傳モ釋書モ同シ、此偶誤シナリ、

十行　尋香之域　原城ニ作ル、傳、釋書同シ、

卅四丁背二行　禪河激流　原激ヲ凝トアリ、傳ニ据ニ激字ノ譌ナリ、釋書ニモ澄トアリ、同字ナリ、激ニ作シハ誤ナリ、

始開域内　原城トアリ、傳同シ、釋書ニハ開區域トアリ、

六行　□渡西海　原缺字ナシ、サレ䒾アルヘキ處ナリ、釋書ニハ早渡西海トアリ、

卅五丁面一行　難述言緒　原音緒トアリ、傳ニハ意緒トアレハ音モ意字ノ心ノ落シナリ、言ニ改タルハ非ナリ、

五行　長□神足□修之　原上ノ缺ヲ岡ニ作リ、下ノ缺ヲ家ニ作レリ、原本ニ従テ補フヘシ、長岡神足ハ山城國乙訓郡ノ地名ニテ、今モ神足村トテアリ、長岡天神ノ近キ所ナリ、

七行　二月己未日　原同、類聚國史ニハ三月未來トアレ䒾、元亨釋書ニモ二月トアレハ、本書ハ舊ヨリ二月トアリシナルヘシ、長曆ヲ以テ推セハ己未ハ三月八日ナリ、廿八日傍注セシモ誤ナリ、

卅五丁背三行　長途一蹲　原同、類聚國史ニハ躓トアリ、蹲ハ誤ナルヘシ、

六行 授以□□ 原缺文ノ二字僧統トアリ、原ニ従テ補フヘシ、

卅六丁面 五行 未披講 原同シ、日本後紀ニハ披ノ上ニ經ノ字アリ、此脫セシナルヘシ、

八行 先師之旨不朽 原同、日本後紀ニ不ノ上ニ沒而ノ二字アリ、此ハ脫タルナルヘシ、」

卅六丁背 一行 期於幷 原並ニ作ル、此偶誤シナリ、

三行 同年五月 原延曆廿三年同五月トアリ、

卅七丁面 一行 㝡澄和尙 原和上トアリ、

三行 各謁ニ礼敬ー 原謁ヲ竭トアリ、改タルハ非ナリ、

頂載隨喜 原頂戴トアリ、此偶誤シナリ、

六行 還和上 〔○還ハ〕 原還トアリ、此モ偶誤シナリ、

卅七丁背四行　修持院中　原同シ、傳ニハ院字トアリ、

九行　三昧耶　原同シ、傳ニ三昧耶トアルニ從テ改ムヘシ、

卅八丁面一行　付屬　原囑トアリ、

卅八丁背六行　越荷興寺　原同、傳ニ越府トアリ、據改ムヘシ、

三千餘卷　原同、傳ニハ三十トアリ、千ハ誤ナルヘシ、

卅九丁面二行　眞言沙法　原妙法トアリ、傳モ同シ、此偶誤シナリ、

六行　尋撿敎經　原經敎トアリ、傳同シ、此モ偶誤タルナリ、

九行　天台法門　原門ヲ文ニ作ル、此モ偶誤シナリ、

欲下流ヨ布天下一習中尺家上　欲字尺家マテ管到ス、訓點誤レリ、

卅九丁背
三行　幸傳此道　原傳ヲ得トアリ、傳同シ、此誤レリ、
四行　三摩耶□□曰茲　原三摩耶ノ下缺タル字ナシ、但曰茲ヲ別提シタリ、故ニ耶字ノ下ノ明キタルヲ缺字ナリトオモヒテ方圍ヲオキタルハ非ナリ、傳ニハ三摩耶曰茲ト接キテアリ、別提シタルモ是ニアラス、傳ニ据テ改ムヘシ、
卌丁背
七行　惠果阿闍梨　原慧ニ作ル、字通スレ𪜈原ノマヽニテアルヘシ、四十一丁面五行ナルモ同シ、
卌一丁面
四行　然𢫫之後　原𢫫ヲ是トアリ、此ハ偶誤タルナリ、
五行　同年　原同延暦廿四年トアリ、
卌一丁背
一行　可皆悉破却　原可ヲ寺トアリ、上句ニ屬ス、此ハ誤レリ、
五行　延暦廿五年四月　原同月トノミアリ、此何ニ据テ改メシヤ、
七行　消禍息福　原息ヲ長トアリ、此偶誤レリ、

八行　天竺城中　原城トアリ、

十行　朝廷　原庭トアリ、古人通用シタレハ強改ヘカラス、

廿二丁面一行　五月　原上ニ同字アリ、

三行　生年廿一是嵯峨天皇也　原コノ十字分注、

四行　十九日　原上ニ同字アリ

十一月　原コノ上ニ國史□同年ノ五字アリ、缺文ハ云字ニヤ、此削リシハ非ナリ、

八行　□□積正稅　原二缺字ヲ毎年トアリ、原ニ從テ補フヘシ、

廿三丁面一行　抛上三鈷也　原三古トアリ、按ニ大日經ナトモ古トアリ、今改タルハ非ナリ、鈷ニ作ルハ俗字也、

三行　准勅語　原語ヲ歸洛トアリ、

可流布天下　原天下ノ二字ナシ、

七行　顯現字躰　原顯字ナシ、

九行　□□人也　原上ノ缺字右トアリ、按ニ下ノ缺字ハ京ノ字ナルヘシ、

十行　安居講□□无性攝證等　原下ノ缺字講トアリ、按ニ上ノ缺字ハ師字ナルヘシ、

卅三丁背一行　覺□外照　原缺文花トアリ、

一、二行□□不倦　二缺字原勸誘トアリ、

三行　□□入幽冥　原二缺字ヲ早ノ一字ニ作ル、以上五ケ條ミナ原ニ従テ補フヘシ、

四行　仁木　原仁秀トアリ、元亨釋書モ同シ、此誤ナリ、

□野寺　原缺文死トアリ、何字ノ誤ナルヤ考フヘシ、

物部首□□□　原首ノ下ニ伊字アリ、元亨釋書ニ豫州人也トアルニヨレハ此伊豫國人也トアリシナルヘシ、

五行　可□　コノ缺文疑ラクハ謂字ナルヘシ、

五、六行　開走　コノ二句讀カタシ、誤字アルヘシ、

六行　仰挹於□樹　缺文原龍字アリ、原ニ從テ補フヘシ、

□瓶之敏　コノ缺文恐クハ瀉字ナルヘシ、

七行　无謝大馬鳴　原大ヲ於ニ作ル、此誤レリ、

詞不待疑　原同シ、按ニ待ハ持ノ誤ナルヘシ、

文義旣□　缺文原弘トアリ、原ニ從テ補フヘシ、

八行　發於請塵　原請ヲ情トアリ、此誤ナリ、

九行　姓壬生子　原姓ノ上ニ俗字アリ、此偶脱シタルナリ、

梅城錄ニ本書ヲ引テ云、陽成天皇元慶四年庚子八月壬午朔、日有蝕、卅日辛亥、參議從三位行刑部卿菅原朝臣是善薨、年六十九、父淸公、學藝博通、才德甚高、弱冠爲文章生、尋擧秀才、對策高第登科、延曆年中、爲遣唐使、復命之後、累歷顯要、爵至三位、猶爲文章博士、以其爲儒門之領袖也、有四子、是善第四之子也、是善幼而聰穎、才學日新、弘仁之末、年甫十一、侍殿上、常於帝前讀書賦詩、廿二補文章得業生、其後文章博士東宮學士大學頭式部大輔尙兼之、元慶元年、遷刑部卿、近江守如故、三年十一月、授從三位、淼思華贍、辭價尤高、小野篁、詩家之宗匠、春澄善繩、大江音人、在朝之通儒也、並以文章相許焉、天性少事、樂吟詩、最宗佛道、仁愛人物云、トアリ、是モト三代實錄ヨリ取タルナルヘケレト三代實錄今本コノ文缺タリ、然レハコノ一條扶桑略記ノ缺ヲ補フノミナラス三代實錄ノ缺ヲモ補フヘシ、是モ必コ丶ニ錄メ表出スヘシ、

卷廿二　一本廿一トアリテ仁和五年ヨリヲ廿二トセリ、又一本同、是ハ後ニ卷ヲ分タルモ知カタシ、善本ヲ考フヘシ、

一丁面五行　同十五年　已下太守トイフマテ十六字一本ナシ、又一本同以下四條後人ノ補正セルニハアラヌニヤ、

六、七行　五月十六日　一本十六ノ二字ナシ、又一本同、

七行　十一月廿五日　一本廿一日、又一本同、

一丁面十行及背一行　四年正月　已下同マテ十三字一本ナシ、又一本同、

二丁面三行　年五十四　一本五十五、又一本同、

五行　謙恭和潤　一本コノ四字ナシ、又一本同シ、本書カヽル語ヲ略セル所モマヽアリ、有ル本アラハ從フヘケレ圧、若三代實錄ニヨリテ補タラハ是ニアラス、

九、十行　汝勉事公爲　一本コノ下ニ天皇承和十三年丙寅正月七日、四品年廿六、同十五年正月兼常陸太守、嘉祥三年庚午正月日任中務卿廿八、仁壽元年辛未十一月廿一日叙三品廿九、貞觀六年甲申正月十六日兼上野太守卅五、同八年丙戌正月十三日兼太宰帥、同十三年庚寅二月二品四十一、十八年十二月任式部卿四十六、元慶四年正月兼常陸太守、同六年正月七日叙一品五十三、同八年正月兼太宰帥矣、元慶八年甲辰二月四日遂升天子之位五十五トアリ、前文ト重複スレハ衍文カ、又ハ後人ノ書入タルカ、本文ニ羼入セルカ圧オモハルレ圧又一本ニアレハ且ク錄シ出スナリ、

三丁面七行 維摩談石　一本談ヲ詰トアリ、又一本ニハ語トアリ、

三丁背二行 更尋至慈恩寺　一本又一本ノ二本至字ナシ、三代實錄一本同シ、此疑ラクハ印本三代實錄ニ据テ增タルナラン、

三行 詢求幽蹟　二本𪜈同シ、サレ𪜈此ハ三代實錄ニ据テ賾ニ改ムヘシ、

八行 傳金剛界法胎藏界法密教　二本𪜈下ノ界法ノ二字ナシ、

九行 傾懷而說　一本悅トアリ、三代實錄一本同シ、悅ハ說ノ俗字ニテ本同シケレ𪜈改タランハ是ニアラス、

十行 三摩耶法　二本𪜈耶ヲ地トアリ、三代實錄同シ、

四丁面六行 三摩耶　二本𪜈コヽモ地トアリ、三代實錄ニハ此ヲハ耶トアリ、

七行 嚫施宗叡　二本宗上ニ於字アリ、三代實錄同、

八行 是歲　二本年トアリ、三代實錄モ同シ、

九行 引導到丹波國 二本𪜈引道到丹後國トアリ、サレ𪜈後ハ誤ナルヘシ、

四丁背 六行 損壞之狀 二本𪜈コノ下ニ云々トアリ、

七行 廿三日壬子勅以近江國 廿三日壬子ヲ二本𪜈ニ廿日己酉トアリ、按ニコレハ己酉ノ下ニ郡司ヲ任スルヿカ、佳美子ヲ女御ト爲シヿカ、都朝臣御酉ヲ敍タルヲ推シヿカナトアリテ其次ニ廿三日壬子勅云〻トアリシナルヘシ、サラスハ皇圓カ見タリシ三代實錄脫文アリシナラン、廿日己酉ヲ直ニ廿三日壬子ト改タルハ是ニアラス、

五丁面 二行 自爲弟子師弟之理 師弟ヲ二本𪜈ニ〻〻トアリ、弟子ノ重字ナリ、

六行 從志遠 又一本從ヲ後トアリ、ソレニテモ解シカタシ、イカニモ衍文ナルヘシ、

八行 其旣如此 一本旣ヲ說トアリ、

十行 五日癸巳自日沒至人定流星或出入紫微宮 二本五日癸巳ノ四字ヲ脫シタリ、此補タルハ是ナリ、自日沒云〻ヲ二本ニハ自人定至夜分或出入紫微宮トアリ、按ニ三代實錄一本ニ五月癸巳自日沒至人定流星東西南北分散行殞如雨、自人定至于夜分或出入紫微宮トアリシヲ此ニ載シニテ、如雨マテノ廿二字ヲ誤脫シタルナリ、印本三代實錄ニ

ハ東西ヨリ夜分マテノ十七字ヲ誤脱シテ五日癸巳自日没至人定流星或出入紫微宮トアリ、此二本ノコトクナレハ脱字多シトイヘ圧舊面目ヲウシナハス、印本三代實錄ニ据テ改タルハ是ニアラス、

五丁背十行 德猶難報恩 二本圧ニ恩字ナシ、三代實錄ニモ恩ノ字アレ圧恐クハ衍文ナルヘシ、三代實錄ノ古本ニハコノ字無ルヘシ、重ネテ挍正スヘシ、此ハ印本三代實錄ニ据テ增タルナラン削ルヘシ、

六丁面七行 奏言 二本圧ニ奏云トアリ、

元慶元年 二本上ニ去字アリ、三代實錄ニモ有リ、此偶脫ス、

九行 人以レ顯ミルニ教宗ハ 二本圧ニ夫以トアリ、

十行 若未灌頂者 二本圧ニ若ヲ者トアリ、上句ニ屬スヘシ、已上二條三代實錄一本ニハ二本ト同シ、此印本ノ三代實錄ニ据テ改タルハ非ナリ、

六丁背六行 試練學徒從之 從之ヲ二本トモ也トアリ、

七丁面九行 日蝕 二本トモコノ下ニ元慶八年甲辰四月加階年十九号王侍從ノ十七字アリ、後人ノ書入タリシカ羼入セシニヤ、二本トモアレハ今且ク錄シツ、

七丁背二行 二月十八日 二本コ、ニ二月ノ二字ナシ、サテハ正月ノ十八日ナリ、三代實録ニハ二月トアレハソレニ据テ改タルナラメト、サル月日ノ違ハ本書中アマタアレハ、今改ムルハ是ニアラス、

三行 廿一日 二本尼二月廿二日トアリ、月日ノタカヒ改メカタキヿ前條ニイヘルカコトシ、

八丁面二行 紫震殿 二本宸トアリ、此偶誤、下文十二丁面四行背七行十五丁面五行皆同シ、

諸殿諸司 二本ニハ諸閣ノ二字ニ作ル、

三行 朝夕二時 二本二座トアリ、

五行 八月十三日 二本七月トアリ、

八行 彼寺座主 二本彼寺ノ二字ナシ、

八丁背四行 故也云々 二本云々ノ二字ナシ、

七行 粉土屑沙 二本砂トアリ、

九丁面三行 或處 二本所トアリ、

六行 權少僧都法眼和尙位眞然 二本コノ十一字ナシ、

七行 并爲少僧都 二本并字ナシ、

七、八行 權律師 已下十六字二本トモニナシ、

八行 辛巳朔 二本乙酉トアリ、乙酉本ヨリ誤ナレ圧傳寫カクハ譌ヤシケレハ、乙酉ハ皇圓カ舊ナリヤ猶考フヘシ、

九丁背六、七行 授時平正五位下 二本時平二字ナシ、濫觴抄同、

七行 其告身 二本コノ三字ナシ、濫觴抄ニモナシ、

八行 兼行勘解由 兼行ヲ二本ニ守トアリ、誤ナルヘシ、濫觴抄ニハ行ハアリ、兼字ハナシ、

十丁面一行 十六日 梅城錄ニ此ヲ引テコノ下ニ丙申トアリ、彼ニヨリテ補フヘシ、

二行守右衛門　二本守字ナシ、

四行加賀權守　二本權字ナシ、

道ー　二本尼コノ二字ナシ、

七行金銀華美〔〇華字〕ニ二本花トアリ、

十丁背一行舞散手　二本上ニ昨字アリ、濫觴抄モ同シ、此偶脱セシナラン、

六行日有蝕　二本有字ナシ、

有聲如雷　二本トモ聲ヲ音トアリ、下八行相激成聲モ同シ、

十一丁面一、二行並充二住持之主ニ一師爲二傳法之本一　二本師ヲ仰ニ作ル、三代實錄一本同シ、此印本三代實錄ニ据テ改シハ非ナリ、

四行　忝繼末塵　一本末トアリ、三代實錄同シ、此偶誤シナリ、

五行　損辱恩慈　二本トモ辱ヲ辰トアリ、三代實錄同シ、松下見林カ按語ニ扶桑略記ニモ辰トアリトイヘリ、二本ト合ス、此ハ何ニ据テ改メシニヤ、

八行　准二定心院一被二宮充補一　四字句ナリ、訓點誤レリ、

十一丁背

一行　隆海年甫　二本隆海ノ二字ナシ、

六行　就命時　コノ下二本圧一缺字アリ、三代實錄ニ据テ至字ヲ補フヘシ、

七行　毎修十念誦　二本誦ノ下ニゝ字アリ、

八行　龍樹菩薩及羅什三藏　二本圧菩薩マタ三藏字ナシ、

十二丁面

一行　令北首臥　二本コノ四字ナシ、

二行　七十二　上ニ一本年字アリ、

五行　內豎傳照者　二本圧照字ナシ、脫セシナリ、此印本三代實錄ニ据テ照字ヲ補ヘタレ圧、ソレモ誤ナリ、三代實錄一本ニ點トアルニ從フヘシ、

十行　厚二三寸　二本〓三四寸トアリ、

十二丁背二行　十月　二本〓十一月トアリ、

四日己酉　二本〓己酉ノ二字ナシ、本書前後ナキモアレハ今補フヘカラス、

四行　庚戌　親王　二本〓コノ四字ナシ、

五行　辛亥　二本ナシ、

梵尺寺　二本釈トアリ、

六行　甲寅　二本ナシ、

九行　已上圓　二本〓圓ヲ國史トアリ、圓ハ誤ナリ、

十三丁面一行　源朝臣諱　二本コノ下ニ定省ノ二字アリ、

三行　源朝臣諱　二本コ、ハ諱ヲ定省ノ二字ニ作レリ、

七行　夜鸞輿還宮　二本夜ヲ尋ニ作ル、

八行　壬申　二本コノ二字ナシ、

十行　三月十四日　二本五月トアリ、

十三丁背二行　佛頂　二本頂頂トアリ、一ノ頂字衍ナルヘシ、又一本ニハナシ、古本ノ三代實錄ニモ頂輪王經トアリシヲ、印本トスル時元亨釋書ニ据テ佛字ヲ補シトアリ、此モソレニ据テ補シナラン、編年記ニモ頂輪王經トアリ、十四丁面七行ニモ頂輪王經トアリ、

金輪王經　二本尼金字ナシ、三代實錄ニモナシ、

三行　上表云　二本上奏トアリ、

六行　以礼存立　二本存宜トアリ、三代實錄一本同シ、

十四丁背一行　偏仰　二本懸仰トアリ、三代實錄ハ偏トアリ、

四行　自昨　二本コノ二字ナシ、

十五丁面一、二行　戊戌　二本ナシ、

四行　勅聽之　二本コノ三字ナシ、

辛丑　ナシ、

八行　同日大振　一本震トアリ、三代實錄同、

十五丁背二行　癸卯　乙巳　二本並ニナシ、

四行　丙午　二本ナシ、

六行　庚戌　二本ナシ、

癸丑 二本ナシ、

八行 慎失火之事 二本慎字ナシ、

甲寅 二本ナシ、

乙卯 二本ナシ、

九行 丙辰 二本ナシ、

十行 丁巳 二本ナシ、

十六丁面九行 是日 傍注月ィトアリ、一本、マタ三代實錄同シ、

十行 三十 二本卅トアリ、

十六丁背一行 辛酉 二本ナシ、

四行　甲子　二本ナシ、

乙丑　同

丁卯　同

五行　皇子諱　二本諱ヲ定省トアリ、

八行　抄記己了　一本已ヲ之トアリ、

九行　諱定省　二本コノ三字ナシ、

十行　年二十一　二本廿トアリ、

十七丁面五行　六十口　已下十四字二本尼本文、

六行　震動　二本震鳴トアリ、

十八丁面二行　爲汝之任　二本汝ヲ卿ニ作ル、濫觴抄同シ、十九丁背六行ニモ之ヲ引テ卿トアリ、汝ハ誤ナルヘシ、

五行　年七十有五　二本有字ナシ、

七行　的求事趣　智證傳ニハ求ヲ承トアリ、

九行　代々相承　傳承ヲ丞トアリ、

啒請　傳啒得トアリ、

十行　競馳　傳競下ニ爭交ノ二字アリ、

雖勤加捜揚　一本勤ヲ勸ニ作ル、

十八丁背二行　座臥勞思　二本坐ニ作ル、傳同シ、

四行　似レ事ニ(トスルニ)謙讓一　二本謙々ニ作ル、

七行　淨名現病　傳疾トアリ、

文殊致問　〔〇珠ヲ〕一本殊ニ作ル、傳同シ、

八行　和尚　一本和上トアリ、傳同シ、

十行　曾無一從者　一本從下焉字アリ、

十九丁面三行　去年云云奉勅　一本奉去年云々勅トアリ、

九行　御世利与　一本トリトアリ、按ニ拔萃十九丁マタ廿三丁ニアル詔トモ原本ハ片假名ナルヲ、此本ニハ眞假名ニ改タルヲ以テ考レハ、コヽモ本ハ片假名ニテアリケンヲ、按者改タルナソラトオモハルヽナリ、是等イツレニテモ有ヘケレ圧、舊時ノ面目ヲ變スルハ善按ニアラス、【正辭云、トハ与ノ省ナルヘシ】

濟助　一本下ニケ字アリ、

十行　保護朕躬仁波　一本ニハトアリ、

十九丁背一行 周霍与利毛 二本与°リ°モ、
[illegible]多利 二本タ°リ、
所念行之 二本之上ニ保字アリ、
二行 聖明毛 二本モ°、
末小子仁之天 二本ニ°シ°テ、
三行 何不倚頼委付武止 二本モ°ト°、
六行 其結句 二本約句トアリ、
七行 皆盡擁滯 二本盡字ナシ、
九行 无所典職登 一本止°、

申世利　二本セ°リ、

十行　聞幾久扁幾毛　二本キ°ク°ヘ°キ°モ、

不在奈利努　二本奈°リ°努、

廿丁面一行　欲賴其輔導之天奈毛　二本之上ニ止字アリ、毛ヲ牟ニ作ル、

二行　下世流　二本セ°流°、

阿衡波　又一本皮トアリ、靈異記ノ假名ニモ波ヲ皮トアリ、

三行　鷲幾　二本キ°トアリ、

御坐之天　二本ト°天トアリ、〔〇〕ハ〔〕之字ノ草書ナリ、

五行　百官乎緣賜倍　二本同、按ニ緣ハ絢字ノ誤ナリ、絢ハ統字ノ俗躰ナリ、

八行　等擇詩　帝王編年記ニ詩字ナシ、擇字下句ニ屬メ堪詩者ト云マテ管到ス、

廿丁背八行　御禊鴨河　上ニ一本大嘗會ノ三字アリ、

九行　悠紀近江主基播磨　二本悠紀主基ノ四字ナシ、

廿一丁面二行　一般　コノ二字下句ニ屬スヘシ、上句ニ屬シテ讀シハ是ニアラス、

七行　着任之間　又一本着ヲ差トアリ、

廿一丁背二行　何受此報乎　二本乎ヲ矣トアリ、

五行　於厩中斃已上　一本コノ次行ニ扶桑略記第廿一トアリ、

六行　仁和五年　二本コノ上ニ扶桑略記第廿二、マタ字多院下卷ノ二行アリテ、別卷トセリ、

七行　不食生鮮者　山城名勝志ニ此ヲ引テ者ヲ以ニ作レリ、下句ニ屬シテヨムヘシ、

八行　爾後毎年　二本自後トアリ、名勝志引同、

九行　大原寺　二本大屋寺トアリ、名勝志引同、元亨釋書モ同シ、類聚國史百八十二ニモ大屋寺トアリ、原ニ作リシハ誤ナリ、

十行　靡侈　二本广侈トアリ、名勝志引靡侈トアリ、元亨釋書同シ、

廿二丁面三行　断煩脳　二本脳字ヲ脱セリ、此何ニ据テ塡シニヤ、サレ圧脳ハ偶誤タルニテ悩ニ作ルヘシ、

五行　代□人　二本缺文ナシ、按下寶カタシ、誤脱アルナラン、

六行　同月　二本正月トアリ、

七行　斯蚕切　一本斯下劒字アリ、

廿二丁背一行　目驚霜乃「〇目ヲ」二本自トアリ、

件事　二本但事トアリ、

給子云云　子ノ下二本今字アリ、一本云々ノ二字ナシ、按ニコヽモ脫誤アルナラン、

三行　廿八日　二本コノ三字ナシ、

四行　自然震動　又一本振動トアリ、

廿三丁面二行　華山寺　二本花山寺トアリ、廿五丁背八行モ同シ、

五行　勅圜城寺爲定額　名勝志ニ引テ圓城寺トアリ、圜ニ作リシハ誤ナリ、圓城寺ノ蹟ハ洛東鹿谷村ニアリテ今ハ田トナレリ、方四町アリ、寺ハ亂後大和國忍辱山ニ移レリ、

廿三丁背一行　尓來　二本近來トアリ、

二行　依二精神疲極ニ一　極字ニテ句スヘシ、下句ニ屬メヨミシハ誤ナリ、

五行　華山　二本花山トアリ、八行ノ散華モ同シ、

七行　沓　二本同シ、按ニ下文七人トアルヲ以テ見レハ是カナラス僧ノ名ナリ、脫誤アルニヤ、

廿四丁面四行　同月　二本ニ九月トアリ、

末四刻　二本コノ三字ナシ、

七行　絹笠岡　二本絁ニ作ル、

八行　即羽蟻也　二本即字ナシ、

廿四丁背四行　六條下人家　二本人字ナシ、

六行　陽成君　二本下ニ院字アリ、勝レルニ似タリ、

七行　漬于水底云云　二本一ノ云字ナシ、

十行　若于從卒　二本干トアリ、此偶誤、

廿五丁面七行　有大虹見之　二本竟之トアリ、

九行　光彩所レ映スル、見ルニ両所ニ也　映字句、訓點アヤマレリ、

廿五丁背一行　香爐筥一口　帝王編年記ニハ香呂一口トアリ、呂ハ爐ノ借字ナリ、此モ舊香呂トアリケンヲ、後人爐字ヲ傍ニ書タリシカ羼入シテ、遂ニ香爐筥トヤ誤ツルナラン、

十行　給物　一本賜トアリ、

廿六丁面二行　従五位上　一本尼下トアリ、名勝志同シ、

九行　皆率　一本率皆トアリ、

廿六丁背一行　將立皇太子　一本將字ナシ、

其儀未定　一本同、按ニ議字ノ誤ナルヘシ、

四行　加于緒嗣　一本于ヲ子トアリ、

六行　慈固覆燾　一本同トアリ、固ハ誤ナリ、

廿七丁面一行　頻課邊絕　二本遏絕トアリ、邊ハ誤ナリ、

廿七丁背三行　朗善　朗字ノ誤ナリ、二本㡯朗トアリ、

香華　二本㡯花トアリ、

廿八丁面八行　自病殊重　二本身ノ病トアリ、

九行　逈鈍　頑字ナリ、二本頑トアリ、

廿八丁背三行　不預　二本豫トアリ、傳同シ、

六行　寬平三年　二本寬平ノ二字ナシ、

七行　照宣公　二本㡯昭トアリ、照ハ誤ナリ、

九行　透巖如舌　往生傳ニ秀トアリ、透ハ誤ナルヘシ、



十行　智德僧　二本德下之字アリ、往生傳ニモアリ、此偶脫セシナルヘシ、

廿九丁面十行　將火欽　二本火ヲ大トアリ、

廿九丁背九行　寛平五年　二本寛平ノ二字ナシ、

卅丁面二行　寛平六年　二本同、六年トアリ、

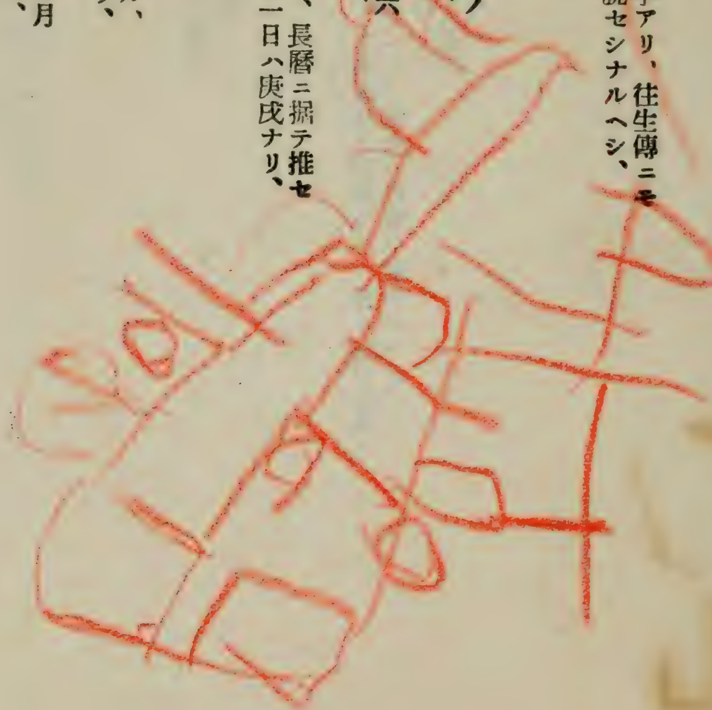
三行　甲戌　本甲寅トアリ、長曆ニ據テ推セハコノ年八月廿一日ハ庚戌ナリ、

七行　記曰　二本云ニ作ル、

卅丁背三行　介調駕　一本弩ニ作ル、駕ハ譌字ナリ、

卅一丁背三行　四月廿二日　二本三月トアリ、

六行　寛平八年　二本同八年トアリ、



卅二丁面四行　施度者各二人已上　一本二人ノ下ニ云〻ノ二字アリ、

七行　五十二　一本五十一トアリ、

卅二丁背四行　心神狂乱　又一本左乱トアリ、

五行　慇懃　一本殷勤トアリ、卅三丁面六行ナルモ同、

卅三丁面五行　菊華　一本厇菊花來ノ三字ニ作ル、

卅三丁背一行　須臾薦珎饌未盡備　一本珎饌ノ字倒セリ、按ニ饌字句スヘシ、珎未ハ珎味ノ誤ナルヘシ、

終成懷好　一本懽好トアリ、懷ハ誤ナリ、

九行　座臥之處　一本坐トアリ、

卅四丁面二行　妖惑　一本幻惑トアリ、

十行　慼淚潛然　一本潛然トアリ、

卅四丁背二行　採華　二本花トアリ、

五行　誤膺其選　一本誤ヲ旋ニ作ル。又一本族トアリ、

十行　三十一　二本三十一ヲ卅トアリ、

年十三矣　二本分注、

十一月　二本上ニ九年ノ二字アリ、

卷廿二　コノ卷予カ見ル所ノ本缺テ挍スルヿ能ハス、後日別本ヲ得テ挍訂スヘシ、

六丁面六行　遂無一果　本朝文粋ニ果ヲ菓ニ作ル、

七丁面八行　冀知其止足　文粹ニ載タルニハ上ニ伏字アリ、

十丁面八行　十月廿三日　山城名勝志ニ此ヲ引タルニハ廿二日トアリ、

十一丁背七行　大富天神　梅城錄ニ引テ火雷天神トアリ、

八行　玄昭律師　相應ノ傳ニハ照トアリ、何レ正キニヤ、

十三丁背四行　件ノ日ノ童舞等ヲ被レ進二今日ノ大法會ニ一也爲　被進ノ二字下句ニ屬スヘシ、

十五丁背一行　寧不善南陔之志乎　文粹ニ善ヲ喜ニ作ル、

十八丁面十行　通客之志　文粹ニハ逋客トアリ、

不輕相弃　文粹輕ヲ轉トアリ、

廿丁背一行　春秋四十四　濫觴抄ニハ四十二トアリ、

廿一丁面十行　不導寒温　亭子院賜酒記ニ導トアルニ據テ改ムヘシ、導ニ作リシハ偶誤タルナリ、

廿四丁面二行　三月八日　山城名勝志ニ引テ下ニ戊辰ノ二字アリ、

七行　磨金師子　相應ノ傳ニ上ニ乘紫ノ二字アリ、此ハ脫セシナラン、

廿七丁面一行　庚申政是日　名勝志ニ引タルニハ政字ナシ、

廿九丁背五、六行　十月十七日辛酉　名勝志引テ十月廿八日ノ五字ニ作ル、

卷廿四

二丁面二行　乘絲蚕綿之類　一本又一本蚕ヲ蠒ニ作ル、相應ノ傳ニハ繭トアレ圧ソレモ蠒ノ譌ナルヘシ、蚕ハ妄改ナルヘシ、

八行　絲上着座時　二本圧坐スル座時トアリ、

三丁面八行　彼數已無用　二本已ノ下ニ多字アリ、

四丁面七、八行　辰三剋申四剋　二本申ヲ中トアリ、両ナカライカカアラン、恐ハ猶誤字ナルヘシ、

十行　并信物　二本信ノ上ニ缺文一字アリ、

四丁背十行　越前國　二本上ニ仰字アリ、

六丁面三行　八日　二本上ニ八月ノ二字アリ、

十行　琴弦　二本厇絃トアリ、弦ハ正字、絃ハ俗字ナリ、

六丁背一行　故賜大僧正　二本贈トアリ、賜ハ誤ナリ、訓點モ改ムヘシ、

八行　年廿一歳　四字二本分注、

九行　宮囲　一本宮闈トアリ、是ナリ、七丁一行ナルモ同シ、

七丁面九行　華山　二本花山トアリ、下ノ法華モ法花トアリ、〇華ヲ一本ニ花トアルハ記サス、二本同シケレハ記ス、

七丁背二行　無障碍　二本無有障碍トアリ、法華驗記モ同シケレハ此偶脱セシナリ、

法華力　二本花ニ作ル、四行マタ七行ノ散華モ同シ、

九行　云〻　コノ下ニ二本、已上出智原記ト分注セリ、

八丁面一行　年四十五　二本分注ニセリ、下ノ年五十二モ同シ、

七行　三年　山城名勝志ニ此書ヲ引テ五月六日中納言從三位橘朝臣澄清薨年六十七トアリ、其下ニ日本紀畧同之トイヘリ、諸本尼有ルコナケレハ引誤レルニヤ疑ハシ、

八丁背七行　指正北超　二本尼起トアリ、䝉意ノ傳考フヘシ、

九丁面四行　法華經　二本花ニ作ル、七行ノ華藏モ同シ、

九丁面二行　法會請僧百口　請僧連讀スヘシ、法會ニ屍請セル僧トイヘルナリ、

九丁背一行　智悰　一本琮ニ作ル、

三行　同日米二斛　一本同ヲ月ニ作ル、按ニ月白米二斛ノ誤ニハアラサルニヤ、

四行　智粽　一本琮ニ作、又一本悰ニ作ル、此粽ハ誤ナラン、

十丁面七行　空門之功　一本攻トアリ下句ニ可以立功トアレハ此功ハ譌ナルヘシ、福田之徒ノ對ナレハ攻モイカカ、○井上頼圀云、新井君美本ニハ政トアリ、

十丁背一行　生年六十一　一本分注、

十一丁背四行　適所遺　文粹下ニ者字アリ、此ハ脱タルナラン、帝王編年記同、

五行　今爲卿修何善　文粹修下ニ善令脱其苦修如ノ七字アリ、

令脱其苦　文粹令字ナシ、サレ𪜈コレラハ後ノ傳寫ノ誤ニハアラテ、皇圓カ見シ本ノ亂テアリシナルヘシ、

八行　非我之可得也　文粹可ヲ所トアリ、帝王編年記モ同シケレハ可ハ傳寫ノ誤ナラン、

十二丁面一行 覺樹之華 二本花ニ作ル、下文八行樺華同、

五行 逐日□爲瓔珞之後身 文粹ニハ照月遂爲云々トアリ、

十二丁背四行 其使七寺 二本コノ下ニ遣四位大吏等七大寺ノ九字アリ、偶脱セシナラン、

十三丁面八行 奉寫 二字心經ト云マテヲ管セリ、隨願藥師連讀スヘシ、經ノ名ナリ、

十三丁面九行 雜染色紙 二本色ヲ之トアリ、

十四丁面一行 同月 一本十月トアリ、又一本ニハナシ、

十五丁面三行 慈雲秀レ嶺テニ 法水淸レ流ニ 秀嶺モ淸流モ乙讀スヘシ、

七行 遺慈永傳 智證ノ傳ニハ遺烈トアリ、

餘芳逮播 二本逮ヲ遠トアリ、傳モ同シ、逮ハ誤ナリ、

十行　中務大輔　傳上ニ行字アリ、

從四位下　傳從五位下ニ作ル、

十五丁背一行　少輔　傳コノ上ニ行中務ノ三字アリ、

四行　不建寫瓶之水　傳不遺トアリ、是ニ似タリ、

五行　鄉身日城　〔○鄉ヲ〕傳ニハ歸トアリ、コレモ是ニ似タリ、

七行　觸忌諱於法華　一本法苑トアリ、傳同シ、華ハ誤ナリ、

十六丁面三行　增命阿闍利　一本阿字ナシ、此字意增ニハアラヌニヤ、

四行　法雨甘膏　一本昫トアリ、又一本句トアリ、共ニ譌ナルヘシ、

十七丁面二行　枯蕨　〔○枯ヲ〕又一本括トアリ、

十八丁面六行　西過更又還東　二本東還トアリ、

十九丁背一行　身命難爲存　二本爲字ナシ、

四行　之□飄蕩　二本缺ナシ、

五行　金州　二本全州トアリ、下皆同シ、○但二十丁面二行ノハ又一本金州云〻トアリ、

廿丁面二行　寄彥澄　二本寄ヲ後トアリ、誤字ナルヘシ、

廿丁背一行　前救溺頂之危　二本溺字ナシ、脫セシナリ、サレ圧溺頂モ猶イカヽ、

適成援手之慮　二本援ヲ授トアリ、授手ノ字ハ靈異記考證下卷一丁背ニ出セリ、

二行　廻法之旨　二本廻放トアリ、法ハ誤ナリ、

納貢之礼　二本貢ヲ書トアリ、

三行　己乖□例　二本缺ナシ、

五行　且絶私交　且ハ夂字ニハアラサルニヤ、

廿一丁面一行　安置六角佛殿　山城名勝志ニ引テ安置ノ二字ナシ、

六行　靑朽葉紗　二本紗上ニ淸字アリ、淸字讀カタシ、

廿一丁背二行　延長八年　二本延長ノ二字ナシ、

十行　瘦癘甚盛　二本瘦ヲ疾ニ作ル、

廿二丁面三行　天怠座主　怠ハ偶誤タルナリ、一二本台トアリ、

廿二丁背七行　共不可共之物　二本失不可失之物トアリ、是ニ似タリ、

裡書　二本尼ナシ、按スルヿ能ハス、

廿五丁背八行 橘公統 譌字ナリ、下皆統トアリ、

巻廿五

一丁面三行 皇后穏子 四字二本分注、

五行 時年五十一也 六字二本分注、

九行 延長九年 二本延長ノ二字ナシ、

一丁背三行 承平二年 二本承平ノ二字ナシ、

六行 承平三年 二本コヽモ二字ナシ、

五月 山城名勝志ニ引テコノ下ニ十五日ノ三字アリ、

七行　誠是幽閑　一本是ヲ足ニ作ル、名勝志同シ、

八行　遍鋪者也　名勝志ニハ、マテヲ引テ、下ニ出供養記ノ四字ヲ分注セリ、コレハ遺風矣ノ下ニアリシヲ引上テ、者也ノ下ニハ記セシナラン、

二丁背一行　義昭且南都之鶯子也　一本同、按ニ且ハ乃字ノ誤ナルヘシ、

三行　言泉浪漏　一本浪涌トアリ、漏ハ誤ナリ、

三丁面九行　年十五歳　四字又一本分注、

四丁面二行　無疾奄逝　又一本ニハ無疢トアリ、

五行　法花三昧堂　［〇花ヲ］一本華ニ作ル、

八行　此外無レ餘時詣ニ於師一　餘字句スヘシ、訓點誤レリ、

四丁背四行　夏比　コノ上一本同年ノ二字アリ、

五丁面四行　盡音樂之妙曲　二本音字ヲ脫ス、古事談ニヨリテ舞字ヲ補フヘシ、音ハ妄塡ナルヘシ、

五丁背十行　或供香華　二本花ニ作ル、

六丁背四行　將門忿ニ行合戰章云ニ　行字句スヘシ、訓點誤レリ、

八行　石井鄉南亭　將門記ニハ亭南トアリ、、

七丁面五行　顧身多恥　二本省身トアリ、將門記、古事談モ同シケレハ顧ハ偶誤リシナリ、

八丁面三行　空遇殄滅之誅　一本族滅之殃トアリ、下ニ天誅トアレハ、コ、ハ殃字勝レルニ似タリ、

八行　懃功　勳ノ誤ナリ、

八丁背一行　同月　二本又同正月トアリ、

七行　廿四日　上ニ二本又同正月トアリ、

九丁面四行　新ヲ請將門調伏之由ニ　新請ノ字由マテニ管到セリ、訓點アヤマレリ、

十丁面三行　万九千人兵　一本兵ヲ軍ニ作ル、

四行　迷三兵手遁身四方　一本三兵ノ上ニ手字アリ、古事談モ同シ、按ニ迷手三兵ニ作ルヘシ、下ノ手字削ヘシ、將門記ニ迷三兵之手散於四方之野トアリ、又按ニ將門記下句於字アレハ、上句モ乎ノ字アリテ迷乎三兵之手トアリシカ、乎字ヲ手字ニ誤リシ本ヲ見タリシニモアルヘシ、

十行　合戰章云　以下十二字一本分注、古事談モ同シ、

十丁背一行　射殺者　一本射上ニ被字アリ、古事談、編年記等ニモアレハ、此ハ脱シタルナリ、

二行　平楯　一本手楯トアリ、和名抄ニ歩楯和名天多天トアル物ナルヘシ、

三行　同月　一本同二月トアリ、

六行　千手陁羅尼　下ニ一本呪字アリ、

十一丁面三行　年廿二　二本廿一トアリ、

六行　恒時　一本恒照トアリ、

十一丁背六行　誅殺之由　一本由字脱ス、又一本ニハ缺タリ、

十二丁背四行　獲子高　二本又一本ニモ被獲也トアリ、

十二丁背六行　放純友　二本於トアリ、古事談同ケレハ放ハ誤ナルヘシ、

九行　軍破　二本敗トアリ、古事談同、此ハ偶誤シナラン、

十三丁面二行　右近衞少將　二本左トアリ、古事談同シ、

六行　伊豫國　二本伊与トアリ、古事談同、十四丁一行ノモ二本尼与トアリ、

九行　令繫賊　二本擊トアリ、古事談同、

十行　防陸地　二本路トアリ、古事談モ同シ、

十三丁背二行　更所儲　〔〇更ヲ〕二本吏トアリ、

八行　就摛殺　一本擒トアリ、摛ハ誤ナリ、十四丁一行ナルモ同シ、

十四丁面五行　同月　二本同八月トアリ、

十四丁背十行　八月二日　二本一日トアリ、梅城錄ニ引タルモ同シケレハ、二日トアルハ誤ナリ、

十五丁面二行　□負荷ニ佛經ニ　二本缺字ヲ擔トアリ、

九行　相導　二本道、

十行　岩上　二本巖、

十五丁背三行　座其座　一本上ノ座ヲ坐ニ作ル、

十六丁背四行　呼ヲレ我字ヲスニ日本云ミ　我字ニテ逗メ讀ヘシ、

十七丁面六行　火雷天氣毒王　一本大氣ニ作ル、梅城錄ニ引タルニハ火氣トアリ、十八丁面三行ノモ並ニ同シ、

十七丁背一行　莫解怠　〔○解ヲ〕一本懈、

同行　佛子曰　一本言、

十八丁面一行　不能遮　一本下ニ一缺字アリ、

十八丁背三行　註記　一本注、

十行　怨心之根元　一本根本、

十九丁面一行　管臣　一本菅、

九行　年六十三　一本分注、

十行　天慶五年　二本天慶ノ二字ナシ、

二十丁背一行　年四十五關白忠平之一男也　二本分注、

二十一丁面九行　四月十三日　一本コノ下一云十九日ノ五字ヲ分注ス、傍注ナシ、

二十二丁面六行　天暦三年　二本同三年トアリ、

二十三丁面六行　時年五十　二本分注

九行　天暦五年　二本同五年、

十行　天暦六年　二本天暦二字ナシ、

二十三丁背八行　勘$_{テ}$申注進$_{ス}$　コノ四字夾名ノ字マテヲ管ス、

十行　詔於雲林院　二本詔ヲ勅トアリ、山城名勝志ニ引タルモ同シ、此偶誤シナルヘシ、

二十四丁面九行　魚綱雖舊　〔〇綱ヲ〕二本納ニ作ル、綱字ノ譌ナリ、文粹ニハ綱トアリ、正字ナリ、据テ改ムヘシ、

二十四丁背五行　天曆八年　二本年号ニ字ナシ、

二十五丁面三行　被修法事□□　二本缺ナシ、コヽニ願文ナトアルヘシトオモヒテ缺字ニナセシナルヘシ、サレ圧カヽル所ニサアラヌ所モアレハコヽモ缺タルニハアラシ、

六行　營孝恩於万機之先　二本孝思、

二十五丁背四行　天曆比　二本上ニ又字アリ、

二十六丁面七行　金字法華經　法ノ上ニ二本妙字アリ、

十行　天龍之倫　二本天親トアリ、龍樹之輩ト對シタレハ天龍ハ誤ナリ、

廿六丁背五行　四衆龍象　二本四宗トアリ、衆ハ誤ナリ、

七行　蘭苦苾蒭　二本若トアリ、苦ハ誤、

△十七丁面一行　分施諸僧　二本請僧トアリ、諸ハ誤、

九行　比良宮仁之天　二本之ヲしトアリ、此下假字二本多クハ片假字ナリ、託宣記モ同シ、此眞假字ニシタルハサル異本アリシヤ、按者ノ意改ニハアラサルニヤ、今煩シケレハ按セス、

十行　七歳那留　一本那留ノ二字缺、

二十七丁背一行　我加　二本加字ナシ、

像加タチヲ　二本タチヲノ三字ナシ、加ハヲノ誤カ、

作メルヲ　二本タルヲ、

九行　云フ　二本ソ。トアリ、

二十八丁面一行　至レ所毎　至ル所毎尓ト讀ヘシ、乙讀シタルハ非ナリ、

七行　宣　二本コノ下ニ小字ハノ字アリ、託宣記ニモアレハ、此ハ偶脱セシナルヘシ、

二十八丁背一行　見礼八　一本禮字ナシ、託宣記同、

三行　當世仁　一本當生ニトアリ、託宣記同、

二十九丁面六行　加茂　一本賀、

七行　津良幾　一本心良キ、

二十九丁背二行　亱有於八端乃　一本亱有ヲハ端乃トアリ、

三十丁面六行　禪喜　山城名勝志ニ引タルニハ禪吾トアリ、

裡書　一本尼ニナシ、

卷廿六

一丁面四行　天曆十一年　一本天曆ノ二字ナシ、

五行　十一月　一本上ニ同字アリ、

六行　年七十二　一本分注、

七行　天德二年　一本天德ノ二字ナシ、

八行　右大臣師輔之女也　二本分注、

九行　天德三年　一本天德ノ二字ナシ、

一丁背十行　左金山吹花枝　一本金ノ上ニ作字アリ、

二丁面三行　彈筝　箏ノ誤ナリ、

三丁面三行　尤可異　一本異上ニ爲字アリ、

三丁背八行　大藏好古朝臣　一本大貳トアリ、藏ハ誤ナリ、

四丁背四行　鎰櫃　一本下ニ事字アリ、上文ニ救火事トアレハコヽモ事字ナキハ脱シタルナリ、

六行　乍乘輦　一本輦トアリ、上ニ乘腰輿トアリ、即ソノヿヲイヘルナレハ輦トアルハ誤ナリ、下ニモ促輿トアリ、

八行　須移御職曹司　コノ下一本仍促輿向職曹司ノ七字アリ、此脱、

五丁面二行　神靈鏡　濫觴抄靈字ナシ、下文八行同、編年記ニモナシ、

二行　契印　濫觴抄ニ印ノ下ニ鎰字アリ、但編年記ニハナシ、

四行　无レ過ニ於是斯ニ云々　一本是字ナシ、斯字上句ニ屬ス、

九行　大刀契等　濫觴抄契ノ下ニ印字アリ、但編年記ニハナシ、

五丁背一行　來參云　一本奏トアリ、濫觴抄、編年記ニモ奏トアレハ參ハ誤ナリ、

罷ニ到溫明殿所ニ求見レハ　罷到所字マテヲ管セリ、所トハ燒ケタル蹟ヲ云ナリ、

二行　圓規并帶　帶ハ蔕ノ誤ナルニヤ、鏡鼻ヲ云ナルヘシ、然レ𪜈濫觴抄、編年記𪜈ニ帶トアレハ今遽ニ改メカタシ、

六丁面六行　近日人ゝ曰　一本云、

七行　朝忠朝臣　一本朝臣ノ二字ナシ、

九行　見鬼大遍滿京城　一本鬼火トアリ、

六丁背七行　天德五年　一本天德ノ二字ナシ、

七丁面一行　三十一字　一本卅トアリ、梅城錄モ同シ、

三行　十八日　上ニ一本同二月トアリ、

七丁背九行　文章生二十人　一本廿トアリ、濫觴抄モ同、

八丁面一行　雅規　濫觴抄雅親トアリ、

今茂　一本令トアリ、濫觴抄同シ、今ハ誤ナリ、

八丁背五行　修軍宅利法　一本宅ヲ陀トアリ、

九行　於興福寺　下ニ一本金堂ノ二字アリ、

九丁面九行　躬留類人　古事談ニ射留トアリ、

九丁背五行　待平復時　一本平損トアリ、

六行　使官人等　使去聲ニ讀ヘシ、使トハ檢非違使ヲ云ナリ、

七行　同親王家　一本家ノ下ニ內字アリ、古事談ニモアレハ、此偶脫タルナリ、戊子同親王ヲ古事談ニ成子內親王トアリ、成子內親王ハ宇多帝ノ皇女ナレ圧、下文ニ依不進男忽科親王罪トアレハ同親王トハ中務親王ヲサシテ云ナリ、古事談ハ誤ナリ、

七行　中云　コノ上古事談ニハ近輔ノ二字アリ、

九行　忽科親王家　一本家ヲ罪トアリ、古事談同シケレハ家ハ誤ナリ、

十丁背四行　錢弘　一本下ニ假字アリ、

揩本　一本摺本トアリ、按ニ摺字スルト訓スルヿ見エス、揩字正シ、サレ㡯古書ミナ摺字ヲ用テ揩字ヲ用ルモノアルヿナシ、下文十一背四行揩モ一本ニハ摺トアリ、卷廿七十六背ニモ摺本一切經論アリ、

八行　涙零涕泫　一本迸トアリ、泫ハ誤ナリ、

十一丁面三行　及ニ九年比ニ一　及字比字マテ管到ス、」訓點アヤマレリ、

四行　蝥食　蝥ノ譌ナリ、一本蝥トアリ、

十一丁背三行　隨喜歎云　一本歎ノ上ニ感字アリ、」此脫セシナラン、

重病忽差　一本差ヲ瘥トアリ、

十二丁背一行　壬戌　コノ下ニ一本四月ノ二字アリ、

蓑尾山　一本箕トアリ、

二行　法華三昧宗相對抄　一本昧字ナシ、廿七卷十二丁背、集法華釋文具載三宗トモ、又十三丁面ニ撰集法華三宗相對釋文トモアレハ、昧字ハ衍文ナリ、

六行　三十三卷　一本卅トアリ、

九行　歸宅已畢　一本訖、

十三丁面五行　自征佛工之所　〔○征ハ〕一本往、

十四丁面二行　八十五　上一本年字アリ、

九行　三七日　下一本間字アリ、

十四丁背二行　佛御手　一本御字ナシ、

四行　十五日　上ニ一本同月ノ二字アリ、

六行　經中一勺　句ノ譌ナリ、

七行　新林　文粹印本ニ觀林トアルハ誤ナリ、文粹一本ニ親林トアリ、江吏部集ニモ親林寺トアレハ、新ハ誤ナルニヤ、

八行　四月十五日　一本廿九日トアリ、

九行　年三十五　一本分注、

十五丁面一行　八十一　一本上ニ年字アリ、

二行　年七十四　一本分注、

十五丁背六行　爲沈痾　一本沈上新字アリ、

十六丁面二行　不側量　一本不可測量トアリ、此誤脱、

七行 康保三年 一本康保ノ二字ナシ、

十七丁背七行 三十一字 一本卅、

十行 □皇御願 缺文ハ先字ナルヘシ、

十行 頗□相合 一本缺文ヲ不ニ作ル、

十八丁面三行 其後 一本此後、

移虚空藏峯 一本移下ニ建字アリ、

十行 康保四年 一本康保二字ナシ、

十行 廿九日 一本上ニ同字アリ、

十八丁背二行 廿五日 一本コノ上ニモ同字アリ、

七行　楫穂郡　揖ノ譌ナリ、

十九丁面八行　門弟子　一本子字ナシ、

十九丁背六行　自鑿劔鼓　一本劔字ナシ、

二十丁面三行　于時年　以下十一字一本分注、

四行　四日　上一本同字アリ、

五行　年十八也　一本時十八トアリテ分注ニス、也字ナシ、

九日　上一本同字アリ、

七行　年十八歳　一本歳字ナシ、三字分注、

八行　年六十八　一本分注、下九行ノ年五十四、一十有ノ年四十八モ同シ、

二十丁背四行　送百味美服　下ニ一本供養而數月ノ五字アリ、

二十一丁面五行　年五十六　一本分注、

六行　藤原良時　一本善時トアリ、編年記同シ、

八行　猶早役ス二左遷ヲ一　一本同、按ニ役ハ促字ノ誤ナルヘシ、

二十一丁背三行　配連前　一本前字ナシ、上文一行ノ前字ハ下ノ相摸權介ニ屬ス、コヽハ衍文ナリ、

四行　大納言　上ニ一本同日トアリ、

六行　八月　上一本同字アリ、

戊子　一本己丑トアリ、長曆ニテ推セハ戊子ナリ、

二十歲　一本廿、

卷廿七

一丁面四行 十三日 コノ三字一本无、

十行 年八十 一本分注、下ノ年四十七、マタ一丁背二行年七十一、六行年四十八、七行年十四歳皆同シ、

二丁面九行 天延二年甲戌 一本天延ノ二字、マタ甲戌ノ二字ナシ、

二丁背六行 天延三年 コヽモ一本天延ノ二字ナシ、

三丁面九行 五月 上ニ一本同年ノ二字アリ、

三丁背十行 貞元二年 一本貞元ノ二字ナシ、四丁面四行モ同シ、

四丁面四行 一云 以下九字一本本文、

四丁背三行 天元二年 一本天元二字ナシ、五丁背四行、九丁背二行ナルモ同シ、

五丁背六行 遷御四條後院 山城名勝志ニ引タルニハ上ニ自官廳ノ三字アリ、

六丁面三行 從僧 一本供僧ニ作ル、

六丁背三行 綸旨 一本文綸旨稱ノ四字ニ作ル、

七丁背二行 脩然 一本下ニ牒得脩然ノ四字アリ、衍文ナルニヤ讀カタシ、

八丁面二行 盜賊 一本族トアリ、九丁面九行同、

六行 鷹鶻 〔○少ハ〕一本鷂、

八丁背六行 穿少池 〔○那ハ〕一本小、

七行 小船 一本舟、

九丁面二行 永歸佛那 一本陁、

九行　不得窺　一本不可窺トアリ、文粹同、

九丁背五行　永觀二年　一本永觀二字ナシ、

十一丁背二行　爲我無益而　一本而字ナシ、下ノ南字形似テ衍セシナルヘシ、

十三丁面九行　致誠請雨而　コヽモ一本而字ナシ、雨字ニ似テ衍セシニヤ、

十四丁面三行　廿二日　山城名勝志引テ廿九日丁酉トアリ、長曆ニ依レハ是月壬午朔ニテ丁酉ハ十六日ナリ、誤ナルヘシ、

十四丁背二行　先陵先妣　一本陵ヲ考トアリ、

十五丁背三行　一條天皇上　梅城錄ニ此ヲ引テ人王六十六代一條天皇、諱懷仁、圓融天皇太子、寛和二年丙戌生、年七歲受禪、六月卽位於大極殿トアリ、

六行　年六十三　一本分注、下文八行年三十歲、一本卅年九行三十六歲、一本卅十六丁面二行年十一皆同シ、

十六丁面九行　寛和三年　一本寛和ノ二字ナシ、

十六丁背七行 繪像持來 名勝志引タルニハコノ下ニ白山崎津賫來蓮臺寺ノ九字アリ、

十七丁背一行 御幸南京 一本御行トアリ、

二行 大宗國 宋ノ譌ナリ、一本ニハ宋トアリ、

三行 加レ制下レ止云々事上 加制止ノ三字事マテ管到ス、

十八丁面二行 賜レ賀ニ云々算ヲ一 賜賀ノ二字、算字マテ管到ス、

八行 阿ミ弥陁 一本阿ヲ安トアリ、名勝志ニ引タルモ同シ、安ノ字四攝樂マテ管ス、

十八丁背三行 實因 濫觴抄ニ圓トアリ、

五行 廿七日 上ニ一本十月ノ二字アリ、

九行 鎌倉 一本藏、

十九丁面十行　二年庚寅　一本庚寅ノ二字ナシ、

十九丁背四行　一百口　濫觴抄一百餘口トアリ、卅二相モ三十二相トアリ、

九行　由去年大風　一本由ヲ依トアリ、

十行　同年　一本正曆元年トアリ、

二十丁面一行　正曆二年　一本正曆ノ二字ナシ、廿二丁背五行、廿三丁面六行皆同シ、

二十丁背四行　殊有思宜爲從二位　一本宜ヲ宣ニ作ル、上句ニ屬スヘシ、

五行　同月　一本同七月トアリ、

九行　法名　一本同、按ニコノ下缺文アルヘシ、

二十一丁面四行　詫宣　託ノ譌ナリ、一本託トアリ、

二十二丁面五行 千手院 濫觴抄千光院トアリ、八行ナルモ同シ、

二十二丁背一行 溢延 濫觴抄堪延トアリ、

七行 毗盧舎那佛像一体 一本一軀トアリ、名勝志同、

二十三丁面三行 斯乃先公 一本廻ニ作ル、名勝志同、

十行 年廿二 一本分注、廿三丁背一行年十七同シ、

二十四丁面二行 龍顔逆鱗之残 一本領トアリ、

九行 長德四年 一本長德ノ二字ナシ、廿四丁背四行同、

廿四丁背七行 十一月朔日 一本一日、

九行 年五十 名勝志ニ八年五十五トアリ、

廿五丁面七行　長保三年　一本長保ノ二字无、

廿五丁背六行　鳥戸野　一本鳥邊野、

廿六丁背四行　多武岑　一本峯、

廿八丁面五行　大納言上座　濫觴抄座上トアリ、

廿八丁背一行　封事　一本下ニ也字アリ、

二行　三年丙午　一本干支二字ナシ、

卷廿八

一丁面八行　□又締當來　一本缺文ヲ互トアリ、

一丁背八行　文殊師利　二本文殊トアリ、名勝志同、

二丁背三行　所々名寺　一本名區トアリ、又一本名字トアルハ誤ナルヘシ、

三丁背九行　歽雨之瑞也　太子傳ノ裏書ニ引テ瑞下ニ花字アリ、

四丁面一行　霜鏡之聲　一本鏑トアリ、鏡ハ誤ナリ、霜鐘ノヿハ山海經ニ見ル、

四行　雨仙。處　「○仙ノ下ニ」一本之字アリ、

九行　二十一日　二本廿一日トアリ、四丁背二行二十二日モ廿二日トアリ、

四丁背六行　屬講師　一本爲、

七行　智證之門徒　二本門跡、

五丁背三行　請暇入京　又一本假、

四行　龝　一本龜トアリ、又一本ハ本ノ如シ、謌ナルヘシ、

五行　煖佳酒〔〇佳ハ〕二本桂、ー

六丁面八行　法成寺〔〇成ハ〕二本性、

九行　勅命　二本敎命、勅ハ誤ナリ、

六丁背二行　六十餘　編年記下ニ字字アリ、

七丁面四行　或移十方之淨土　二本或ヲ成トアリ、或ハ誤ナリ、

七丁背二行　自夏　以下九字二本分注、ー疱瘡下ニ之字アリ、

三行　年□□　二本分注、ー八丁背五行年卅四同シ、

四行　落華簪　二本華ヲ之トアリ、

八丁面二行　親慶　編年記觀慶トアリ、

九丁面二行　六十二　二本上ニ年字アリ、一又一本下ニ戈字アリ、

二行　行成薨　二本コノ下ニ小字年字アリ、

三行　萬壽五年　一本萬壽ノ二字ナシ、

十丁面二行　龍樹菩薩像等　二本等像、

五行　儀式御齋會　一本御上ニ一ノ缺字アリ、編年記ニ据レハ准字ナリ、彼ニ据テ補フベシ、

十行　美濃國　〔○濃ハ〕二本乃、

十丁背六行　詫宣　〔○詫ハ〕一本託、

十一丁面五行　獻白鳥　二本白鴈トアリ、

十一丁背三行　寶殿前木　二本樹、

十二丁面七行　未着馱因八　二本鈦、｜馱ハ誤ナリ、

十三丁面三行　長元十年　二本長元ノ二字ナシ、

六行　皇太后宮　二本宮字ナシ、

十四丁面八行　長曆三年　一本同三年トアリ、又一本ニハ長曆二字无、タ、三年トノミアリ、

十四丁背四行　下獄考訊　〔○考ハ〕一本栲、

十五丁面四行　神祇大輔　二本副、｜輔ハ誤ナリ、

十五丁背二行　年廿四也　二本分注、

十六丁面五行　妙法蓮華經　〔○華ハ〕二本花、

十六丁背四行　長久二年　一本長久ノ二字ナシ、

四行　年七十六　名蹟志引分注、

八行　廿一日　上ニ一本ニ一月トアリ、

十七丁面七行　陷沒吉野河　續年記下ニ卒字アリ、

十七丁背八行　始入內裡　一本始入大內、

十八丁面八行　春宮　一本寄宮、

十八丁背九行　自正月始　一本初、

巻廿九

二丁面五行　悠記　一本紀、

二丁背四行　藤原朝臣敎忠　一本朝臣ノ二字ナシ、下文六行ノモ同シ、

十行　諸僧　一本請、ー編年記同、ー諸ハ誤ナリ、

三丁面二行　引頭八人　一本二人、

九行　徧從朝□　一本缺ヲ章ニ作ル、

三丁背三行　令帶三事　〔○令ハ〕一本今、

四丁面一行　日蝕之　一本之字ナシ、

十行　同月　一本十二月、

四丁背二行　僧侶等　一本侶字ナシ、

四行　永承五年　一本永承ノ二字ナシ、

五丁面十行　廿一日　一本廿二日、

五丁背八行 有菖蒲合事 濫觴抄蒲下根字アリ、

十行 家継 一本經、

六丁面七行 屈請千僧 一本䏠トアリ、|編年記同シ、

八行 自去冬 一本去ノ下ニ年字アリ、|編年記ニハ自六年冬トアリ、

七丁面八行 佛莊嚴 一本佛下ニ像字アリ、

八丁面一行 車駕遷行 一本幸、

八丁背九行 各一體 一本軀、|名勝志引同、

十行 光朝之素懐 一本先、|名勝志同、|光ハ誤ナリ、

九丁背八行 安倍頼時之□ 一本缺ナシ、

十丁面五行　風雲甚勵　一本厲、

十丁背七行　使擇曜宿　〔○使八〕一本便、

十一丁面八行　十齊堂　一本齋、―十一丁背四行齊玉同、

十一丁背三行　去廿三日　一本廿上二月ノ二字アリ、

九行　宸筆宣命　〔○宸八〕一本神、

十三丁面四行　同月　一本同七月、

十行　三條亭　名勝志引上ニ白左大臣ノ四字アリ、

十三丁背二行　白河別業　一本川、濫觴抄同、

十四丁面二行　其詞云　一本冒、

十四丁背三行　日食之　一本蝕、之字ナシ、

十六丁面九行　彼此合戰　〔○是ハ〕一本是、

十行　不知其數　一本員、

十七丁背三行　將ヲ到將軍之前ニ　乙讀セシハ非ナリ、

五行　合戰之隙　一本際、｜隙ハ誤ナリ、

十八丁面五行　件檐夫　一本件ヲ荷ニ作、｜檐ハ擔ノ誤、

十八丁背三行　丙戌酉剋地震　一本酉戌兩剋又震トアリ、｜桉ニ是月癸酉ノ朔、卅日ハ壬寅ナリ、丙戌ハ十四日ナリ、此ミナ誤ナリ、

六行　撥池後山陵　〔○撥ハ〕一本發、

掠奪寶物　一本奪ヲ其ニ作ル、

十九丁面四行　土佐　一本左、

八行　觀世音　一本世字ナシ、

十行　妙法華經　〔〇法ノ下〕一本蓮字アリ、

十九丁背九行　使放遣伊豫國　〔〇使ハ〕一本便、

廿丁背二行　並譜弟　〔〇並ハ〕一本并、

廿一丁面二行　奉幣　上ニ一本有字アリ、

廿一丁背二行　申刻日蝕　一本月、｜日ハ誤ナリ、

廿二丁面一行　講延　一本筵、

詳演　一本宣、

三行　第二門者　一本間、━　門ハ誤、

三行　白日　一本上ニ表字アリ、

七行　千歳一偶　一本遇、━　偶ハ誤、

九行　全堂　一本金、━　全ハ誤、

廿二丁背三行　具平親王女也　〔〇王ノ下〕一本之字アリ、

九行　奉移尊像　一本像ヲ廟トアリ、名勝志ニ引タルモ同シ、編年記ニモ廟トアリ、像ハ誤ナリ、

廿三丁面三行　四條　名勝志ニ引タルニハ下ニ坊字アリ、

六行　降大雹之巽　〔〇雹ノ下〕一本之巽二字ナシ、

廿三丁背四行　觀音寺　一本世字アリ、

廿四丁面十行　卅手觀世音　一本卅手觀音、

廿四丁背四行　十六日　一本上ニ同八月トアリ、

九行　又一尻有　一本一尻下ニ一尾ノ二字アリ、——有ヲ在ニ作ル、

廿五丁面十行　薫修○間　一本之字アリ、

廿六丁背六行　百卅躰　一本卅ノ下ニ五ノ字アリ、

二十八丁背四行　愛智郡　〔○智八〕一本知、

二十九丁面一行　殊驚叡衷　一本裏、

八行　月並祭　〔○並八〕一本次、

二十九丁背六行　斫々之㔟食　一本之字ナシ、

三十一丁背一行　鉇絲之圓用　一本國用、

三十三丁面一行　東大寺□鐘　一本缺字ナシ、

五行　感心院　〔○心ハ〕一本神、——名勝志引同、——此偶誤、

三十四丁背二行　其大如罍器　一本罍字ナシ、

三十五丁面十行　廿九日　一本上ニ十月トアリ、

三十五丁背十行　鐵百廷　一本挻、

三十六丁面一行　廿六日　一本上ニ同月トアリ、

三十七丁面六行　宸旦國　一本震、——宸ハ誤、

三十七丁背七行　定多誤也　〔○誤ハ〕一本謬、

三十八丁面三行　一日乙亥　一本干支二字ナシ、――下四行丙子、五行辛巳同シ、

四行　准三后　一本宮、

八行　三十九　一本卅九、

一本是卷ノ末ニ永祿元十一月廿五夜了トアリ、

卷卅

一丁面四行　年二十歲　一本廿トアリテ、此三字分注ニス、

一丁背二行　靑宮　一本春、

二丁面五行　所告其祟利　一本利字ナシ、――按ニ所告ノ二字上句ニ屬スヘシ、

二丁背四行　永置阿闍梨計里　一本「〇理ヲ」利、

七行　永赴日域計梨　一本赴ヲ託ニ作リ、梨ヲ利トアリ、下文九行ノモ同シ、

十行　古止波　一本「〇古ヲ」已、

三丁面五行　給反止　一本「〇反ヲ」へ、

恐美恐美毛　上ノ美ヲ一本見トアリ、

六行　卅日　一本上ニ同月トアリ、

三丁背一行　七日庚戌　一本庚戌ノ二字ナシ、

二行　葬於神樂岳東原　山城名勝志ニ引タルニハ葬ノ上ニ火字アリ、東ヲ南ニ作リ、原ノ下ニ安御骨於禪林寺ノ七字アリ、

四丁面五行　丙子　一本戌トアリ、――長暦ニ据テ推セハ子ハ誤ナリ、

五行　藤原賢子　一本コノ下ニ一云麗子ト分注アリ、

六行　右大臣　一本左大臣、按ニ師實公、コレヨリ前治暦五年左大臣ニ轉シタマヒシ由、公卿補任ニ見エタレハ右トアルハ誤ナリ、

四丁背四行　廿六日　一本下ニ己丑ノ二字アリ、

十行　二十口　一本廿、

五丁面三行　八月朔庚寅　一本庚寅ノ二字ナシ、下文ノ庚子モ无シ、

五丁背一行　三十四　一本卅、——六丁背八行同、廿丁面九行同、

六丁面九行　戊子　一本ナシ、——六丁背三行己酉、四行己卯、九行癸未、七丁面三行乙酉、ミナ無シ、

六丁背十行　上自一人　一本コノ下ニ三公ノ二字アリ、

七丁背一行　六天像一躰　〔〇像ノ下〕一本各字アリ、——名勝志引同、

八丁面六行　瓦文不朽　一本未、

八丁背三行　承暦二年　一本年号二字ナシ、

四行　廿七日　一本上ニ同正月トアリ、

九丁背五行　不ソレ待ニ處分ヲ各チ以テ歸レ洛之過罪也　過罪ノ字不待マテヲ受タリ、訓點誤ナリ、

十丁背一行　二十歲　一本廿、

五行　致識新願　一本新誓、

十一丁面二行　下松　一本下坂、

五行　廿八日　一本上ニ同月トアリ、

五行　東南西　一本東西南、

十二丁面十行　閏八月卅日　一本廿、

十三丁面四行　其像荷負　一本負像、

七行　彼岑　一本峯、

十三丁背一行　踏歌之□　一本之ヲ也ニ作、——缺字ナシ、

八行　來向於三井寺　一本東向、——來ハ誤ナルヘシ、

九行　且率數千隨兵　一本亦、——且ハ誤ナルヘシ、

十四丁面三行　不孝之輩　〔○並八〕一本不覺、——學ハ誤、

十行　並史生等　一本并、——十五丁面六行ナルモ同シ、——廿二丁面一行同シ、

十五丁面三行　年十一　一本分注、

九行　二十歲　一本廿、——十五丁背四行同、——十六丁背十行同、——十七丁背三行同、廿七丁背八行同、

十五丁背一行　不知其數　一本員、

十六丁面四行　内裡曉亡　〔○曉八〕一本燒、——編年記同、——此偶誤、

十七丁面六行　永保四年　一本同四年、

十七丁背九行　四月廿三日　一本廿七日、

十八丁面四行　皇太子　名勝志ニ引テ皇太弟トアリ、

八行　立者　〔○立八〕一本竪、

十行　周公旦。胤子　〔○旦ノ下〕一本之字アリ、濫觴抄同シ——ウヘ對句ニアレハ脫タルヿ疑ナシ、

十八丁背八行　十二月　一本上ニ同字アリ、

十行　入礼　一本下ニ矣字アリ、

十九丁面一行　十三日戊申　一本十九日トアリ、按ニ長暦ニ据ニ是月庚寅朔ナレハ十九日戊申ナリ、

二十丁面十行　今上皇帝　一本今上天皇トアリ、

二十丁背八行　左近中將　一本左ヲ右トアリ、

二十一丁背九行　銀水角　一本角ヲ箭ニ作ル、

二十二丁面七行　差仙厨　一本羞トアリ、――差ハ偶誤、

二十三丁面一行　隆景朝臣　一本隆宗、

七行　大部保成　一本丈部、

催度　一本渡、

十行　出御　句、

扲ヌニ葛上郡火打崎ヲ 一本於ヲ指ニ作ル、扲ハ誤、

二十四丁面五行 滋氣 濕字ノ譌ナリ、

二十四丁背七行 人々有本院諷誦 一本又有本院云々トアリ、人々ハ誤ナルヘシ、

二十五丁面十行 重加莊麗 一本壯、——莊ハ誤、

二十七丁背六行 爲關白 一本上ニ詔字アリ、

二十八丁面九行 講堂中尊。 一本下ニ光字アリ、

三十丁背七行 各三人 一本三十人、イツレモ脫タルナリ、

三十二丁面三行 異恠千變 一本靈恠トアリ、上句ニ神異万數トアレハ異恠ハ誤ナルヘシ、

扶桑略記

神武天皇　人代最初　治天下七十六年　庚午生　皇子四人　一人即位

神世第七帝王之第三子、母海神之女玉依姫也、一云生母早入海玉依姫者養母云々、父神天皇之代甲申歳生、年十五立皇太子、又自神代有三鏡、一鏡在伊勢大神宮、一鏡在紀伊國日前社、一鏡在內裏內侍所、

戊午歳九月始祭諸神云々、天皇始置祭主云々、

卅一年辛卯四月、天皇巡幸望於地勢始有秋津嶋名、此比天竺迦多演尼子造發智論云々、

卅二年壬刀正月甲寅日、立皇太子、綏靖天皇是也、五十七年相當周定王三年、

九月十四日子時老子生歲□、迦葉并彼稱老子、

七十六年丙子三月甲辰、天皇百二十七崩、王位三年空過

綏靖天皇第二代 王子 治卅二年即位

神武天皇第三子、母事代主神之女五十鈴姫也、

卅二年辛亥相當周靈王廿二年、十一月庚子日孔子生、歳其時子歳四十三欤、孔子者闕

童井興、

此比、健駄羅國有王、名迦色迦集、五百羅漢造毗婆沙論、件王有勢鐵輸王也、

西域記一云、

八十四崩云々、

安寧天皇第三代 皇子四人 治卅八年 一人即位

綏靖天皇太子、母皇太后五十鈴依姫也、

懿德天皇四代 一人即位 治卅四年 具不注 皇子二人

孝照天皇五代 皇子二人、 治八十三年 一人即位

懿德天皇太子、母皇太后天豐津媛也、

孝安天皇六代 治一百二年 皇子一人 即位

孝靈天皇七代 治七十六年 皇子男四人 女二人 一人即位

孝安天皇太子、母皇后姉押姬也、

卅六年丙午正月立皇太子、年十九、孝元天皇是也、

孝元天皇八代 治五十七年 王子男四人 女一人 一人即位

九年丁亥、當漢高祖初即位歲、

開化天皇九代 治六十年 王子男四人 女一人 一人即位

母皇太后欝色謎命也、

此比南天竺國有一比丘、名曰龍樹𦬇、西域記云、—付法藏傳五云、弘法

大師付法記云、

第四祖師号曰龍智𦬇、

感通傳上云　西域記十二云、當此之時東有馬鳴、南有提婆、西有龍猛、北

有童受、四日照世、私云童受者羅什歟

崇神天皇十代 已上十朝廷不置公卿 治六十八年 王子男六人 女五人 一人即位

開化天皇二男、母皇后伊香色姫也、

此比祇洹精舍惡王壞之爲致人場四天王婆竭羅王忿之以大石壓致壞者

熊野本宮此帝御時始之、

垂仁天皇十一代 治九十九年 庚戌戈正月一日生、王子男十二人 女五人 一人即位

崇神天皇三子、母皇后御間城姫也、

此比健馱羅國世親𦬇出生、造論破外道西域記第五可考記之、

廿五年丙辰三月、隨天照大神教始立其祠於伊勢國、始置伊勢齋宮於五十鈴川上側、

卅七年戊辰正月立皇太子、年廿一也、一云八歳立東宮坊、景行天皇是也、

日吉山隱者藥恒所撰本朝法花驗記云、後漢明帝永平十年丁卯佛像教始來漢地、

弘決俗典抄一

相當日本第十一　崇神天皇即位九十六年丁夘之歲也、已上驗記文也、

云、後中書王之撰集也、

景行天皇十二代但所載男十七人　治六十年女七十一人　王子國史云八十子、在相違

垂仁天皇三男、一云五男、母皇后日葉酢媛也、

十三年癸未五月、諸國平民始賜百姓、同年八月壬子日以稚足彥皇子立皇太子、

生年廿四也、成務天皇也、　熊野新宮此時始之、

成務天皇十三代元王子　治六十一年

景行天皇四男、一云、三男、母皇后八坂入媛也、

辛未歲正月五日戊子、生年卅九即位、身長一丈、容貌端正、三年癸丑正月、

以棟梁臣武內宿祢始爲大臣、五十九―九大臣之号此時始之、

卅年庚戌、神功皇后降誕、

此比南天竺國清弁護法二𦬇出世求論利生、

仲哀天皇十四代　治九年 壬子四人　一人即位

日本武尊二男、母垂仁天皇□兩道入姬也、

壬申戈正月十一日庚子、行年四十四即位、容顏端麗、身長一丈、

同年以大伴宿祢武持始任大連、一云、大伴宿祢武 時初補大連、

大連者大臣之号、大連之稱此時始之、

甲子日以妃氣長足姬立皇后、是神功皇后也、

於長門國豐浦津海中得如意珠矣、私云、若有如意珠者、何 日本國不雨一切財寶哉、

神功天皇十五代　治六十九年 壬子一人即位　女帝始之

開化天皇曾孫、仲哀天皇后氣長足姬也、母葛木高 顙媛也、

大正十四年十二月以無窮會所藏本（井上頼圀博士舊藏）寫之。更以同會所藏（井上頼圀博士舊藏）狩谷棭齋翁手校官版扶桑略記、對校之。

田邊勝哉

每條千金

毎條千金

岡本保孝

或人一卷の隨筆を先生の御前に捧げて、よしあしの御定(オンサダ)を乞へるに答へ給へる一卷有り。ひと日披き見るに、まことよくも細かに書かせ給ひしよ。姑息にあらぬ老婆心なるべし。見ながらに寫し置くべきを、此比(コロ)は隙無き比なれば如何がはせん。されどむげに書き留め置かざらんも寶山空手の喩の如くなれば、一つ二つ書きつけ置くなり。多くの中より撰り出でたるにはあらず。此比心に疑ひ有りて先生に問ひ奉らばやと思ふ限りを先づとて物しつるなり。殘れる條條も近きうちに書き加へ置かんとぞ思ふ。天保三年九月六日、子(ネ)一つばかりに筆取りて七日の辰の時に三十五條寫し終へぬ。

標目

一、膽吹（イブキ）、丹治
二、馬某
三、八幡大井
四、粲氏漢語抄
五、唐呉（カラクレ）
六、近江遠江
七、ウツフルヒ
八、裏見瀧
九、九輪草
十、九條東寺
十一、大佛殿
十二、カボチヤ、カナリヤ
十三、山城大和
十四、鵁鶄、（ゴヰサキ）

十五、クニ、（郡）

十六、象（キサ）

十七、王餘魚

十八、堅魚

十九、國府國造

廿、亥（ヰ）、（ヰノシシ）

廿一、きりぎりす（こほろぎ、はたおり）松虫、鈴虫

廿二、白田

廿三、鄕里

廿四、すがかき

廿五、浮線綾

廿六、守宮、（ヰモリ、ヤモリ、トカゲ）

廿七、嵯峨釋奠

廿八、いわし

廿九、黄鳥

毎條千金

卅、三幅對

卅一、かすていら

卅二、曼珠沙花、（曼陀羅華）

卅三、何年ぼだい

卅四、やつがれ

卅五、さいの神

通計三十五條　每條全文のみはあらず。節略も有り。

毎條千金

一、伊福吉を膽吹とし、多堺比を丹治にせしは、諸國郡郷の名を二字になされしより後の事ならん。國郡の名を二字に定められしは延喜式に見えたり。此定いづれの御時なりしか、紀には見えざれども、續日本紀以下には一字三字の國郡の名をさをさ見えたれば、（大倭國を大養德とせられしは尋常の三字とは同じからじ）令を定められし程にや有るべき。伊福吉を膽吹としたること紀に見えず、何に由りて斯くは記し給ひしや、おぼつかなし。（今世に膽吹と言ふ苗字の人有りて、氏は伊福吉部なりしを、後に改めたりなど云ふ事あらんは取るに足らず。）又多堺比を丹治とせしとは、天長九年に多治比眞人貞成等、多治比の三字を改めて丹堺の二字とせん事を請ひしを謬れるなり。（此比は帝の好ませ給ふままに漢學盛なりしかば、多治比の三字にては義をなさざるに由り、改めて丹堺の字に代へたるものなるべし。）その堺の字世に多く用ひざる字にて、殊に字畫も多くて書き難かりしかば、後に丹治とは書き習へるなるべし。（かく改めしは何れの程ならん、未だ考へず。）凡そ地名と姓とは一つに改まるにはあらず。たとへば大倭國を大和と改めしは天平勝寶四年の事なるに、大倭宿禰は天平寶字元年までも大和宿禰とは改めざりしなり。上にも云ひし如く、國郡の名、續日本紀以來は三字一字が無きに、弘仁の姓氏錄に三字一字の姓多きにて、姓は國郡の二字にあづからざるを知るべし。

二、馬蓼（ウマタデ）、馬蘭（バラン）の馬字は大なるを云ふ詞と本草の註にあれど、いやしむ義を含めり。サハラを馬鮫（ウマザメ）と云ふも食料には充つれども鮫の如く刀劍を飾り骨角を治むる用に當らざれば馬の字を冠らせたり。

本草を考ふるに、馬と云ふ字を蒙らせたるもの大なるを云ふは論無し。いやしむ義のものは見えず。又サハラの形鮫（サメ）に似て大ならば馬鮫魚と云ふべけれども、鮫より大なるにもあらず。これに由りて考ふれば、馬駮魚なるべし。（駮は駁の俗字なり）斑文の有るより名付けしならん。後に魚扁（ヘン）に從ひて馬鮫に作り、遂にサメの鮫と混ぜしならん。（凡字扁旁（ヘンバウ）を後に改めて他の字と混ずるもの多し。）

三、八幡大菩薩

貞觀年中、僧行教が神託にて菩薩と申し奉るべしと奏せしを、朝廷に信じ給ひて、それよりは朝廷にても然か申されしより、神名式にも大菩薩とは記されたるなり。

四、桑氏漢語抄

妄人の僞作なり。

五、唐（タウ）をから、呉（ゴ）をくれ

崇神天皇の御時、伽羅（カラ）（任那の內なり）國の人來れり。外國の人皇國に來りし始なり。さるに由り、外國人をば何れも伽羅人（カラビト）と思ひしより、隋唐の人をもカラと云ひしなり。今も婦人小兒など、西洋の人をも唐人（タウジン）と云ふが如し。（他國より秦と云ひ漢と云ひて、後には國名を改めし名を呼ばふ國國も有りと池北偶談にも云へ

り。）また應神天皇の御時、阿知ノ使臣都加ノ使臣を吳國に遣はされしに、高麗までは至りつれども、道の知られざりしかば、高麗王に道しるべすべき者を乞ひつるに、久禮波、久禮志二人を添へて吳國に至らしめしこと紀に見ゆ。さて此二人に由りて吳に至りしかば、吳國を久禮の國とは云ひしなり。

六、近江（チカキアハウミ）遠江（トホキアハウミ）

近江はチカツアフミ、遠江はトホツアフミとこそ云へ、チカキ、トホキと云へること無し。（アハウミを約めてアフミと云ふことは論無し。）古へは唯だアフミとのみ云へり。古事記、日本紀、萬葉集の歌ども皆然り。また遠江に對へてチカツアフミとも云へり。若しチカツアフミを省きてアフミとのみ云ふと思はば誤なり。

七、ウツフルヒ

十六島と云ふ嶋に産する海苔なり。ウツフルヒは方言にして、此海苔、石上に生ずるが故、砂まじれり。故に石より剝ぎ取る毎に打振ひて砂を去る故名付けしと云ふ。

八、裏見瀧

瀧は表よりのみ見る物なるに、日光山には裏の方より見る珍らしき瀧あり。故に之れを裏見の瀧と名づく。

九、九輪草

クリン草は花の一段一段とめぐりつきて、塔の空輪に似たる故にクリン草と云ふなり。日光の九輪坂は此草

多き故に名付けしなるべし。

十、九條の東寺

公廨宅地、神社、佛閣等、或は故地にあらで所更（カ）へたる中に、東寺のみ昔のまゝなるは、都の西南隅にて僻在すれば、その地用無き故に移し更へざるなり。

十一、大佛殿

方廣寺にて山門無し。

十二、かぼちや、かなりや

ともに國名なり。此國より渡り來しもの故に此名を負ふなり。

十三、山城を古へは山背と書けり。（山ノウシロと云ふ義）大和をば山迹と書けり。（山ノアトと云ふ義、アトニスル意なり。）山は生駒山なり。その前後（マヘウシロ）なり。上古には備豐筑肥の如く一國なりけん。此說非なり。先づアトとは今俗の足アトと云ふことにて、古へはシリへと云へり。又今俗に事の前後をアトサキと云ふは古へはサキノチとのみ云へり。然らば山アトと云ひて後邊の義と爲し難し。又生駒山は大和よりは西北にあたれば、山アト（ウシロの意）と云ふべき地勢にもあらず。又ヤマトと云ふ名、もと國の名にあらず。一村の名なるが、一國の名と後になりしなり。大倭神社の有るあたり、古へのヤマトなるべし。此地山後（ヤマアト）など云ふべき地にあらず。別に考あれども、事多ければここに云はず。

十四、鵁鶄（ゴヰサギ）を五位になし給ふこと有り。

倭讀無し。ゴヰサギには當り難し。五位を授けられしと云ふも出所さだかならず。思ふにゴヰサギと云ふ一種の鷺を（ゴヰサギの義未詳）かの五大夫などの事を思ひて附會したるものならん。

十五、國（クニ）は鄙の音より出づ。

垂仁紀に墮國（竹野媛の輿より落ち給ひし處故にオチクニと云ひしなり）と見えたる所を、今に乙訓（オトクニ）と云へば、クニの詞は西土の通路無かりし時よりの詞なり。（垂仁のときは通路無し。）眞淵云、限りある處を云ふ詞にて、今田舍にて垣をクネと云ふ同言なりと云へり。

十六、象、（キサ）

キサは象牙を訓みしなるべし。象牙の本は刻闕ある故、キサと名付けたるならん。

十七、王餘魚

和名抄、王餘魚、和名、加良衣比（カラエヒ）、俗云、加禮比（カレヒ）と有り。（カラエヒの約カレヒなり。）鱏（エヒ）に似て（鱏（エヒ）は邵陽魚、海鷂魚など云ふものにて、種類多し。その内赤えひを佳味とす。眞えひとも云ふ。）其味美なれば、からを冠らせて（カラは美詞なり。から花、から草、からくれなゐの類は是れなり。）からえひと云へるなり。

十八、カツヲは堅魚

毎條千金

景行天皇の西國に行幸し給ひし時、此魚を多く奉りければ、此魚をば如何にして取るぞと問はせ給ひしに、□角に緒をつけて海中に投げ入るれば、それを小魚ぞと心得て呑みて釣り上ぐるなりと（今も安房のあたりにて釣るも斯くの如しと國人語りき）答へ申ししかば、天皇頑愚魚なる哉とのたまひしより、此魚をカタウヲと云ひしこと、高橋の文にありと本朝月令に引けり。（高橋氏文は本系帳の類にて、至つ「てノ字脫カ」古書と見ゆる物なり。）干しては堅けれども、干したる上にて云ふべき名を生きたる魚に名付けんこと如何がなれば、頭魚の說よろしかるべし。

十九、國府、國造

國司を立てられて後、租稅收納運送に便なる所を撰みて國府を立てしものなり。國造は古へ王化諸國に及ばざりし以前、各地を占めて有りしものなれば、本よりその二國三國を占めしも有るべく、今の一國の內に二人三人ありしも有るべし。國造本紀を見て、その有樣を知るべし。國司建ちて後は、國造は郡司を兼ね、又其後郡の事にも預らず、國の神祇の事のみ知るやうになりしなり。

廿、亥

十二支の亥は豬にて、今俗ブタと云ふものなり。亥をヰと訓ぜしは我邦にブタ無かりしかば、誤つて野猪の訓を當てたるなり。（誤にはあれども、野鴨、家鴨同じからず。野狸、家狸同じからざれども類なれば、強ひて誤とも云ひ難し。）ヰは野猪にて家豬にはあらず。ヰノコも野猪の子にて豚にはあらず。ヰノシシとは

その猪の肉(シシ)なり。肉の事を云ひしが轉じて、その獸となりたるなり。ゐのこの野猪なること、日本紀彩媛の歌、證とすべし。

廿一、きりぎりす、こほろぎ、はたおり、鈴虫、松虫、

キリギリスは蟋蟀なり。夏、秋、庭に啼き、冬は家にてキイ、キイ、キイ、キイと鳴くもの（霜夜の狹席など詠める是れなり）にて、京都の俗イトドと云ひ、江戸にてコホロギと云ふ。（古くコホロギと云ひ、中昔よりキリギリスと云ふ說は惡ろし。）さて江戸にてキリギリスと云ふは古へのハタオリなり。古へのコホロギは今も野にてキリギリスと同じく啼きて、コロコロと聞ゆ。西土にて古へ此種類を分けず、皆蟋蟀と云へり。後世はコロコロと鳴くコホロギは油胡盧と云へり。鈴虫、松虫、東都にて云ふは正し。京のは誤なり。鈴虫の聲、朗詠の聲に合したること、源氏に見ゆれば、その比は今の江戸にて云ふと同じ。

廿二、畠

白田の字は抱朴子、晉書、又順の和名抄に引きし續搜神記に出で、延喜典藥式にも白田と二字にしたれば、白田と書かんこと正しきは云ふを待たず。されども類聚國史、延曆大神宮儀式帳、日本靈異記、國造小町壯衰書、延喜式、神名陵名、政事要略、慶保胤池亭記、又眞跡の今世に殘りたるものには、天平廿年弘福寺文書、天平勝寶八年水無瀨地圖、天長元年紀氏賣地解などに見えたれば、一字としたるも古き事なり。

廿三、鄕里

出雲風土記に郷名を古へ里と云ひしを、神龜に郷と改めしと云へり。常陸風土記は神龜以前と見えて郷名をみな何里と有り。然らば、古への里は即ち郷なり。(豐後風土記には郷も有り、里も有り、此書は疑はしければ今取らず。)

廿四、すががき

スガは清字の心なるべし。音のさやかなるを云ふなるべし。

廿五、浮線蝶

今俗浮線蝶と云ふ紋は、浮線綾の紋を云へり。浮線綾はすべて後世に云ふ浮紋の事なれども、古へは浮線綾に此文を織りしは定まりにてぞ有りつらん。(今も浮紋と云ふにさまざまの紋を織りたるを云へども、浮線綾と云へば此紋に限るなり。) その紋、蝶の羽をひろげたる樣なれば、俗に浮線蝶と云へるなり。(銅器に獸耳を附くるもの古きは獸とも見えず、蝶の形に似たり。今俗之れを蝶耳と云ふも同じ心ばえなり。) 伏蝶などと云ふは俗語よりの謬說なり。

廿六、守宮

今俗ヤモリと云ふ。好みて屋壁にある故、守宮と云ふ。我邦にてもヤモリと云ふなり。今草野の間に有るをトカゲと云へど、是れも戸陰(トカゲ)の義にて、ヤモリの古名なるべし。(ヤモリは古名にあらず。) ヰモリは水中に生ずる故に井守(ヰモリ)の義なり。本草綱目に云ふ水蜥蜴、是れなるべし。(中山傳信錄に、蜥蜴生水池中、紅腹有金

光と云へるも、是れなり。）古へは西土にても一つにし、（爾雅に見ゆ）我邦にてもヤモリもヰモリも草野にあるトカゲも共にトカゲとのみ云ひしなり。博物志に守宮の字に由りて宮人の手にその血を塗ると云ふこと始まれり。守宮を宮人を守るとせし物なり。然るに此事をヰモリのしるしと歌に詠みしより、水蜥蜴を宮人を守るとせし説は謬なり。（此虫、昔はトカゲの一名のみ。然れども、水產、陸產同じからざるに由り、ヤモリをも今のトカゲをもトカゲと云ひ、水中に有る物をヰモリとせしならん。又後に今の如くトカゲ、ヤモリ、ヰモリとは分かち呼びしなるべし。）

廿七、嵯峨釋尊

元亨釋書に、張榮と云ふ佛工をして造らせたりと云ふ說を正しとすべし。その時臺座は台州の僧保寧が寄附せしなるべし。寺にて臺座後先は他佛のを取りて補へりと云へるは、此佛を于闐の像とせんとて遁詞を云ひしなり。（法隆寺に唐の李玄忠の寫せし法華經あり。さるを太子の持經とせんとて其跋文を封じ隱せしと同じ伎倆なり。）

廿八、イワシは賤しき人の食料なればイヤシの轉語

今こそあれ、昔は公產にも召されし魚にて、延喜式にも載せられたり。

廿九、黄鳥

本草綱目に由れば、今の朝鮮うぐひすなること疑無し。但し毛詩に黄鳥と云ふものはさる類のものにあら

ず。毛詩の黄鳥は搏黍也と云へり。黍を搏ちて食ふは小鳥と聞ゆれば、今清朝にて黄雀と云ふものなるべしと段玉裁云へり。これに由れば毛詩の黄鳥を朝鮮うぐひすとするは非なり。

卅、三幅對

中を佛像にすること定まりたる事なり。今も中を中尊と云ふは此詞の殘れるなり。左右の草木花鳥は是れに供するものにあらず、人の觀に供する爲めなり。これは宋元の佛寺に畫幅を掛くるに、寺院の事なれば、花鳥山水などばかりならんも如何がはしとにや、其中に佛像を書かせしならん。然れば中尊の佛ももと拜する爲めに畫きしにはあらず。されども佛像なれば僧徒は供養すべきを以て、是れにも香花をば備へしなり。太平記（卅三）新將軍京落の條の本尊脇繪花瓶香爐と有るも、脇繪即ち供養の草木ならば別に花瓶を設くることあるべからず。

卅一、かすていら

カスは城と譯し、テイラは糧と譯す。籠城するに此物を儲へて糧とするの名なりと、古人大槻玄卓翁語られき。

卅二、曼珠沙華

此花、漢名石蒜と云ふ。一名曼珠沙華と云ふは、天竺に曼珠沙華と云ふもの有るに比擬したるのみにして、眞の曼珠沙華にはあらず。たとへば石茄（朝鮮朝皃、氣チガヒナスビ）を一名曼陀羅華と云へど經文に云ふ

眞の曼陀羅華にはあらざると同じ。

卅三、多くの年を經るを何年ほだいと云ふ。

何年と云ふに南閻浮提と秀句に云ひ兼けたるのみ。殘念閔子騫の如し。

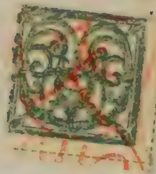
卅四、やつがれ

君臣の臣の字の訓とのみ思ふは謬りなり。倭名抄、君の次に臣僕と擧げて、臣を日本紀私記にヤツガレと引き、僕、和名上同と云へり。これも君臣の臣をヤツガレと訓ぜしなり。其實は君臣の臣はヤツコと訓むべし。（家子の義なり。この名後には奴の名とのみなりしは轉じたるなり。）雄略紀に人臣有レ事逃入二王室一と有る人臣の字、また神代紀に事レ汝爲二奴僕一とある奴僕の字、皆ヤツコと訓めり。臣字を日本紀にヤツガレと訓みしは、神武、垂仁、景行、仁德、履仲、允恭、舒明、皇極、孝德、天智、この卷卷に見えて、皆人に對し卑下する所にのみ云ひて（漢高祖紀なると同じ）君臣の臣を訓ぜしは一つも無し。然らばヤツガレは人に對して卑下する詞に限ること疑無し。遊仙窟の下官もヤツガレと訓めり。按ずるに、ヤツガレはヤツコワレと云ひしが約りたるなり。萬葉集にスメラワガウスノミテモテと有るは天皇の宣へるにて、續日本紀に八幡大神託宣には神我と云へり。天皇は天皇我と宣ひ、神は神我と宣ふに例すれば、ヤツコワレは臣我の義なり。是れヤツコとヤツガレとを分ち明らむべし。

卅五、さいの神

サへの神の誤なり。倭名抄に漢語抄を引きて、道祖佐部乃加美と有る、是れなり。神代卷口決に、岐神は道祖神なり、又名手向神、河海抄にも道祖神世にサへの神と云ひ、又手向ノ神と云ふとも有りしからは、サへの神とフナドの神とは同神なり。道饗祭祝詞に、大八衢に湯津磐村の如く塞坐皇神等ノ前に申サク、八衢比古、八衢比女、久那止ト御名ハ申シテとも有るクナト、フナトと同じ事なり。此神ハ伊邪那伎神、筑紫日向の橘小門の阿波岐原に至らしまして御禊し給ひ、御杖を棄て給ひしに成れる神を衝立船戸神と有る神なり。猿田彦の大神にはあらず。

右通計三十五條、條條直千金、今假顏此册、日每條千金。〔此一行ハ岡本保孝ノ附記ナリ。〕



大正十五年五月廿九日印刷
大正十五年六月五日發行

〔非賣品〕

日本古典全集第一回
狩谷棭齋全集
第三

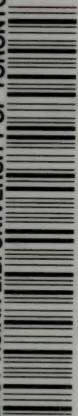
編纂者 與謝野寛
同 正宗敦夫
同 與謝野晶子
裝幀圖案者 廣川松五郎

東京府北豐島郡長崎村一六二
發行者 長島豐太郎

東京府北豐島郡長崎村一六二
印刷所 新樹製版印刷所
印刷者 高瀬清吉

發行所
東京府北豐島郡長崎村一六二
日本古典全集刊行會
振替口座東京七三〇三二
電話番號小石川七〇九九




EAST-ASIAN LIB. UNIVERSITY OF TORONTO
3 1761 03046 5835